

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|---------------|--|---|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 1 | 表見返 | | 「日本の世界遺産」（全体） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （文化遺産に限定されている。） | 3-(3) | | | | |
| 2 | 表見返 | 図 | 「⑩長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（長崎県）」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「長崎県」） | 3-(3) | | | | |
| 3 | 表見返 | 写真 | 「⑩紀伊山地の霊場と参詣道」のタイトル中、「参詣道」のルビ「さんけいどう」 | 不正確である。 | 3-(1) | | | | |
| 4 | 表見返 | 写真 | 「②姫路城」キャプション中、「世界文化遺産のほか多くの建物が国宝、重要文化財に指定されています」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 （「世界文化遺産」と「国宝、重要文化財」及び「多くの建物」との関係） | 3-(3) | | | | |
| 5 | 表見返 | 写真 | 「⑨琉球王国のグスク及び関連遺産群」キャプション中、「写真は那覇市の首里城跡の守礼門」 | 誤りである。 （「守礼門」） | 3-(1) | | | | |
| 6 | 表見返 | 図 | 地図「旧国名と都道府県名」中、隠岐・壹岐・対馬 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （国府のマークが欠落している。） | 3-(3) | | | | |
| 7 | 表見返 | 図 | 地図「畿内」中、和泉・河内・摂津のそれぞれの間の境界線 | 生徒にとって理解し難い表現である。 （古代の国境か現在の県境かわからない。） | 3-(3) | | | | |
| 8 | 表見返 | | 1881年ごろまでに今の1都1道2府43県に統合されました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （1881年ごろに現在の「都」があったかのように誤解する。） | 3-(3) | | | | |
| 9 | 2 | 11 - 16 | ■日本文明の伝統 世界のどの国にも、それぞれ固有の歴史があります。日本は…独自の文明を育みました。古代において日本は…自立した独自の文明を築いてきました。（31ページ22～23 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （華夷秩序、国風文化などとの関連） | 3-(3) | | | | |
| | | | 行目「この時代に日本人の穏やかな性格と日本文明の基礎が育まれたと考えられます。」も同様 | | | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|--------------------|---|---|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 10 | 3 | 囲み | 「3 高度100メートルから見た日本は「町工場の国」だ」中、「黒船来航で西洋文明の衝撃を受けた日本はこの150年間に工業立国をめざして成功しました」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（「150年間」） | 3-(3) | | | | |
| 11 | 7 | 写真 | ③キャプション「②碑から③拓本をとり」 | 不正確である。（③は拓本そのものではない。） | 3-(1) | | | | |
| 12 | 8 | 4 - 6 左 | この歴史という言葉は、明治時代の日本人が「ヒストリー」の訳語として、二つの漢字を組み合わせてつくったものです。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（江戸時代以前の「歴史」という言葉の存在） | 3-(3) | | | | |
| 13 | 8 | 11 - 14 左 | これはまだ歴史ではありません。王が死んだことと王妃が死んだことが、ばらばらの出来事として時間順に記されているだけだからです。こういう記録を年代記といいます。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（年代記と歴史の関係） | 3-(3) | | | | |
| 14 | 8 | 15 - 17 右 | 考古学的な史料は補助的には役立ちますが、それだけでは、一つの国や社会の歩みを物語として書くのはほとんど不可能です。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（考古学的な史料の価値） | 3-(3) | | | | |
| 15 | 9 | 2 - 3 右 | 源頼朝が鎌倉幕府を開いたのは紀元1192年になります。（同ページ下段の「歴史モノサシ」中、鎌倉時代の始まりを示す「1192」も同様） | 生徒にとって理解し難い表現である。（75ページ側注1との関連） | 3-(3) | | | | |
| 16 | 9 | 21 - 22 右 | 大化から■■■まで（同ページ下歴史モノサシ、11ページ右22～23行目、49ページ囲み⑤、279ページ囲み⑤、及び小見出し「平成から〇〇へ」、巻末折込年表「二〇一九」も同様） | 生徒にとって理解し難い表現である。 | 3-(3) | | | | |
| 17 | 10 | 2 - 3 左 | 大化以前の歴史について『日本書紀』には「干支」で年月を表した記述もあります。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（『日本書紀』が大化以後の歴史について「干支」で年月を表していないかのように誤解する。） | 3-(3) | | | | |
| 18 | 10 | 6 - 14 右 | ■皇紀（全体） | 生徒にとって理解し難い表現である。（同ページ左一行目見出し「●干支について」との関係が理解し難い。） | 3-(3) | | | | |
| 19 | 11 | 14 - 16 左 | 3年に一度「閏月」を設け、例えば4月の次に「閏4月」が来るようにして、季節とのズレを小さくしたのが太陰太陽暦です。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（「3年に一度」） | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|--------------------|---|--|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 20 | 14 | 2 - 3 右 | こうして堺は琉球などを仲介とする明との貿易を一時独占し | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (遣明船の航路の実態及び博多での貿易の存在) | 3-(3) | | | | |
| 21 | 15 | 3 - 4 左 | 大商人など10人の「会合衆」が堺の政治を動かしていました。(88ページ側注2も同様) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「会合衆」の人数が10人で固定されていたかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 22 | 15 | 5 左 | 利休もその会合衆の一人で、 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (88ページ側注2「有名な茶人の千利休もその一人だったといわれ」との関係) | 3-(3) | | | | |
| 23 | 15 | 7 - 4 左右 | 秀吉は全国統一を進める中で、堺の支配を強めました。自治都市を守るためにつくられていた環濠…のほとんどを埋め、町を管理する奉行を派遣したほか検地も実施しました。これにより自 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (織田信長による直轄支配) | 3-(3) | | | | |
| | | | 治制度は解体へと向かいました。 | | | | | | |
| 24 | 15 | 13 - 14 左 | 大岡昇平の『堺港攘夷始末』（中央公論社）などを読んで調べたところ | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (二次的な著作物の信頼性) | 3-(3) | | | | |
| 25 | 19 | 図 | 地図「平城京」中、「元興寺」のルビ「がんこうじ」 | 不正確である。 | 3-(1) | | | | |
| 26 | 19 | 図 | 地図「平城京」中、元興寺の位置 | 生徒が誤解するおそれのある図である。 (元興寺の規模) | 3-(3) | | | | |
| 27 | 19 | 図 | 地図「平城京」中、春日大社を示す記号 | 不正確である。 | 3-(3) | | | | |
| 28 | 19 | 表 | 下段「第1章 古代までの日本〈予告篇〉」中、「仁徳天皇 世界一の古墳に祀られている」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「祀られている」) | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|--------|---|---|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 29 | 19 | 表 | 「登場人物紹介コーナー」中、「アマテラスオオミカミ」と「神武天皇」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (タイトル「登場人物紹介コーナー」との関係) | 3-(3) | | | | |
| 30 | 20 | 写真 | ②最初の日本人の想像図（港川人） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。) | 3-(3) | | | | |
| 31 | 20 | 側注2 | 脳の容積は、次のように大きくなりました。猿人500ml、原人1000ml、新人1400ml。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。) | 3-(3) | | | | |
| 32 | 21 | 4 | 氷河時代 | 表記が不統一である。 (同ページ左上地図「④日本人の祖先が来た3つのルート」及び同ページ下欄外「チャレンジ」では「氷河期」) | 3-(4) | | | | |
| 33 | 21 | 図 | 「④日本人の祖先が来た3つのルート」中、津軽海峡 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (同地図キャプション中の「津軽海峡は100m以上の深さがあったので」との関係が理解し難い。) | 3-(3) | | | | |
| 34 | 21 | 図 | 「⑦黒曜石分布図」中、「神津島」のルビ 「こうずしま」 | 表記が不統一である。 (同図キャプション中のルビは「こうづしま」) | 3-(4) | | | | |
| 35 | 21 | 図 | 「⑦黒曜石分布図」の縮尺 | 脱字である。 (縮尺の数字) | 3-(2) | | | | |
| 36 | 22 | 図 | 「①古代の四大文明の発生した地域」中、「仰韶（洛陽）」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (両者が同一箇所であるかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 37 | 22 | 囲み | 「歴史の言葉 ②世界の古代文明」中、「オリエント・・・「東方」を意味し、メソポタミアとエジプトを合わせて指す言葉として使われました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (地域について限定的に過ぎる。) | 3-(3) | | | | |
| 38 | 22 | 側注3 | 「文明」中、「英語でシビリャイゼーション(Civilization)といい、これは都市化という意味です。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「Civilization」の意味) | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------------|------|---------------|---|---|---------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 39 | 22 | 側注4 | 「国家」中、「都市とその周辺を範囲とした国家を都市国家といい、農村を含む広大な領域を統治した国家を領域国家または中央集権国家とよんで区別します。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「農村を含む広大な領域を統治した国家」のことを「中央集権国家とよ」ぶかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| 40 | 23 | 9 | 紀元前3000年には、ナイル川流域にエジプト文明が発生し、 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代に関して断定的に過ぎる。) | 3-(3) | |
| 41 | 23 | 16 - 17 | 中国の黄河流域では、紀元前4000年ごろから、麦作を中心とした農耕と牧畜が始まりました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中国の農耕と牧畜の起源) | 3-(3) | |
| 42 | 23 | 囲み | 「④ピラミッドを造ったのは誰か」中、「約2500年前のギリシャの歴史家で、「歴史の父」と呼ばれるヘロドトスは、『歴史』という本で、「大ピラミッドは、10万人の奴隷が20年間働いて | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (引用であるかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| | | | 造ったもので、クフ王という残忍な王の墓である」と書きました。」 | | | |
| 43 | 25 | 10 - 11 | 中国文明の3大要素は、皇帝と、都市と、漢字だといわれます。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的表現であるかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| 44 | 25 | 19 - 23 | それでも、表意文字の漢字は、市場で売り買いつくるときには一通りの意味を伝えることができます。言葉の通じない民族同士でも、漢字を使って売り買いが成り立ちます。こうして中国の都 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な説であるかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| | | | 市は漢字によって流通の中心地として発展していきました。 | | | |
| 45 | 25 | 図 | ⑤シルクロード (2世紀ごろ) | 生徒にとって理解し難い図である。 (陸地の沿海部が水没しているように見える。) | 3-(3) | |
| 46 | 25 | 図 | 「⑤シルクロード (2世紀ごろ)」中、「バルティア」 | 誤記である。 | 3-(2) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|---------------|---------------|---|---|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 47 | 25 | 図 | 「⑥中華と四夷」中、「清河」 | 誤記である。 | 3-(2) | | | | |
| 48 | 27 | 1 - 3 | ここにアテネの民主政は完成しました。市民は月に2回、広場で開かれる民会に参加し、議論の末に投票権を行使しました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (アテネ民会の頻度) | 3-(3) | | | | |
| 49 | 27 | 8 - 20 | ローマは政治制度の上で、次の3つのもを後世に残しました。・・・第3は、「祖国」という意識です。ローマの軍隊は指揮官だけでなく末端の兵士に至るまで「祖国のために」という意 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ローマの「祖国」意識について断定的に過ぎる。) | 3-(3) | | | | |
| | | | 識をもって戦いました。 | | | | | | |
| 50 | 27 | 21 - 23 | 道路の発達、水道の完備、コロッセオや公衆浴場にみられるように、ローマ人の生活水準は高く、人類がそれを追い越すには18世紀の産業革命を待たねばなりません。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (産業革命以前の「生活水準」について、断定的に過ぎる。) | 3-(3) | | | | |
| 51 | 27 | 囲み | 「歴史の言葉 ギリシャ・ローマの歴史」中、「「ブルータス、お前もか！」 落ち目のカエサルが腹心のブルータスにまで裏切られたときに発した言葉」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時のカエサルの状況) | 3-(3) | | | | |
| 52 | 28 - 29 | 15 - 10 | 「一神教の登場とキリスト教」(全体) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『聖書』の教義がユダヤ教のみで用いられるかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 53 | 28 - 29 | 15 - 1 | 遊牧民族のヘブライ人(古代ユダヤ人)は、・・・彼らはバビロニア王国に滅ぼされ、多くは首都バビロンに強制移住させられましたが、紀元前6世紀に解放され、エルサレムに神殿を建設 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ヘブライ人がバビロンに強制移住させられた経緯) | 3-(3) | | | | |
| | | | しました。 | | | | | | |
| 54 | 29 | 囲み | 「⑦三大宗教の教義」中、「自らの隣人を愛することによって義とされる。」 | 脱字である。 | 3-(2) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|------------------|---|--|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 55 | 29 | 囲み | 「⑦三大宗教の教義」中、「六信」のルビ「ろんしん」 | 不正確である。 | 3-(1) | |
| 56 | 29 | 囲み | 「⑦三大宗教の教義」中、「イスラム教の教義 唯一神アラー、天使ガブリエル、預言者ムハンマド、聖典コーラン、来世、天命を信じ（六信）、」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（「六信」の内容について限定的に過ぎる。） | 3-(3) | |
| 57 | 31 | 16 - 17 | 稲作は、長江流域から伝わったものと考えられるようになりました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（水田稲作の伝来ルートについての学説状況） | 3-(3) | |
| 58 | 31 | 写真 | 「⑤縄文時代（約5800年前）のクッキー」キャプション中、「押出」のルビ「おんだん」 | 不正確である。 | 3-(1) | |
| 59 | 32 | 5 左 | 35棟の高床式倉庫と10棟以上の大型建物もありました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（これらの建物が同時期に存在したかのように誤解する。） | 3-(3) | |
| 60 | 32 | 6 - 7 左 | 集会場や共同作業場として使われました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（断定的に過ぎる。） | 3-(3) | |
| 61 | 32 | 写真 | ①食料などを貯蔵した高床式倉庫 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（復元されたものであることがわからない。） | 3-(3) | |
| 62 | 32 | 写真 | ③タイトル「6本の柱の大型建物」 | 不正確である。（大型建物の写真ではない。） | 3-(1) | |
| 63 | 33 | 右下囲み | タイトル中、「北海道・北東北遺跡群」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（学問的に確立した用語であるかのように誤解する。） | 3-(3) | |
| 64 | 34 | 写真 | 「②青銅器」の銅鐸 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（国宝マークが欠落している。） | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|---------------|---------------|---|---|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 65 | 35 | 10 - 12 | 220年に漢が滅んでから、6世紀末までの約370年間、中国大陸では複数の国に分裂した時代が続きました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (西晋の存在) | 3-(3) | | | | |
| 66 | 35 | 16 - 18 | 魏志倭人伝には、「倭の国には邪馬台国という大国があり、30ほどの小国を従え、女王の卑弥呼がこれをおさめていた」と記されていました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (魏志倭人伝の忠実な引用であるかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 67 | 35 | 囲み | 「⑥「漢委奴国王」の金印」中、「西暦57年、「倭の奴国が朝貢したので、光武帝は金印を賜った」という記事が『後漢書』にのっています。」 | 不正確である。 (「金印を賜った」) | 3-(1) | | | | |
| 68 | 35 | 囲み | 「外の目から見た日本 ⑧盗みがなく、争いの少ない社会」(全体) | 生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ囲み「⑦魏志倭人伝より」及び34ページ15～17行目との関連) | 3-(3) | | | | |
| 69 | 36 | 1 - 3 | 3世紀の後半、大和(奈良県)の豪族を中心とする強大な連合政権が誕生しました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「3世紀の後半」は断定的に過ぎる。) | 3-(3) | | | | |
| 70 | 36 - 37 | 19 - 1 | 大規模な古墳の多くは、入口が方形、その先が円形の墓からなる前方後円墳と呼ばれる形をしていました。(同ページ囲み「⑧前方後円墳」中、図「前方後円墳」も同様) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「入口」) | 3-(3) | | | | |
| 71 | 36 | 囲み | 「歴史の言葉 ④大和朝廷」中、「「ヤマト王権」とする用語も使われています。カタカナ書きは、地名との混同を避けるためです」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「ヤマト」の意味) | 3-(3) | | | | |
| 72 | 37 | 12 - 13 | 大王(スメラミコトのちの天皇) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (大王が「スメラミコト」であるかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 73 | 37 | 13 | 大阪市堺市 | 誤記である。 | 3-(2) | | | | |
| 74 | 37 | 図 | 「⑦古墳の分布」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (図中の赤丸が何を意味するのかがわからない。) | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|---------------|--|---|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 75 | 37 | 右下囲み | 「⑧前方後円墳」中、「溜池を掘り灌漑施設を作る時に掘り返された土を盛り上げたのです。古墳の大小は農地の広がりに関係しています。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「古墳の大小」と「農地の広がり」との関係） | 3-(3) | | | | |
| 76 | 38 | 囲み | 「③神道とは何か」中、「仏教や儒教など外来の思想が伝来するはるか以前から、日本にあった宗教が神道です。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （神道の宗教としての体系化の時期） | 3-(3) | | | | |
| 77 | 42 | 1 - 3 | 中国では三国時代のあと、4世紀には、漢民族の宋（南朝）と、遊牧民族の北魏（北朝）が争う南北朝時代となりました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （宋の建国年） | 3-(3) | | | | |
| 78 | 42 | 3 - 5 | 宋の歴史書には、4世紀に「倭の五王」（中国の文献では、讃・珍・濟・興・武の5人）が、次々に使者を送って朝貢したことが記録されていました。 | 誤りである。 （「4世紀」） | 3-(1) | | | | |
| 79 | 42 | 囲み | 「③大和朝廷（倭国）と東アジアの関係年表（4～5世紀）」中、「391 朝鮮半島に出兵し百済・新羅を服属させる。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「服属」） | 3-(3) | | | | |
| 80 | 42 | 囲み | 「③大和朝廷（倭国）と東アジアの関係年表（4～5世紀）」中、「399 倭・百済が連合して新羅を討つ。」 | 不正確である。 （広開土王碑文の記事との関係） | 3-(1) | | | | |
| 81 | 42 | 囲み | 「③大和朝廷（倭国）と東アジアの関係年表（4～5世紀）」中、「451 倭王済が宋から「…安東大將軍 倭国王」に任命される。」 | 誤りである。 （「安東大將軍」） | 3-(1) | | | | |
| 82 | 42 | 囲み | 「③大和朝廷（倭国）と東アジアの関係年表（4～5世紀）」中、「478…これを最後に中国王朝と断絶。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「断絶」） | 3-(3) | | | | |
| 83 | 43 | 6 - 8 | 高句麗の広開土王碑文には、倭国が一時、新羅、百済を属国にして高句麗と戦ったことが記されています。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「属国にして」） | 3-(3) | | | | |
| 84 | 43 | 14 - 15 | こうして任那は滅亡し、日本は朝鮮半島での足がかりを失いました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （大和朝廷の朝鮮半島における影響力の程度） | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|---------------|---|--|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 85 | 43 | 図 | 「④任那（加羅）」とキャプション中「（朴天秀『加耶と倭』をもとに作成）」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（図と朴天秀氏の説との関係） | 3-(3) | |
| 86 | 43 | 図 | 「④任那（加羅）」中、白線 | 生徒にとって理解し難い表現である。（凡例が欠落している。） | 3-(3) | |
| 87 | 43 | 図 | 「④任那（加羅）」中、縮尺 | 誤りである。 | 3-(1) | |
| 88 | 43 | 写真 | 「⑥稲荷山古墳鉄剣銘文」キャプション中、「（埼玉県立さきたま史跡の博物館蔵）」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（所蔵者） | 3-(3) | |
| 89 | 43 | 写真 | 「⑥稲荷山古墳鉄剣銘文」キャプション中、「万葉仮名で記されています。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（全文が万葉仮名であるかのように誤解する。） | 3-(3) | |
| 90 | 43 | 図 | さくらさんの吹き出し「考古学では武力による平定のあとは見つからないとそうよ」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（考古学上の武力による平定のあとの内容及びその解釈） | 3-(3) | |
| 91 | 43 | 図 | さくらさんの吹き出し中、「見つからないとそうよ」 | 誤記である。 | 3-(2) | |
| 92 | 44 | 2 - 4 | 欽明天皇の治世であった552年、金銅（銅・青銅の金メッキ）の仏像と経典を大和朝廷に献上しました。これを仏教伝来といいます。 | 生徒が誤解するおそれのある表現ある。（仏教伝来の年についての現在の学説状況） | 3-(3) | |
| 93 | 44 | 18 - 19 | 日本書記 | 誤記である。 | 3-(2) | |
| 94 | 44 | 18 - 19 | 聖徳太子は皇族の一人として生まれ、古事記や日本書記では厩戸皇子などとも表記されています。 | 学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。（内容の取扱い（3）のアの「後に「聖徳太子」と称されるようになったことに触れること」） | 2-(1) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|---------------|--|---|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 95 | 44 | 右上図 | 「②隋の中国統一と東アジア」中、対馬 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (塗色) | 3-(3) | | | | |
| 96 | 45 | 左上囲み | 「④聖徳太子と天皇の系図」中、天皇の代を表す数字(51・59・71・84の各ページも同様) | 生徒にとって理解し難い表現である。 (数字の根拠) | 3-(3) | | | | |
| 97 | 45 | 左上囲み | 「④聖徳太子と天皇の系図」中、聖徳太子の母親 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (赤丸が欠落している。) | 3-(3) | | | | |
| 98 | 46 | 左下表 | 「④聖徳太子事績年表」中、「615 仏教の研究書「三経義疏」成る」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。) | 3-(3) | | | | |
| 99 | 46 | 左下表 | 「④聖徳太子事績年表」中、「官位十二階」 | 誤記である。 | 3-(2) | | | | |
| 100 | 47 | 19 - 20 | 聖徳太子は、内政でも外交でも、8世紀に完成する日本の古代律令国家建設の方向を示した指導者でした。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (聖徳太子と古代律令国家建設との関係についての学説状況) | 3-(3) | | | | |
| 101 | 47 | 図 | 「⑧飛鳥地方の地図」中、「伝板蓋宮跡」 | 不正確である。 (史跡としての現在の正式名称) | 3-(1) | | | | |
| 102 | 48 | 囲み | 「③遣唐使船で遣わされた主要人物」中、「犬上御田鋤」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (このような表記が一般的であるかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 103 | 50 | 図 | タイトル「③水城の構想」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (図との関連がよくわからない。) | 3-(3) | | | | |
| 104 | 50 | 図 | 「③水城の構想 大宰府の守り「水城」」キャプション中、「濠の幅が約50mあり」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (図中に示された「幅50m」との関連) | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|--------------------|---|---|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 105 | 50 | 側注3 | 大宰府は地方官庁、太宰府は地名。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (混用の例) | 3-(3) | | | | |
| 106 | 51 | 10 | 「浄御原宮」ルビ「きよみはらぐう」 | 不正確である。 | 3-(1) | | | | |
| 107 | 51 | 21 - 22 | 689年には、日本という国号が用いられるようになりました。(52ページ右側8～11行目、裏見返年表「六八九「日本」という国号が定まる」も同様) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。) | 3-(3) | | | | |
| 108 | 52 | | 右側小見出し「1300年の歴史を持つ年号」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (以下1～23行目まで年号の話は出てこない。) | 3-(3) | | | | |
| 109 | 53 | 25 - 26 右 | 日本の皇室は、神話の時代から現代まで続く世界で最も古い王朝です。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (神話を史実であるかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 110 | 54 | 写真 | 「②平城京」キャプション中、「朱雀門から大極殿を望む」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (写真の朱雀門が復元されたものであることがわからない。) | 3-(3) | | | | |
| 111 | 55 | 20 - 22 | ただし、この制度は唐にならったもので、日本の社会になじまない部分もあり、朝廷は743年、墾田永年私財法を出し、農民が開墾した土地を私有地することを認め開墾を奨励しました。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (「日本の社会になじまない部分」と開墾を奨励することとの関係) | 3-(3) | | | | |
| 112 | 55 | 写真 | 「⑤長安の城壁跡」キャプション中、「長安(現在の西安)は、漢から唐にいたるまで多くの王朝の都となりましたが、10mをこえる城壁がめぐらされていました。」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (写真の城壁の建設時期がわからない。) | 3-(3) | | | | |
| 113 | 56 | 6 - 7 | その後、焼失・再建されてはいますが、金堂は現存する世界最古の木造建築物です。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (法隆寺は金堂のみが現存する世界最古の木造建築物であるかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 114 | 56 | 側注1 | 光明皇后は、悲田院(貧しい人や孤児の保護施設)、や施薬院(病人に薬や治療をほどこす施設)を建て、ご自身も病人の治療につとめました。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (本文中に側注1を示す番号が存在しない。) | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|---------------|--|--|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 115 | 58 | 図 | 「③主な宮都の位置」中、「飛鳥宮」(66ページ右下囲みも同様) | 不正確である。 (名称) | 3-(1) | | | | |
| 116 | 58 | 側注1 | 桓武天皇は、はじめ長岡京を造営しましたが、暗殺事件や皇族の非業の死などがあり、10年後に平安京に遷りました。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (本文中に側注1を示す番号が存在しない。) | 3-(3) | | | | |
| 117 | 59 | 図 | 「⑥藤原一族と皇族の関係図」 | 生徒が誤解するおそれのある図である。 (嬉子と後一条天皇・威子との関係、一条天皇と後一条天皇・後朱雀天皇との関係) | 3-(3) | | | | |
| 118 | 60 | 13 - 15 | 894(寛平6)年、右大臣・菅原道真の建言によって遣唐使が中止されました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (894年当時菅原道真が右大臣であったかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 119 | 60 | 図 | 「②延暦寺と金剛峯寺」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (府県名と市町村名の区別が付き難い。) | 3-(3) | | | | |
| 120 | 60 | 図 | 「②延暦寺と金剛峯寺」中、「比叡山延暦寺」の位置 | 不正確である。 | 3-(1) | | | | |
| 121 | 60 | 図 | 「②延暦寺と金剛峯寺」中、赤い点線 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (凡例がなく、理解し難い。) | 3-(3) | | | | |
| 122 | 60 | 囲み | 「③菅原道真が提唱した遣唐使中止の理由(894年)」中、「③日本と唐の文化は対等で、もはや学ぶべきものはない」・「④いつの間にか朝貢のようにあつかわれており、国の辱である」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (典拠「菅家文草」に対応する記述があるかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 123 | 60 | 囲み | 「④主な文学作品の成立年」中、「枕草子」・「大鏡」の成立年 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。) | 3-(3) | | | | |
| 124 | 63 | 写真 | 「源氏物語絵巻」キャプション中、「国立国会図書館蔵」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (所蔵者) | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|------------------|--|--|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 125 | 64 | タイトル | 「1 調べ学習のページ 比べてみよう！ 修学旅行で行く 奈良と京都」(206ページ, 250ページも同様) | 相互に矛盾している。 (4~6ページの目次の示すところと一致していない。) | 3-(1) | |
| 126 | 65 | 上囲み | 「わかったこと」中、「平等院の建物は、藤原道長の別荘でした。息子の藤原頼通が寺院に改め鳳凰堂としました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「鳳凰堂」が寺院名であるかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| 127 | 65 | 下囲み | 「奈良の東大寺と京都の平等院を比較してわかったこと」中、「京都の平等院…優雅で繊細な趣を持つ寝殿造りの国風文化建築様式」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (平等院と「寝殿造り」との関係) | 3-(3) | |
| 128 | 67 | 5 - 6 右 | 奈緒さんは、書かれている史料、君主の称号、中国の王朝との関係の4つの視点から次のような表をつくりました。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (「奈緒さん」が「4つの視点から」つくった表が存在しない。) | 3-(3) | |
| 129 | 67 | 右 | 【翔太君のノート・①について】(全体) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (天皇を「争いに巻き込まないしくみ」をこの時代につくった、とするのはは断定的に過ぎる。また、南北朝時代などの例。) | 3-(3) | |
| 130 | 68 | | 兄の一段目の吹き出し中、「古代までの日本は、約20万年前のアフリカでの「ホモ・サピエンス」(知恵のあるヒト)の誕生から、11世紀末の摂関政治の終わり頃まで、とても長いね。」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (アフリカにおけるホモ・サピエンス誕生と日本の古代史とを結ぶ意味) | 3-(3) | |
| 131 | 68 | | 弟の三段目の吹き出し中、「わが国強い国家となる必要性を感じさせた。」 | 脱字である。 | 3-(2) | |
| 132 | 68 | | 兄の三段目の吹き出し中、「以後、日本は一度も王朝の交代がなかったんだ。だから、日本は世界でも一番古い歴史をもった国家だといえるんだ。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「王朝」と「国家」との関係) | 3-(3) | |
| 133 | 69 | 表 | 「第2章 日本の中世<予告編>」中、平清盛の下「日宋貿易を始める」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日宋貿易が平清盛の時代に開始されたかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| 134 | 70 | 写真 | ①キャプション中、「警備の武士、僧兵たち」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「武士」) | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会 (歴史的分野) | | 学年 1-3 | |
|------------|------|---------------|--|--|--------|---------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 135 | 70 | 図 | 「②源氏・平氏の系図と武士の争乱」キャプション中、「乱」は中央政府への反乱、「役」は中央政府が乱を鎮めるために出兵することを意味します」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (文永・弘安の役、応仁の乱といった呼称の存在) | 3-(3) | | | | |
| 136 | 71 | 4 - 5 | 院政が始まると、白河上皇は、税の免除などの特権を荘園に与えたので、多くの荘園が上皇のもとに集まりました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (税を免除する主体) | 3-(3) | | | | |
| 137 | 71 | 写真 | 「③平治の乱」キャプション中、「平治物語絵巻 国立国会図書館蔵」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (所蔵者) | 3-(3) | | | | |
| 138 | 71 | 図 | 「④院政時代の天皇の系図」中、安徳天皇の即位の年齢(72ページ13~14行目も同様) | 不正確である。 | 3-(1) | | | | |
| 139 | 72 | 18 - 19 | 源頼朝は、流刑地の鎌倉を拠点として | 誤りである。 (「鎌倉」) | 3-(1) | | | | |
| 140 | 73 | 側注1 | 全国66か国のうち、平氏の領地は30か国あまりにおよびました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である (「領地」) | 3-(3) | | | | |
| 141 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」 | 学習上必要な縮尺が示されていない。 | 2-(10) | | | | |
| 142 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (いつの時点を示す地図かがわからない。) | 3-(3) | | | | |
| 143 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」中、紫色の点 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (凡例がなく、何を示しているのかわからない。) | 3-(3) | | | | |
| 144 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」中、「一ノ谷の戦い」の場所を示す記号の位置と「鎌倉」・「太宰府」の位置 | 不正確である。 | 3-(1) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|--------|--|--|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 145 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」中、「源頼朝の進軍」ルート、「源義経の進軍ルート」 | 不正確である。 | 3-(1) | |
| 146 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」中、「源義仲の勢力範囲」 | 不正確である。 (上野・下野までが含まれている。) | 3-(1) | |
| 147 | 73 | 囲み | 「⑥池禅尼に救われた源頼朝」中、「平治の乱で平清盛に敗れた源義朝は捕らえられて殺害されました。」 | 誤りである。 (「捕らえられて」) | 3-(1) | |
| 148 | 73 | 囲み | 「⑥池禅尼に救われた源頼朝」中、「義朝の嫡男で14歳で乱に加わった源頼朝も捕えられ」 | 不正確である。 (「14歳」) | 3-(1) | |
| 149 | 74 | 写真 | 「②空から見た当時の鎌倉」中、「若宮大路」のロゴ | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (右に寄りすぎている。) | 3-(3) | |
| 150 | 74 | 写真 | 「②空から見た当時の鎌倉」中、長谷寺の位置 | 不正確である。 | 3-(1) | |
| 151 | 77 | 写真 | 「一遍上人絵伝」 | 表記が不統一である。 (国宝マークが欠落している。) | 3-(4) | |
| 152 | 78 | 図 | ②モンゴル帝国の版図（13世紀後半の世界） | 生徒が誤解するおそれのある図である。 (「13世紀後半の世界」の状況) | 3-(3) | |
| 153 | 79 | 写真 | 「⑥北条時宗」キャプション中、「時宗はフビライの要求を拒否し、全国の御家人に戦う準備をよびかけました」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「全国の御家人」) | 3-(3) | |
| 154 | 79 | 囲み | 「⑦フビライの国書（1268年）」中、「高麗もわが東の藩属国として、あたかも君臣、父子のようにしている」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (原文との比較) | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------------|------|---------------|---|--|---------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 155 | 81 | 8 - 9 | 幕府は御家人の借金を帳消しにする徳政令を出しました。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ右囲み「⑤永仁の徳政令(一部)」との関係) | 3-(3) | |
| 156 | 81 | 写真 | 「④元寇防塁」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (防塁が復元されたものであることがわからない。) | 3-(3) | |
| 157 | 82 | 写真 | 「①鎌倉新仏教の6大宗派」中、栄西の肖像画のキャプション中、「建人寺蔵」 | 誤記である。 | 3-(2) | |
| 158 | 83 | 写真 | 「③金剛力士像」キャプション中、「運慶・快慶作」 | 不正確である。 (制作者名) | 3-(1) | |
| 159 | 84 | 囲み | 「⑤南北朝時代の天皇の系図」中、「※持明院・大覚寺は両派が拠点とした寺の名前」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「拠点とした寺」) | 3-(3) | |
| 160 | 84 | 図 | 「⑤南北朝時代の天皇の系図」中、「崇光」のルビ「すうこう」 | 不正確である。 | 3-(1) | |
| 161 | 85 | 18 - 20 | 1392(明德3)年、南北朝の合一を実現し、戦乱をおさめました。そして、足利氏と関わりの深い守護大名を、管領という新たな役職につけました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (管領が南北朝の合一後に新設された役職であるかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| 162 | 85 | 写真 | 「⑦花の御所 洛中洛外図屏風」キャプション中、「3代将軍足利義満が内裏北西の京都室町に造営。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (描かれている建物が義満の造営した御所であると誤解する。) | 3-(3) | |
| 163 | 85 | 図 | 「⑨室町幕府のしくみ」中、「門注所」 | 誤記である。 | 3-(2) | |
| 164 | 86 | 図 | 「③勘合」中、「①明は…半分を切り取った券(勘合)100枚を室町幕府に渡します。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (勘合が「半分に切り取った券」であるかのように誤解する。) | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|---------------|---|--|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 165 | 87 | 4 - 16 | 「琉球の中継貿易」（全体） | 学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 （内容の取扱い(3)のイの「琉球の文化についても触れること」） | 2-(1) | |
| 166 | 87 | 17 - 20 | 蝦夷地（北海道）では、アイヌとよばれる人々が、狩猟や漁業を行っていましたが、14世紀ごろに、津軽（青森県）の十三湊を拠点にした交易が始まり | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （アイヌが十三湊を拠点として交易を始めたように誤解する。） | 3-(3) | |
| 167 | 87 | 図 | 「⑤東アジアの海上交易のネットワークと倭寇の経路」中、博多の位置 | 不正確である。 | 3-(1) | |
| 168 | 87 | 図及び 写真 | 「⑧道南十二館と発掘された銭」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 （「道南十二館」の設置主体や役割について説明が欠落しており、発掘された古銭との関連がわからない。） | 3-(3) | |
| 169 | 88 | 写真 | 「②鍛冶職人「職人尽絵」」 | 表記が不統一である。 （重要文化財マークが欠落している。） | 3-(4) | |
| 170 | 89 | 囲み | 「⑤惣の掟の例」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （三ヶ条がそれぞれ出された時期） | 3-(3) | |
| 171 | 90 | 12 - 13 | 他所から入ってきた盗賊による略奪や暴行もさかんに行われました。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 （「①乱暴をはたらく足軽」との関連が理解し難い。） | 3-(3) | |
| 172 | 90 | 図 | 「①乱暴をはたらく足軽」 | 表記が不統一である。 （作品名が欠落している。） | 3-(4) | |
| 173 | 92 | 写真 | 「②銀閣」キャプション中、「銀箔を貼る予定があったので銀閣と称されるようになりました。」 | 不正確である。 （「銀閣」という呼称の由来） | 3-(1) | |
| 174 | 93 | 写真 | 「⑤書院造 東求堂同仁齋」キャプション中、「將軍義政が東山の別荘（銀閣）に設けた書齋。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （銀閣と東求堂が同じ建物であるかのように誤解する。） | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------------|---------------|--------|---|---|---------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 175 | 94 | 左 | 第一段落「鎌倉時代中期から皇室では亀山天皇の子孫の大覚寺統と後深草天皇の子孫の持明院統と呼ばれる2つの血統がありました。そこで鎌倉幕府は…交代で天皇に即位するように仲介し | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「2つの血統」と、鎌倉幕府が仲介することとの関係) | 3-(3) | |
| | | | ました。」 | | | |
| 176 | 94 | 写真 | キャプション「南朝皇居跡 吉野に逃れた後醍醐天皇はこの地を拠点とし、政務を行いました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (写真の建物と「南朝皇居跡」との関係) | 3-(3) | |
| 177 | 96 | 右下囲み | タイトル「わかったこと②佐藤さんのルーツ」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (97ページ上囲みタイトル「わかったこと②鈴木さんのルーツ」との関係) | 3-(3) | |
| 178 | 96 - 97 | 囲み | 「わかったこと②佐藤さんのルーツ」・「わかったこと②鈴木さんのルーツ」・「わかったこと③渡辺さんのルーツ」・「わかったこと④武田さんのルーツ」(全体) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。) | 3-(3) | |
| 179 | 99 | 左囲み | 【さくらさんのノート 足利尊氏】中、「②…1336年室町幕府を創設し」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (84ページ13～14行目「尊氏は、1338年には天皇から征夷大將軍に任命され、幕府を開きました」との関係) | 3-(3) | |
| 180 | 99 | 左囲み | 【さくらさんのノート 足利尊氏】中、「②…日明貿易、南北朝の合一などの事績を残した」及び「③…南北朝の合一を進めたのも尊氏で」 | 誤りである。 (義満の事績と混同している。) | 3-(1) | |
| 181 | 99 | 右囲み | 「「ひとこと」作文」中、「国風文化」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (中世と「国風文化」の関係) | 3-(3) | |
| 182 | 100 | 囲み | 姉の一段目の吹き出し中、「…朝廷は、軍事や治安を軽んじはじめたんだわ。貴族の勢力争いが激しくなり、院(上皇の役所)が武士を重く用いたので、武士の政治的発言力が強まったんだ | 生徒にとって理解し難い表現である。 (軍事や治安を軽んじたことと、武士の政治的発言力が強まることとの関係) | 3-(3) | |
| | | | わ | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|-------------|---|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 183 | 102 | 8 - 9 | いっぽう、7世紀にアラビア半島から広まったイスラム教は、「コーランか剣か」を合い言葉に布教を続け、 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「「コーランか剣か」を合い言葉に布教を続け、」） | 3-(3) | |
| 184 | 102 | 図 | 「②十字軍遠征当時のキリスト教世界とイスラム世界」中、「（塩野七生『十字軍物語』などをもとに作成）」 | 図の典拠は、信頼性のある適切なものが選ばれていない。 | 2-(9) | |
| 185 | 102 | 写真 | ③エルサレム | 表記が不統一である。 （同ページ、写真「①サンピエトロ大聖堂」には世界遺産マークがある。） | 3-(4) | |
| 186 | 103 | 写真 | 「⑤2つの聖母子像」中、「右はルネサンス時代のボッティチェリの作品です。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （作者） | 3-(3) | |
| 187 | 103 | 写真 | 「⑥十字軍」中、「絵は、エルサレムに向けて船出するところです。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （絵のモチーフ） | 3-(3) | |
| 188 | 105 | 図 | 「④地球を二分しようとしたポルトガルとスペイン」中、「16世紀に入ると、東半球でも両国の領土分割線が定められました。」 （同ページ右側欄さくらの吹き出し中、「世界をふたつに分けて支配しようなんてずいぶん勝手ね。」も同様） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （凡例には「スペイン・ポルトガルの勢力分割線」とある。） | 3-(3) | |
| 189 | 105 | 図 | 「④地球を二分しようとしたポルトガルとスペイン」中、「マゼラン」の線 | 生徒が誤解するおそれのある図である。 （同ページ表「⑤ヨーロッパ人による新航路の開拓（ス）はスペイン、（ポ）はポルトガル」中、「1522 マゼラン（ス）」に照らして、マゼランの出港地を誤解する。） | 3-(3) | |
| 190 | 105 | 図 | 「⑤ヨーロッパ人による新航路の開拓」中、「1534年、カトリックのイエズス会創立。」 | 不正確である。 （104ページ、写真①では「イエズス会」とある。） | 3-(1) | |
| 191 | 106 | 写真 | 「③フランシスコ・ザビエル」 | 表記が不統一である。 （重要文化財マークが欠落している。） | 3-(4) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|-----------------|--------|--|--|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 192 | 107 | 写真 | 「④南蛮屏風 狩野内膳筆」 | 表記が不統一である。 (重要文化財マークが欠落している。) | 3-(4) | | | | |
| 193 | 108 - 111 | | 「33 戦国大名」(全体)及び「もっと知りたい 戦国時代最大の激戦川中島の戦い」(全体)(145ページ「歴史用語ミニ辞典の作成」中、「戦国大名」及び146ページの兄と弟の会話と | 学習指導要領の示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のイの「応仁の乱後の社会的な変動」については、戦国の動乱も取り扱うようにすること) | 2-(1) | | | | |
| | | | 「第3章 近世の日本<まとめ図>も同様」) | | | | | | |
| 194 | 108 | 囲み | 「②300年以上命脈を保った毛利氏」中、「輝元の時代には豊臣秀吉政権の重臣となり、関ヶ原の戦いでは西軍の大將格として徳川家康に敗北しました」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (輝元が関ヶ原で実際に戦闘に参加したかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 195 | 112 | 写真 | 「①長篠合戦図屏風」キャプション中、「(愛知県・犬山城白帯文庫蔵)」 | 不正確である。 | 3-(1) | | | | |
| 196 | 113 | 図 | 「④秀吉の天下統一地図」中、「4 四国平定」・「5 九州平定」・「7 奥州平定」からのびる線がさしている地図上の印 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (印のある地点で実際に戦闘があったかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 197 | 114 | 囲み | 「②刀狩令」中、「一、とり集めた刀や短刀などは…かすがいに使え」 | 不正確である。 (「使え」) | 3-(1) | | | | |
| 198 | 115 - 16 | | 秀吉が目指したのは、あくまで大陸の明でしたが、それは、スペインが明を征服する計画があることを耳にし、その機先を制する意図があったともいわれています。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (秀吉の朝鮮出兵の意図についての学説状況) | 3-(3) | | | | |
| 199 | 115 | 17 | 文末についている注番号3 | 誤記である。 (対応する側注3がない。) | 3-(2) | | | | |
| 200 | 115 | 図 | 「⑤朝鮮出兵地図」中、済州島及び「羅州」の東西にある二つの小島の塗色(192ページ左上地図「①日露戦争の戦場」も同様) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (朝鮮半島の着色との差異) | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|-------------|---|--|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 201 | 115 | 図 | 「⑤朝鮮出兵地図」中、「対島」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な表記であるかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 202 | 115 | 図 | さくらさんの吹き出し中、「朝鮮出兵 って16世紀では世界最大規模の戦争だ ったといわれてるわ」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (確立した見解であるかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 203 | 119 | 囲み | 「④出雲阿国と歌舞伎」9～11行目「 元禄時代になって近松門左衛門、鶴屋 南北らの作家や、名優たちが現れ」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。(作家・ 鶴屋南北の活躍時期) | 3-(3) | | | | |
| 204 | 120 | 右上写 真 | 「①徳川家康」キャプション中、「(狩野探幽筆 大阪城天守閣蔵蔵)」 | 誤記である。 | 3-(2) | | | | |
| 205 | 122 | 写真 | 「④山田長政」キャプション中、「ア ユタヤ郊外の日本人町の頭領となり」 (同ページ右上地図「③朱印船の航路 と日本町」中、「マニラ(2000～3000 人が住む最大の日本人町)」も同様) | 生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ6行目「日本町」及び右上地図「③朱印船 の航路と日本町」との関係) | 3-(3) | | | | |
| 206 | 123 | 写真 | 「⑤島原の乱 島原陣図屏風」キャプ ション中、「朝倉市秋月郷土館蔵」 | 不正確である。 (所蔵機関の名称変更) | 3-(1) | | | | |
| 207 | 125 | 3 - 5 | アイヌは松前藩の商人の不正な交易の やり方に反発し、シャクシャインを頭 領として蜂起しましたが、松前藩の反 撃により敗北しました(シャクシャイン の乱) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「シャクシャインの乱」では、アイヌの蜂起の性 格について誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 208 | 125 | 写真 | 「⑦琉球貿易図屏風」キャプション中 、「滋賀大学経済学部付属史料館蔵」 | 不正確である。 | 3-(1) | | | | |
| 209 | 125 | 図 | 「⑧鎖国日本の4つの窓口」(144ペー ジ「地図問題2」も同様) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (塗色) | 3-(3) | | | | |
| 210 | 128 | 写真 | ①タイトル「聖堂講釈図」及びキャプ ション中の「東京大学史料編纂蔵」 | 誤記である。 | 3-(2) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------------|------|-------------------|--|---|---------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 211 | 129 | 18 - 20 | この日本式数学は、町人のみならず、きこりや樽職人までが問題を出し合っ て楽しみ、しかもその内容は当時の世 界的水準をこえていました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。) | 3-(3) | |
| 212 | 129 | 写真 | 「④燕子花図屏風 (右隻)」 | 表記が不統一である。 (国宝マークが欠落している。) | 3-(4) | |
| 213 | 132 | 写真 | 「③緒方洪庵」中, 「橋本佐内」 | 誤記である。 | 3-(2) | |
| 214 | 132 | 写真 | 「④シーボルト」キャプション中, 「 5年間の滞在中に蝦夷・樺太まで踏査 して」 | 誤りである。 | 3-(1) | |
| 215 | 133 | 表 | 「⑤おもな藩校と私塾一覧」中, 「1856 吉田松陰 松下村塾」 | 不正確である。 (松下村塾の設立年) | 3-(1) | |
| 216 | 133 | 写真 | 「⑧平賀源内」キャプション中, 「独 学でエレキテル (摩擦発電機)、寒暖 計などを発明しました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「発明」) | 3-(3) | |
| 217 | 134 | 1 - 17 左 | 「誰も読めなくなっていた『古事記 』」(全体) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 | 3-(3) | |
| 218 | 134 | 6 左 | 勅選国史 | 表記が不統一である。 (60ページ表「⑤主な文学作品の成立年」では「905 最初の勅撰和歌集…」) | 3-(4) | |
| 219 | 137 | 右下写 真 | 「⑦大塩平八郎の乱」キャプション中 , 「大坂町奉行所」 | 表記が不統一である。 (120ページ11行目では「大阪城」・「大阪夏の陣」) | 3-(4) | |
| 220 | 137 | 側注1 | 海外との貿易によって政治力をつけ、 藩財政の立て直しに成功した薩長両藩 は | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (長州藩が海外との貿易を行っていたかのように誤 解する。) | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------------|------|--------------------|---|--|---------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 221 | 140 | 14 - 15 右 | どんな不作のときも米価は2倍をこえず | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (基準の問題及び地域差) | 3-(3) | |
| 222 | 142 | 下囲み 右 | 水は地主などの町人が支払っていた。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (「水」を「支払う」) | 3-(3) | |
| 223 | 142 | 写真 | 「長屋の一角」を示す写真と「4畳半」を示す写真 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (写っている「長屋の一角」と「4畳半」が復元されたものであることがわからない。) | 3-(3) | |
| 224 | 144 | 囲み | 「地図問題 1」の選択肢「イ 中山道 江戸～下諏訪」・「ウ 甲州街道 江戸～京都」 | 誤りである。 | 3-(1) | |
| 225 | 144 | 囲み | 「地図問題 1」の選択肢「オ 奥州街道 江戸～白河」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (131ページ上地図「④江戸時代の交通路と都市および各地の特産品」に示す奥州街道との関連) | 3-(3) | |
| 226 | 145 | 囲み | 【さくらさんのノート ①について】中、「刀狩によって農民は耕作に専念する代わりに、武器を独占する武士たちがその安全を保障する制度が確立し」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (114ページ左囲み「知っ得ポイント 秀吉の刀狩の実態」との関連) | 3-(3) | |
| 227 | 145 | 右囲み | 【翔太君のノート ①について】中、「家光は政教分離を徹底するため、キリスト教の禁止強化と鎖国に踏み切ったのだと思う。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「政教分離」と家光時代に寺請制が形成されていくこととの関係) | 3-(3) | |
| 228 | 146 | 囲み | 兄の二段目の吹き出し中、「役割身分制」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (このような用語が一般的であるかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| 229 | 146 | 囲み | 兄の五段目の吹き出し中、「次の西欧との接触は250年後の幕末なんだよ」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (オランダとの関係) | 3-(3) | |
| 230 | 150 | 写真 | 「①代表的な3人の啓蒙思想家」中、「モンテスキュー・・・著書『民法の精神』」 | 不正確である。 (著書のタイトル) | 3-(1) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|---------------|---|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 231 | 150 | 囲み | 「②フランスの絶対王政」中、「フランスの絶対王政の隆盛を極めたのはルイ14世（1638～1715）で、・・・豪勢なヴェルサイユ宮殿を建設するなど太陽王と呼ばれました。しかしその後 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（ルイ14世の治績） | 3-(3) | |
| | | | アメリカの独立戦争を支持したこともあり、財政赤字を招きました。」 | | | |
| 232 | 152 | 表 | 「④産業革命期の発明年表」中、「1825 ストックトン＝ダ＝リントン間に鉄道開通」 | 誤植である。 | 3-(2) | |
| 233 | 153 | 21 - 23 | それでも、マルクスの理論と思想は、マルクス主義として19世紀から20世紀にかけて広い影響力を持ちました。しかし、それは理想とは逆の悲惨な結果をもたらしました。 | 生徒にとって理解し難い表現である。（19世紀から20世紀にかけてマルクス主義がもたらした結果について、一面的に過ぎる。） | 3-(3) | |
| 234 | 153 | 右囲み | 「ドイツの発展」中、「ドイツはそれまで神聖ローマ帝国としてゆるやかな連邦国家を形成していましたが、」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（神聖ローマ帝国の性質） | 3-(3) | |
| 235 | 153 | 囲み | 「⑥資本主義社会を批判したマルクス」中、「その最初の1行目には、「すべての歴史は階級闘争の歴史である」と書かれていました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（当該文が、『共産党宣言』全体の1行目にあるかのように誤解する。） | 3-(3) | |
| 236 | 154 | 6 | イギリスが最初に進出したのは、インドで、 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（アジアでイギリスが最初に進出した地域がインドであるかのように誤解する。） | 3-(3) | |
| 237 | 154 | 図 | 「①19世紀後半のヨーロッパ列強のアジア進出地図」中、マレー半島の塗色 | 生徒が誤解するおそれのある図である。（19世紀後半におけるイギリス領） | 3-(3) | |
| 238 | 155 | 3 - 4 | この時期のヨーロッパ人は、軍艦から大砲を撃って、植民地を征服し続けました（砲艦外交）。 | 生徒にとって理解し難い表現である。（「砲艦外交」の定義） | 3-(3) | |
| 239 | 155 | 9 - 13 | イギリスは、植民地のインド人にアヘンをつくらせ、・・・1840年、アヘン戦争が始まりました。 | 生徒にとって理解し難い表現である。（154ページ、11-14行目「1857年、・・・全国的な反乱となりました（インド大反乱）。これを武力で鎮圧したイギリスは、インド全土を支配下におさめ、植民地としました。」に照らして生徒が理解し難 | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------------|-----------------|---------------|---|--|---------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| | | | | い。) | | |
| 240 | 156 - 157 | | 「49 欧米諸国の日本接近」 (全体) | 学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 (内容B(3)のアの(エ)の「社会の変動や欧米諸国の接近、幕府の政治改革、新しい学問・思想の動きなどを基に、幕府の政治が次第に行き詰まりをみせ | 2-(1) | |
| | | | | たことを理解すること)」) | | |
| 241 | 156 | 10 - 12 | 1804 (文化元) 年にはレザノフが派遣されて幕府に通商を求めました。幕府が鎖国を理由に拒否すると、彼らは樺太や択捉島にある日本人の居留地を襲撃し日本人を殺傷しました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (幕府の通商拒否と日本人居留地襲撃との時間的關係) | 3-(3) | |
| 242 | 156 | 16 - 18 | 間宮林蔵は蝦夷地から樺太にかけて踏査し、従来大陸の陸続きであると思われていた樺太が島であることを世界で初めて発見しました (間宮海峡)。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「世界で初めて発見」) | 3-(3) | |
| 243 | 156 | 図 | 「①欧米諸国の船が目撃された件数」中、久米島の位置 | 不正確である。 | 3-(1) | |
| 244 | 157 | 1 - 4 | 1808 (文化5) 年、イギリスの軍艦フェートン号は…出迎えたオランダの商館員をとらえ、湾内を探索し、薪水 (薪と水) や食料を強奪しました (フェートン号事件)。(156ページ表「② | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (フェートン号事件当時のイギリスとオランダの關係) | 3-(3) | |
| | | | 主な外国船の接近」中、フェートン号事件の「目的等」欄の「薪水強奪」も同様) | | | |
| 245 | 157 | 4 - 6 | この事件に怒った幕府は、1825 (文政8) 年、異国船打払令を出し、外国船が来たら直ちに打ち払えと命じました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (フェートン号事件と異国船打払令との關係) | 3-(3) | |
| 246 | 157 | 7 - 10 | 1837 (天保8) 年、アメリカの商船モリソン号が、通商を求めるとともに…やって来ました。幕府はこれをイギリス船と誤認し、砲撃して追い払いました (モリソン号事件)。 | 不正確である。 (「幕府はこれをイギリス船と誤認し」) | 3-(1) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|-----------------|---------------|---|---|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 247 | 157 | 側注2 | 高野長英は永牢（無期懲役）罪となりました。 | 不正確である。 （「無期懲役」） | 3-(1) | | | | |
| 248 | 159 | 15 - 16 | 幕府は1858（安政5）年、独断で日米修好通商条約を結び、箱館、神奈川、新潟、兵庫、長崎の5港を開きました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （修好通商条約締結と兵庫開港との関係） | 3-(3) | | | | |
| 249 | 159 | 写真 | ⑤タイトル「ペリー神奈川上陸図」 | 不正確である。 | 3-(1) | | | | |
| 250 | 160 - 161 | 19 - 3 | 吉田松陰は…松下村塾という私塾で、門下生の若い藩士たちに尊王攘夷を説き、大きな感化をおよぼしていました。その松陰が安政の大獄で処刑されると、門下生の…桂小五郎（木戸孝允） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （吉田松陰・松下村塾と木戸孝允との関係） | 3-(3) | | | | |
| | | | らは | | | | | | |
| 251 | 162 | 18 - 19 | こうして尊王攘夷運動は尊皇倒幕運動へと転化していきました。 | 表記が不統一である。 （「尊王」と「尊皇」） | 3-(4) | | | | |
| 252 | 162 | 写真 | 「⑤坂本龍馬」キャプション中、「土佐藩を通じて徳川慶喜に大政奉還をはたらきかけたともいわれます。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （龍馬の実際の行動） | 3-(3) | | | | |
| 253 | 164 | 写真 | 「③錦の御旗」キャプション中、「かつて、承久の乱の後鳥羽上皇や…がかかげました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （承久の乱で後鳥羽上皇がかかげたとするのは断定的に過ぎる。） | 3-(3) | | | | |
| 254 | 166 | 11 - 12 | 1871（明治4）年からは太政大臣、右大臣、参議による閣議が政治を指導する仕組みとなりました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （左大臣の存在） | 3-(3) | | | | |
| 255 | 166 | 12 - 13 | しかし地方では版籍奉還後も藩主は藩知事として残り | 生徒が誤解するおそれのある表現である （「藩知事」が正式名称であるかのように誤解する。） | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|-----------------|------------------|--|--|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 256 | 166 | 囲み | 「③太政官（新政府）を構成する要人」中、「※「太政官」の読み方 日本の律令制では「だじょうかん」、明治維新政府は「だじょうかん」と読みます」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（断定的に過ぎる。） | 3-(3) | |
| 257 | 172 - 173 | | 「56 近隣諸国との国境画定」（全体） | 学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして扱いが不適切である。（内容の取扱い（4）のアの「その際、……竹島、尖閣諸島の編入についても触れること」） | 2-(1) | |
| 258 | 172 | 囲み | 「④「螢の光」と国境」中、「これは、国境が画定したのを受けて、千島から沖縄までが日本（やしま）だということ国民に教える意味も込められており」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（断定的に過ぎる。） | 3-(3) | |
| 259 | 173 | 囲み | 「知っ得ポイント」中、「明治政府が国境画定を急いだのは、そうした情報を得ていたからでした。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（確立した見解であるかのように誤解する。また、172ページ1～6行目との関係） | 3-(3) | |
| 260 | 174 | 9 左 | 「按司」のルビ「あんじ」 | 生徒にとって理解し難い表現である。（87ページ8行目「按司」ルビと不統一） | 3-(3) | |
| 261 | 174 | 20 左 | 徳川家康から琉球征伐の許しをもらった薩摩藩は | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（「征伐」） | 3-(3) | |
| 262 | 174 | 1 - 4 右 | 沖縄学の父といわれる伊波普猷は「琉球処分は一種の奴隷解放だ」と表現しました。身分差別を撤廃した近代的な法制度が導入されたからです。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（伊波普猷のいう「奴隷」状態） | 3-(3) | |
| 263 | 177 | 19 | 西郷が戦死して戦いは終わりました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（「戦死」） | 3-(3) | |
| 264 | 179 | 3 - 5 | いっぽう、幕府のもとで特権をもっていた仏教勢力への反発が起こり、各地で寺院や仏像を破壊する過激な動きがおきました（廃仏毀釈）。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（廃仏毀釈の原因の説明として一面的である。） | 3-(3) | |
| 265 | 179 | 囲み | 「⑥太陰暦から太陽暦に」中、「旧暦の明治5年12月3日が、新暦の1月1日となりました。2回の閏月もなくなりました。財政難の政府は官吏にはらっていた月給の3回分を節約できて、大助 | 生徒にとって理解し難い表現である。（閏月と月給支払いの回数との関係） | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|--------|---|---|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| | | | かりでした。」 | | | | | | |
| 266 | 182 | 左下囲み | 「④立志社と自由民権運動」中、「このため初期の立志社の中から植木枝盛、河野広中といった後の自由民権運動を支えた運動家たちが育っていきました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（立志社と河野広中との関係） | 3-(3) | | | | |
| 267 | 183 | 側注1 | 1990年の国会開設まで20年間つづき、 | 誤りである。（「1990年」） | 3-(1) | | | | |
| 268 | 183 | 側注2 | 藩閥とは、薩摩藩や長州藩の出身者が自藩の出身者で政府の要職を占めようとしたことをさします。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（藩閥の定義） | 3-(3) | | | | |
| 269 | 183 | 側注3 | 10月11日夜、御前会議で、10年後の国会開設などとともに、筆頭参議、大隈重信の罷免を決めました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（「御前会議」） | 3-(3) | | | | |
| 270 | 183 | 囲み | 「⑤民間の憲法草案」中、「各地で私擬憲法といわれる民間の憲法草案が作成されました。その総数は全国で3000件にも及びました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（「3000件」とするのは断定的に過ぎる。） | 3-(3) | | | | |
| 271 | 185 | 左上図 | 「④大日本帝国憲法による立憲国家のしくみ」中、囲み「衆議院 直接選挙」から下にのびる矢印の向き | 生徒にとって理解し難い表現である。（前ページ11～12行目「国民は選挙権をもち衆議院議員を選ぶことになりました」との関係） | 3-(3) | | | | |
| 272 | 185 | 右上囲み | 「⑤大日本帝国憲法の主な条文」中、「第55条 ①国務各大臣は天皇を補弼しその責に任ず」 | 生徒にとって理解し難い表現である。（「補弼」は184ページ7行目の「輔弼」との関連が理解し難い。） | 3-(3) | | | | |
| 273 | 188 | 2-4 | 1882（明治15）年には、一部の朝鮮軍人が日本に反発して暴動を起こしました（壬午事変）。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（壬午事変の原因） | 3-(3) | | | | |
| 274 | 189 | 図 | 「⑤列強による清国分割」の台湾の塗色及びキャプション中、「朝鮮、台湾と、台湾に近い福建省が日本の勢力圏でした。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（「勢力圏」） | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|-------------------|--|---|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 275 | 189 | 側注3 | 臥薪嘗胆 戦いに負けた王やその子が、薪の上に寝て痛みにたえたり、胆を嘗めて苦みを味わったりすることで、仕返しを忘れまいとしたという中国・春秋時代の故事です。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（「戦いに負けた王やその子」） | 3-(3) | | | | |
| 276 | 192 | 図 | 「①日露戦争の戦場」中、「ロシアは開通したシベリア鉄道と支線となる南満州鉄道を使って」 | 生徒にとって理解し難い表現である。（229ページ12～14行目「ロシアから長春より南の鉄道の営業権を譲り受け、南満州鉄道（満鉄）を設立しました」との関係） | 3-(3) | | | | |
| 277 | 193 | 右上図 | 「⑤日露戦争後の日本の領土と権益」中、「韓国における日本の支配権」 | 生徒にとって理解し難い表現である。（同ページ5行目には「朝鮮半島の指導権」） | 3-(3) | | | | |
| 278 | 193 | 写真 | 「⑥戦艦「三笠」」キャプション中、「現在は横須賀港に係留されています」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（「三笠」の現状） | 3-(3) | | | | |
| 279 | 194 | 右下地図 | 「バルチック艦隊の宮古島東海域通過と久松五勇士の進路」 | 誤りである。（経線・緯線） | 3-(1) | | | | |
| 280 | 195 | 3 - 15 右 | 「不眠不休で戦艦を修復」（全体） | 取り上げられている事項は、典拠に信頼性のある適切なものが選ばれていない。 | 2-(9) | | | | |
| 281 | 197 | 写真 | 「ベルリンで憲法調査の時期の伊藤博文」キャプション中、「伊東公資料館蔵」 | 誤記である。 | 3-(2) | | | | |
| 282 | 198 | 1 - 2 | 米、露、仏等の西欧列強 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（「西欧」） | 3-(3) | | | | |
| 283 | 198 | 8 - 20 | 「韓国併合」（全体） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（韓国併合の実態） | 3-(3) | | | | |
| 284 | 198 | 14 - 15 | 1910（明治43）年、日本は、親日派の勢力を背景に日韓議定書を結び、韓国併合を断行しました。 | 誤りである。（「日韓議定書」） | 3-(1) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|---------------|---|--|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 285 | 198 | 左上囲み | 「①保護国から併合へ」中、「皇帝はオランダのハーグで開かれていた万国平和会議に密使を送り、日本の非を訴えました。しかし、会議の議題とは違ったため伊藤ら日本側の反発を招き」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (密使の運動の実態及び伊藤らの反発の理由) | 3-(3) | |
| 286 | 198 | 右上写真 | 「②日本語と朝鮮語（ハングル）を併用する教科書」中、「李朝時代は普及していなかった文字ハングル」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ハングル普及の程度) | 3-(3) | |
| 287 | 198 | 右上写真 | 「②日本語と朝鮮語（ハングル）を併用する教科書」中、「李朝時代」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (86ページ18行目「朝鮮（李氏朝鮮）」との関係) | 3-(3) | |
| 288 | 199 | 20 - 21 | 清朝滅亡後の中国は、軍閥の割拠する無法地帯と化しました。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (「無法地帯と化しました。」) | 3-(3) | |
| 289 | 199 | 20 | 「軍閥」のルビ「ぐんぱつ」 (228ページ16行目も同様) | 誤記である。 | 3-(2) | |
| 290 | 199 | 左上囲み | 「④孫文と日本」中、「東京同盟会」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ8～9行目では「東京で中国同盟会を組織しました。」) | 3-(3) | |
| 291 | 199 | 囲み | 「⑥近代中国をつくった日本文化」中、「1300年の間、優秀な人材を漢籍の世界にしぼり付けていた科挙の制度は廃止され、毎年平均5000人、総数で10万人を超える留学生が日本にやってきました。」 | 不正確である。 (「総数で10万人を超える」) | 3-(1) | |
| | | | ました。」 | | | |
| 292 | 199 | 囲み | 「⑥近代中国をつくった日本文化」中、「現代中国語の辞書に掲載された語彙の70パーセントは日本語に由来するとされています。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (数字の根拠) | 3-(3) | |
| 293 | 200 | 写真 | 「②建設中の八幡製鉄所」キャプション中、「(新日鉄住金株式会社八幡製鉄所蔵)」 | 不正確である。 (所蔵者) | 3-(1) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------------|------|--------------|---|---|---------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 294 | 202 | 囲み | 「①日露戦争と長岡半太郎」中、「日露戦争中も旅順攻略戦をまるで物理学のように研究していたことがわかっています。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「研究していた」) | 3-(3) | |
| 295 | 209 | 囲み | 「【さくらさんが作った①の表】」中、「統治者 幕府に認知された藩主 (大名)」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (「認知」) | 3-(3) | |
| 296 | 210 | 囲み | 姉の一段目の吹き出し中、「最後に日本にやって来たのが、アメリカのペリー提督だったというわけね。」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (「最後に」が何の最後なのか理解し難い。) | 3-(3) | |
| 297 | 210 | 囲み | 妹の三段目の吹き出し中、「憲法ができたころ、東アジアにロシアの脅威が迫ってきたのね。これを打ち破ったのが、日清・日露の二つの戦争だったんだわ。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日清戦争と「ロシアの脅威」との関係) | 3-(3) | |
| 298 | 212 | 図 | 「①三国同盟と三国協商」中、「同盟とは、条約のように文書で結ばれる国家関係のこと。協商とは、文書での取り決めはしないが強いつながりを示す外交用語です。」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (「協商」の定義) | 3-(3) | |
| 299 | 213 | 8 - 10 | 日本は、中国に対し、ドイツが山東省にもっていた権益を日本に譲ることなどを要求しました (二十一か条要求)。…大総統の袁世凱は、日本の要求の大部分を正当なものと認めつつ | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「大部分を正当なものと認めつつ」) | 3-(3) | |
| 300 | 215 | 写真 | 「⑦工場ではたらく女性」中、「多くの男性が出兵したことで、女性の社会進出をうながすことになりました。」 | 誤記である。 (「出兵」) | 3-(2) | |
| 301 | 216 | 図 | ②第一次世界大戦後のヨーロッパ地図 | 生徒が誤解するおそれのある図である。 (アイルランドが「ベルサイユ条約の民族自決の原則で独立した国」であるかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| 302 | 216 | 囲み | 「③日本の人種平等案はなぜ否決されたのか」中、「この対立がのちの日米戦争の一因となったという見方もあります。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (確立された学問的見解であるかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| 303 | 219 | 表 | 「⑥藩閥内閣から政党内閣へ」中、伊藤博文の首相代数を示す数字「10」 | 表記が不統一である。 (★マークが欠落している。) | 3-(4) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|---------------|--|--|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 304 | 221 | 7 | 門戸解放 | 誤記である。 | 3-(2) | | | | |
| 305 | 221 | 7 - 9 | 中国における権益問題では、領土保全、門戸解放が「九か国条約」として成文化されました。ただ、中国はこの条約を守りませんでした。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (「九か国条約」と中国との関係) | 3-(3) | | | | |
| 306 | 221 | 17 - 18 | 死者は10万5000人に達しました（関東大震災）。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「死者」) | 3-(3) | | | | |
| 307 | 222 | 上囲み | 「①大正期の代表的作家・研究者」中、志賀直哉の説明文 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (志賀直哉が文化勲章を受章していないかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 308 | 223 | 写真 | 「⑤三越開店のポスター」キャプション中、「とうい言葉」 | 誤記である。 | 3-(2) | | | | |
| 309 | 225 | 囲み | ⑧軍縮の時代」7～8行目「米英日の補助艦の比率が10：10：7に定められ」 | 不正確である。 (日本の比率) | 3-(1) | | | | |
| 310 | 226 | 側注 | 側注1全体 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (コミンテルンの性質) | 3-(3) | | | | |
| 311 | 226 | 写真 | 「②ヒトラー（1889～1945）」中、「ミュンヘンに出てナチスを創設しました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ヒトラーとナチ党との関係) | 3-(3) | | | | |
| 312 | 227 | 4 - 6 | 各国の共産党は、コミンテルンの支部と位置づけられ、モスクワの本部の指令に従って、それぞれの国の政府を転覆するなど、破壊活動を行いました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (各国の共産党の一般的な活動) | 3-(3) | | | | |
| 313 | 228 | 5 - 10 | レーニンとは…欧米諸国のアジアの植民地や従属国を革命運動の主要な舞台とし、間接的に宗主国に打撃を与える「アジア迂回政策」をとるようになりました。この戦略のもとで主要な活動拠 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「アジア迂回政策」の存在の根拠及び当時の日本と中国との関係) | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|---------------|--|---|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| | | | 点に選ばれたのは中国で、イギリス、次いで日本を標的としたテロ活動が組織されました。 | | | | | | |
| 314 | 228 | 17 - 19 | 同時に中国では、不平等条約によって中国に権益をもつ日本や欧米諸国を排撃する動きが高まりました。それは列強の支配に対する中国人の民族的反発とも見えますが、 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「中国人の民族的反発とも見えますが」） | 3-(3) | | | | |
| 315 | 228 | 左上図 | 「①北伐の経路図」中、「1927.9 国民政府」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （国民政府樹立の時期） | 3-(3) | | | | |
| 316 | 228 | 囲み | 「③コミンテルンの世界戦略と中国」中、「北伐の中国革命軍に潜り込んだ共産党員は、1927年、南京で日本を含む各国の大使館を襲い、略奪、暴行、殺人の限りを尽くしました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （断定的に過ぎる。） | 3-(3) | | | | |
| 317 | 229 | 8 - 9 | しかし、それを日本の弱みと見てつけ込む中国の排日運動は一層激しくなり、協調外交は行きづまりました。（同ページ右側のさくらさんの吹き出し中のせりふも同様） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （協調外交と排日運動との関係） | 3-(3) | | | | |
| 318 | 229 | 17 - 18 | 1928（昭和3）年、満州の軍閥・張作霖は列車で移動中、何者かに爆殺されました。これは日本軍の仕業ともいわれ、 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （張作霖爆殺事件についての学説状況） | 3-(3) | | | | |
| 319 | 229 | 図 | 「⑦日露協約（1912年）によって定められた日露の勢力範囲」中、「116° 27°」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 | 3-(3) | | | | |
| 320 | 230 | 上囲み | 「②満州はなぜ建国されたのか」中、「満州はもとは「満洲」（州にさんずい）という狩猟民の故郷だった土地で」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 （「満洲」（州にさんずい）」） | 3-(3) | | | | |
| 321 | 230 | 上囲み | 「②満州はなぜ建国されたのか」中、「満州事変後、満州国が建国されたのは、日本が満州の土地を守り、治安を安定させ、ソ連に対処するためでした。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （満州国建国の理由として一面的である。） | 3-(3) | | | | |
| 322 | 231 | 右上写真 | 「⑦二・二六事件」キャプション中、「侍従長として天皇の信頼があつかった鈴木貫太郎（写真左側中段）は」 | 誤りである。 （「写真左側中段」の人物は鈴木貫太郎ではない。） | 3-(1) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|-----------------|---------------|--|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 323 | 232 - 233 | 14 - 15 | 「日中戦争の始まり」（全体） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （第二次上海事変及び日中戦争の実態） | 3-(3) | |
| 324 | 232 | 上囲み | 「②日本と中国はなぜ和平を実現できなかったのか」（全体） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日中間の和平が実現しなかった原因として一面的である。） | 3-(3) | |
| 325 | 233 | 右囲み | 「⑥通州事件」中、「通州事件は、2年も前から計画されていました」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （断定的に過ぎる。） | 3-(3) | |
| 326 | 233 | 右囲み | 「⑥通州事件」中、「これだけの仕打ちを受けながら、日本はその被害を効果的に世界に訴えることをしませんでした」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 （同囲み中の「北京東方の城壁都市・通州には親日的な地方政権がありました」との関係が理解し難い。） | 3-(3) | |
| 327 | 235 | 図 | 「⑤日中戦争の展開」中、「満州事変」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 （日中戦争の展開と満州事変との関係） | 3-(3) | |
| 328 | 235 | 写真 | 「⑥フライング・タイガーズの戦闘機」キャプション中、「この時、アメリカは対日戦争を実質的に始めました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （実際の日米戦争開始との関係） | 3-(3) | |
| 329 | 235 | 囲み | 「⑦北進・南進論とゾルゲ事件」中、「北方のソ連の脅威…に対処しようとするのが「北進論」、東南アジアなどの南方に進出して…石油資源などを入手しようとするのが「南進論」です。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （武力をともなう「南進論」が伝統的な考え方であるかのように誤解する。） | 3-(3) | |
| | | | 日本には伝統的に二つの考え方がある | | | |
| 330 | 235 | 囲み | 「⑦北進・南進論とゾルゲ事件」中、「コミンテルンはソ連国籍のドイツ人リヒャルト・ゾルゲをスパイとして1933年9月、日本に派遣しました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ゾルゲの所属） | 3-(3) | |
| 331 | 236 | 図 | 「②第二次世界大戦開始後・日米開戦直前の国際関係」中、ドイツから中国へのびる青い矢印 | 生徒が誤解するおそれのある図である。 （当時の中独関係） | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|-----------------|---------------|---|--|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 332 | 236 | 表 | 「③第二次世界大戦の経過（年表）」中、「1937.8 日中戦争始まるア」 | 生徒が誤解するおそれのある表である。（日中戦争の開始時期） | 3-(3) | | | | |
| 333 | 237 | | 下欄外「チャレンジ」中、「ABCD包網」 | 脱字である。 | 3-(2) | | | | |
| 334 | 237 | | 下欄外「チャレンジ」中、「ABCD包網を敷いた4つの国」 | 生徒にとって理解し難い表現である。（同ページ2～3行目「日本の新聞はこれを国名の頭文字から「ABCD包網」とよびました。」との関連） | 3-(3) | | | | |
| 335 | 238 | 側注3 | 攻撃開始前に日米交渉の打ち切りを通告する予定だったのですが、ワシントンの日本大使館の不幸で、攻撃後の通告となりました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（攻撃後の通告となった理由） | 3-(3) | | | | |
| 336 | 239 | 囲み | 「⑥開戦を聞いた文化人の声」中、坂口安吾の声（全体） | 史料の扱いが公正でない。（引用された史料は小説である。） | 2-(9) | | | | |
| 337 | 239 | 囲み | 「⑥開戦を聞いた文化人の声」中、坂口安吾の声（全体） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（中略部分の存在が示されていない。） | 3-(3) | | | | |
| 338 | 239 | 側注5 | 1943年にドイツ軍はソ連のスターリングラードに攻め込みましたが、敗退しました。 | 誤りである。（年次） | 3-(1) | | | | |
| 339 | 239 | 図 | 「④大東亜戦争（太平洋戦争）の展開」中、「最大進出戦線」の外側の塗色（252ページ下「地図問題」の地図も同様） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（「最大進出戦線」の外側に「日本の領土・勢力範囲」が存在しているように見える。） | 3-(3) | | | | |
| 340 | 240 - 241 | 18 - 16 | 「アジア諸国と日本」（全体） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（日本の戦争目的及び占領の実態及び262ページ8～9行目との関係） | 3-(3) | | | | |
| 341 | 240 | 囲み | ③タイトル「大東亜会議におけるアジア諸国代表の発言（1943年11月15～16日）」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（大東亜会議の開催日程） | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------------|------|-------------|--|--|---------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 342 | 240 | 写真 | 「①大東亜会議の出席者たち」キャプション中、「中華民国南京政府 (南京に設立された日本に協力的な政府)」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (重慶政府との関係) | 3-(3) | |
| 343 | 240 | 写真 | 「①大東亜会議の出席者たち」キャプション中、「日本は1943年、ビルマ、フィリピンを独立させ…1945年には、ベトナム、カンボジア、ラオスの独立を実現させました」(254ページ下「 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (249ページ右下表「アジア諸国の独立」との関係) | 3-(3) | |
| | | | 第5章 2つの世界大戦と日本・まとめ図」中の「大東亜会議・アジアの独立」も同様) | | | |
| 344 | 241 | 囲み | 「⑤日本を解放軍としてむかえたインドネシアの人々」(全体) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日本のインドネシア占領の実態) | 3-(3) | |
| 345 | 241 | 囲み | 「⑤日本を解放軍としてむかえたインドネシアの人々」中、「郷土防衛隊 (略称=PETA)」及び「⑥インドネシア独立戦争に加わった日本兵」中、「PETA (郷土防衛隊)」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (249ページ左25行目では「PETA (郷土防衛義勇軍)」) | 3-(3) | |
| 346 | 242 | 囲み | 「④創氏改名とは何か」中、「当時の朝鮮の姓は約250ほどで、同姓の人が多いため、朝鮮総督府は住民に「氏」を決めさせ、戸籍に登録させました。これが「創氏」です。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「創氏」が実行された理由) | 3-(3) | |
| 347 | 242 | 囲み | 「④創氏改名とは何か」中、「日本風の氏を強制することはありませんでしたが、多くの朝鮮人がそれを希望しました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「創氏」に対する朝鮮人の反応) | 3-(3) | |
| 348 | 243 | 1 - 2 | 戦争末期には朝鮮・台湾の人々にも徴兵や徴用が適用され、また日本の鉱山などで日本人とともに働きました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (戦争末期における朝鮮・台湾の人々の労働の実態) | 3-(3) | |
| 349 | 244 | 側注1 | 日本軍の死者約9万4000人を出す激戦の末 | 不正確である。 (「日本軍の死者」) | 3-(1) | |
| 350 | 245 | 2 - 7 | 鈴木貫太郎首相や主要な閣僚は、ポツダム宣言が条件付きの降伏要求であることに着目し、これを受諾する方向に傾きました。しかし、阿南惟幾陸軍大臣は…反対し、本土決戦を主張して譲 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ポツダム宣言受諾論と反対論の対立と原爆投下との時系列) | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|--------------------|---|--|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| | | | りませんでした。 8月6日、アメリカは世界最初の原子爆弾（原爆）を広島に投下しました。 | | | | | | |
| 351 | 246 | 8 - 9 左 | 札幌農学校を卒業後、農政学を学ぶため渡米します。アメリカで新渡戸はキリスト教徒となり | 不正確である。 （入信時期） | 3-(1) | | | | |
| 352 | 246 | 11 - 13 左 | 日本人の真の姿を世界に知ってもらおうと、1899（明治32）年、英語で『武士道』という本を書きました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （『武士道』の出版年） | 3-(3) | | | | |
| 353 | 246 | 15 - 17 右 | 新渡戸は官職のほかにも京都帝国大学教授…などもつとめ | 生徒にとって理解し難い表現である。 （「官職」と「京都帝国大学教授」・「第一高等学校校長」・「東京帝国大学教授」との関係） | 3-(3) | | | | |
| 354 | 247 | | 「日本軍の戦争犯罪」（全体） | 生徒にとって理解し難い表現である。 （日本軍の戦争犯罪の実態） | 3-(3) | | | | |
| 355 | 248 | 12 - 13 左 | また中国でも、多くの死傷者が出ました。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 （中国で多くの死傷者が出た経緯） | 3-(3) | | | | |
| 356 | 249 | 19 - 21 左 | 西暦の1945年を使わず、独立の機縁となった日本に敬意を表して、独立記念日を日本の皇紀で表現したのです。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （インドネシア独立宣言文で皇紀を使った理由について、断定的に過ぎる。） | 3-(3) | | | | |
| 357 | 249 | 26 - 30 左 | スディルマン将軍は・・・独立戦争が始まると志願兵となり、選挙で最高司令官に選ばれました。独立戦争では残留日本兵とともに戦いました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「独立戦争」開始時におけるスディルマン将軍の地位） | 3-(3) | | | | |
| 358 | 250 | 5 - 7 | 「原爆の破壊力はどのようなものか」下「両市の死者は21万人以上となりました。」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 （251ページ囲み「戦後アメリカの原爆論の展開」の「フーバー大統領回顧録」中、「両市あわせて30万人以上の市民」との関係） | 3-(3) | | | | |
| 359 | 252 | | 「復習問題」⑬中、「上海事件」及び⑭中、「アジア開放」 | 誤記である。 | 3-(2) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|--------------------|---|---|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 360 | 253 | 右上囲み | 【課題②について書いたさくらのノート】中、「③ワシントン会議でアメリカは日英同盟の破棄に動いた。」 | 不正確である。 （「破棄」） | 3-(1) | | | | |
| 361 | 253 | 右上囲み | 【課題②について書いたさくらのノート】中、「⑤日本と中国の紛争においてアメリカは中国を支援し、日中戦争が始まってからも援蒋ルートによる支援を続けたので、日中戦争は泥沼 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日中戦争長期化の原因） | 3-(3) | | | | |
| | | | 化した。」 | | | | | | |
| 362 | 253 | 右上囲み | 【課題②について書いたさくらのノート】中、「⑥アメリカが石油輸出禁止など経済封鎖をしたため、日本は資源を求めて東南アジアに進出した。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （アメリカの石油輸出禁止と日本の東南アジア進出との時系列的関係） | 3-(3) | | | | |
| 363 | 253 | 右下囲み | 【「戦争」を選んださくらのノート】中、「さらに、敗戦によって日本の歴史上初めて外国の占領統治下に置かれ」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 （第5章には占領統治が出てこない。） | 3-(3) | | | | |
| 364 | 254 | 囲み | 兄の一段目の吹き出し中、「レーニンは世界に革命を広げるためにコミンテルンを組織し、各国でスパイとテロによる破壊活動を始めたんだ。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （コミンテルンの活動内容） | 3-(3) | | | | |
| 365 | 254 | 囲み | 兄の二段目の吹き出し中、「これに脅威を感じたスターリンは中国に反日活動をけしかけ、日本を挑発して日中戦争に引きずり込むことに成功したんだね。同時に、日本はアメリカとの戦争 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日中戦争・太平洋戦争の原因と経緯） | 3-(3) | | | | |
| | | | にも引きずり込まれたわけだ。」 | | | | | | |
| 366 | 258 | 22 - 24 右 | こうしたGHQの見方をもとに、1946（昭和21）年5月から2年半にわたって開かれたのが、東京裁判です。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （東京裁判が開かれる経緯及び東京裁判とGHQとの関係） | 3-(3) | | | | |
| 367 | 262 | 13 - 16 | ソ連は講和会議には参加しましたが…調印を拒否しました。この結果、日本とソ連との平和条約は締結されず、終戦直後、ソ連が不法に占拠した北方4島の返還は先送りされました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ソ連の調印拒否と平和条約締結・北方4島返還との関係） | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------------|------|---------------|--|--|---------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 368 | 263 | 囲み | 「⑥北方領土」中、「北方領土は…千島列島のうち択捉島、国後島、歯舞群島、色丹島の北方4島の範囲を指しません」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (同囲み2~4行目「しかし国後島、択捉島、色丹島、歯舞群島の北方4島は、その千島列島には含まれず」との関連が理解し難い。) | 3-(3) | |
| 369 | 264 | 表 | 「①冷戦の経過」中、「1949・・・中華人民共和国 (共産党政権) 成立」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (成立時の中華人民共和国の性格) | 3-(3) | |
| 370 | 264 | 表 | 「②戦後から1960年代までの主要な内閣の総理大臣と主な仕事」中、「1948 吉田茂 (第2次) サンフランシスコ講和条約 (1951)」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (条約締結・発効時の吉田内閣) | 3-(3) | |
| 371 | 265 | 5 - 6 | 吉田茂政権など自由党政権も、経済政策を優先させたため、改憲論議は遠のいていきました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「吉田茂など自由党政権」と自民政権との時系列的関係) | 3-(3) | |
| 372 | 265 | 囲み | 「⑥岸信介首相と安保改定」中、「日米安保条約を改正するため」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (「改正」はタイトルの「安保改定」と不一致) | 3-(3) | |
| 373 | 267 | 9 - 10 | 奄美諸島 | 表記が不統一である。 (262ページ17行目では「奄美群島」) | 3-(4) | |
| 374 | 269 | 10 右 | オリンピックには93か国5588人が参加しました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (93か国) | 3-(3) | |
| 375 | 270 | 16 - 18 | 中国では共産党をひきいる毛沢東国家主席が「大躍進」と呼ばれた農業政策に失敗し、 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「大躍進」の性格) | 3-(3) | |
| 376 | 271 | | 小見出し「米の政策転換と日中国交回復」(286ページ②及び288ページ下「第6章 現代の日本と世界・まとめ図」も同様) | 不正確である。 (「日中国交回復」) | 3-(1) | |
| 377 | 273 | 18 - 19 | また現代では日本の和食が世界的に注目され、2013 (平成25) 年、世界無形文化遺産に選ばれました。(同ページ上写真「⑥「和食」が世界無形文化遺産に」も同様) | 不正確である。 (「世界無形文化遺産」) | 3-(1) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------------|------|--------------------|---|---|---------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 378 | 273 | 表 | 「㉑日本人のノーベル賞受賞者 (一覧表)」中, 「江崎玲於奈」のルビ「えざきれおな」 | 不正確である。 | 3-(1) | |
| 379 | 273 | 表 | 「㉑日本人のノーベル賞受賞者 (一覧表)」中, 「カズオ・イシグロ」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。(国籍) | 3-(3) | |
| 380 | 275 | 写真 | 「㉔天安門事件」キャプション中, 「民主化運動を弾圧するために出動した中国人民解放軍の戦車に立ち向かう学生。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。(写真の人物の性格について断定的に過ぎる。) | 3-(3) | |
| 381 | 275 | 囲み | 囲み㉕全体 | 生徒にとって理解し難い表現である。(犠牲者数について断定的に過ぎる。) | 3-(3) | |
| 382 | 276 | 図 | ㉒中東を中心とした主な地域紛争の地図 | 地図に, 学習上必要な年次が示されていない。 | 2-(10) | |
| 383 | 277 | 8 | 津波による原子力発電所の事故で | 生徒が誤解するおそれのある表現である。(事故原因) | 3-(3) | |
| 384 | 277 | 側注2 | 「ともだち作戦」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。(一般的な表記であるかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| 385 | 278 | 図 | ㉒中国による民族弾圧と周辺地域との紛争 | 生徒が誤解するおそれのある図である。(当該地域の現況) | 3-(3) | |
| 386 | 279 | 右下囲み | 「㉖憲法改正の動き」中, 「1990 (平成2) 年の湾岸戦争などを機に」 (286 ページ㉗も同様) | 不正確である。 (「1990 (平成2) 年」) | 3-(1) | |
| 387 | 280 | 23 - 24 右 | 灯台守は持っていた国旗からトルコ人であることを知りました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。(トルコ人であることを知った経緯) | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------------|------|--------------------|---|--|---------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 388 | 287 | 囲み | 【さくらさんのノート 朝鮮戦争】中、「②…北緯38度の軍事境界線を境にする停戦協定が結ばれて」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北緯38度線がそのまま軍事境界線であると誤解する。) | 3-(3) | |
| 389 | 289 | 右 | 「課題4 神話に見られる古代人の思想や、一揆、武士道などを通して、日本人の社会や組織がどのような特徴を持っているのか、意見を出し合いましたよ」中、「武士道」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (「武士道」について本文中に説明がない。) | 3-(3) | |
| 390 | 290 | 13 - 15 中 | 「共和制 (共和政)」中、「ローマの共和制では貴族や元老など限られた人々に国政の権限が委ねられました。」 | 誤記である。 (「元老」) | 3-(2) | |
| 391 | 290 | 26 - 31 中 | 「皇帝」中、「これに対し、西欧の皇帝 (エンペラー) の起源は古代ローマのユリウス・カエサルです。しかし、彼の正式の称号はアウグストゥスで、これは元老院の筆頭議員を意味する称 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (初期の「西欧の皇帝」をめぐる状況に関して誤解する。) | 3-(3) | |
| | | | 号であり、」 | | | |
| 392 | 290 | 38 - 41 右 | 「帝国」中、「王国は王様のいる国という意味ですが、帝国 (エンパイア) は他の民族をその統治下におく国をさします。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「帝国」の定義について一面的に過ぎる。) | 3-(3) | |
| 393 | 292 | | 「事項さくいん」中、「運金」 | 誤植である。 | 3-(2) | |
| 394 | 294 | | 「事項さくいん」中、「祖」 | 誤記である。 | 3-(2) | |
| 395 | 295 | | 「事項さくいん」中、「土三湊」 | 誤記である。 | 3-(2) | |
| 396 | 300 | | 「人名さくいん」中、「渡辺華山」 | 誤記である。 | 3-(2) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|--------|--|--|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 397 | 裏見返 | 表 | 「世界各国・王朝の興亡一覧」中、「大和朝廷」 | 生徒にとって理解し難い表である。 （「大和朝廷」と「日本」との関係） | 3-(3) | |
| 398 | 裏見返 | 表 | 「世界各国・王朝の興亡一覧」中、2つの「新羅」 | 生徒にとって理解し難い表である。 （2つの「新羅」の関係） | 3-(3) | |
| 399 | 裏見返 | 表 | 「世界各国・王朝の興亡一覧」中、「六期」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （勢力名） | 3-(3) | |
| 400 | 裏見返 | 表 | 「世界各国・王朝の興亡一覧」中、「ローマ帝国」と「西ローマ帝国」と「東ローマ帝国」の境界 | 生徒が誤解するおそれのある表である。 （同図中、「フランク王国」、「西フランク王国」、「東フランク王国」の表記に照らして、「ローマ帝国」「西ローマ帝国」「東ローマ帝国」の関係について誤解する。） | 3-(3) | |
| 401 | 裏見返 | 表 | 「世界各国・王朝の興亡一覧」中、「イギリス領」 | 不正確である。 （同図中、すぐ上の「イングランド王国（プランタジネット朝）」に照らして、国名が不正確である。） | 3-(1) | |
| 402 | 裏見返 | 表 | 「世界各国・王朝の興亡一覧」中、「ロンバルト王国」 | 誤記である。 | 3-(2) | |
| 403 | 裏見返 | 表 | 「世界各国・王朝の興亡一覧」中、「（ローマ教皇領） イタリア王国」 | 生徒が誤解するおそれのある表である。 （「ローマ教皇領」と「イタリア王国」との関係） | 3-(3) | |
| 404 | 裏見返 | 表 | 「世界各国・王朝の興亡一覧」中、「ギリシア王国」、「ギリシア共」 | 表記が不統一である。 （26ページ見出しには「ギリシャ」とある。） | 3-(4) | |
| 405 | 裏見返 | 表 | 「世界各国・王朝の興亡一覧」中、2つの「イスラエル共」 | 生徒にとって理解し難い表である。 | 3-(3) | |
| | | | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

令和元年 11 月 25 日

文部科学大臣 殿



住所 〒112-0005 東京都文京区水道2-6-3
(社)日本出版協会ビル202

株式会社 自由社

氏名 代表取締役社長 植田剛彦

不合格理由に対する反論書

令和元年 11 月 5 日付けで通知のあった下記の申請図書に関する不合格理由に対し、別紙のとおり反論がありますので、反論書を提出します。

記

- 1 申請図書の名称 新しい歴史教科書
- 2 著作者の氏名 藤岡信勝 (代表執筆者)
- 3 目的とする学校、教科、種目及び学年 中学校 社会 歴史的分野 1-3
- 4 受理番号 31-31

| | | | 受理番号 | | 31-31 | |
|----|------|-------|--|--|-------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 反論 | | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 1 | 表見返 | | 「日本の世界遺産」(全体) | 歴史教科書で学習上取扱うのは原則文化遺産であり、誤解は生じない。 | | |
| 4 | 表見返 | 写真 | 「②姫路城」キャプション中、「世界文化遺産のほか多くの建物が国宝、重要文化財に指定されています」 | 現状の文章でも、姫路城の多くの建物が世界遺産、国宝、重要文化財となっていることを理解することは十分に可能である。 | | |
| 6 | 表見返 | 図 | 地図「旧国名と都道府県名」中、隠岐・巻岐・対馬 | 前回の検定では同一の地図に指摘はなかった。 | | |
| 8 | 表見返 | | 1881年ごろまでに今の1都1道2府43県に統合されました。 | 明治14年までに現在の1都1道2府43県に整理されたことを示しており、素直に読めば何ら誤解は生じない。 | | |
| 9 | 2 | 11-16 | ■日本文明の伝統 世界のどの国にも、それぞれ固有の歴史があります。日本は…独自の文明を育みました。古代において日本は…自立した独自の文明を築いてきました。(31ページ22～23行目「この時代に日本人の穏やかな性格と日本文明の基礎が育まれたと考えられます。」も同様) | <ul style="list-style-type: none"> ・2頁11～16行目 この頁では詳しく書くのはおかしく、華夷秩序や国風文化にまでふれる必要はない。「生徒が誤解する」ことはない。 ・後半31頁22から23行目 上と同じく、縄文時代の箇所でも華夷秩序や国風文化にまでふれる必要はない。「生徒が誤解する」ことはない。 | | |
| 10 | 3 | 囲み | 「3 高度100「町工場の国」だ」中、「黒船来航でメートルから見た日本は西洋文明の衝撃を受けた日本はこの150年間に工業立国をめざして成功しました」 | 記述は明治以降約150年の近代日本の歩みを意味しており、必ずしも黒船が来航した時点からの150年を意味しない。誤解は生じない。 | | |

| | | | | |
|----|---|--------|---|---|
| 12 | 8 | 4-6左 | この歴史という言葉は、明治時代の日本人が「ヒストリー」の訳語として、二つの漢字を組み合わせてつくったものです。 | 典拠した記述は次のものである。「そのような三つの世界観をもつ西洋式の歴史学を、明治時代にドイツ人リースから学んだ日本人は、『ヒストリアイ』から生まれた『ヒストリー』を、『歴史』という漢字に翻訳しました」（宮脇淳子『日本人のための世界史』2017年、KADOKAWA、28ページ）。ここで、「三つの世界観」と述べているのは、上記引用部分の前に書かれている、①世界は変化するものであり、その変化を語るのが歴史である、②世界の変化は政治勢力の対立・抗争によって起こる、③ヨーロッパとアジアは永遠に対立する二つの勢力である、という3つの世界観を指している。このような世界観をもって過去を語ることが歴史であるという、近代歴史学的前提を表す語として「歴史」という言葉が使われるようになったのが明治期であるので、江戸時代以前に「歴史」という言葉があったとしても、意味は異なるから指摘は当たらない。ここでは、今私たちが使っている「歴史」という言葉の起源を論じているので、生徒が誤解するおそれはない。 |
| 13 | 8 | 11-14左 | これはまだ歴史ではありません。王が死んだことと王妃が死んだことが、ばらばらの出来事として時間順に記されているだけだからです。こういう記録を年代記といいます。 | 11から14行目までだけを抜き出せば検定意見のようなことが言えるかもしれないが、26行目まで読み進めればよく分かる。「生徒が誤解する」ことはない。 |
| 14 | 8 | 15-17右 | 考古学的な史料は補助的には役立ちますが、それだけでは、一つの国や社会の歩みを物語として書くのはほとんど不可能です。 | 教科書の8ページ「歴史とは何か」で展開された歴史論、即ち「書かれた歴史はその中核に物語を含んでいる」、「歴史を学ぶとは、過去に起こった出来事について、当時の人はどのように考えていたかを学ぶことです」などの記述と整合的に解釈すれば、考古学がそれだけでは歴史を語れないのは自明である。これは考古学の価値を低めて言っているのではなく、考古学的知見は、文書資料や言い伝えなどの言葉になった史料と補い合っって歴史をより豊かに語ることができるという趣旨を述べたもので、「生徒が誤解するおそれのある表現」ではない。 |
| 15 | 9 | 2-3右 | 源頼朝が鎌倉幕府を開いたのは紀元1192年になります。（同ページ下段の「歴史モノサシ」中、鎌倉時代め始まりを示す「1192」も同様） | 指摘箇所は鎌倉幕府の成立年を学習することを目的とはしていない。74、75頁の注釈でも触れている通り他の説があることは承知しているが、この箇所にもまで学説状況の解説を加えることが「年代の表し方を学ぶ」という指摘箇所における学習の目的達成の上で必要とは考えられない。 |
| 16 | 9 | 21-22右 | 大化から■■まで（同ページ下歴史モノサシ、11ページ右22～23行目、49ページ囲み⑤、279ページ囲み⑤、及び小見出し「平成から〇〇へ」巻末折込年表「二〇一九」も同様） | 4月中旬の検定提出に向けて作成した白表紙本の印刷段階では新元号は不明で、しかし必ず決まるものであることから、敢えてこのような処理をしたもので、■のマークが、新たに定められる元号が占める場所を指すことが自明であるにもかかわらず、これを欠陥箇所と指摘するのは失当である。 |

| | | | | |
|----|----|--------|--|--|
| 17 | 10 | 2-3左 | 大化以前の歴史について『日本書紀』には「干支」で年月を表した記述もあります。 | 指摘箇所は前頁で元号に触れた話の流れの上にある。該当箇所は前頁で元号を学んだ生徒が「それでは元号ができる前にはどのように年月を表したのか？」という当然の疑問に答えるものとして「干支」を使った年月の表記を解説している。必ずしもこの場において「大化」以後にも干支が使われたかどうかを解説する必要はない。 |
| 18 | 10 | 6-14右 | ■皇紀（全体） | 指摘は、「■皇紀」の記述が「●干支について」という見出しのついたパートの一部として入っているのが不整合である、という意味であると解される。皇紀は干支の一部を指すわけではないから、それはその通りである。しかし、「■皇紀」の書き出しには、「以上のほか」と書いて、ここでの記述が他の記述と区別されるべきであると明示しており、補足的に情報を追加することは一般の書籍でも普通に見られることであり、特に「理解しがたい」ということはない。 |
| 19 | 11 | 14-16左 | 3年に一度「閏月」を設け、例えば4月の次に「閏4月」が来るようにして、季節とのズレを小さくしたのが太陰太陽暦です。 | 指摘箇所は平成27年に検定合格した弊社教科書にも同様の記述がある。行政の一貫性の観点から指摘は不適當である。 |
| 23 | 15 | 7-4左右 | 秀吉は全国統一を進める中で、堺の支配を強めました。自治都市を守るためにつくられていた環濠…のほとんどを埋め、町を管理する奉行を派遣したほか検地も実施しました。これにより自治制度は解体へと向かいました。 | 正しい表現である。たしかに堺は織田信長により松井友閑を堺政所として派遣し、松井友閑と会合衆の今井宗久を軸として堺の直轄地化を進めたが、会合衆も残ったし堀も残されていた。しかし豊臣秀吉は自治の象徴とも言うべき堀のかなりを埋めたなどしている。従って「堺の支配を強めました」が表現としてはふさわしい。 |
| 24 | 15 | 13-14左 | 大岡昇平の『堺港攘夷始末』（中央公論社）などを読んで調べたところ | 本稿は中学生が堺の歴史を調べるといふ主旨であり、その「とっかかり」として中学生にも入手しやすく読みやすい教材のひとつとして紹介したもので、その内容をおしつけるものではない。従って「誤解する恐れ」などまったくありえない。 |
| 26 | 19 | 図 | 地図「平城京」中、元興寺の位置 | 地図記号は元来、建物の規模を表現するものではない。 |
| 28 | 19 | 表 | 下段「第1章古代までの日本〈予告篇〉」中、「仁徳天皇世界一の古墳に祀られている」 | 天皇陵は宮内庁により「祭祀」の対象となっており、「祀られている」はまったく間違いではなく、誤解する恐れはない。逆に「葬られている」とすれば、被葬者の真贋問題に触れなければならない、かえって生徒を混乱させる。 |

| | | | | |
|----|----|-----|--|--|
| 29 | 19 | 表 | 「登場人物紹介コーナー」中、「アマテラスオオミカミ」と「神武天皇」 | 「アマテラスオオミカミ」は神話といえども人物としてえがかれており、「神武天皇」は初代天皇と皇統譜等で認められている。従って登場人物紹介コーナーに記載しても理解し難いとは言えない。 |
| 30 | 20 | 写真 | ②最初の日本人の想像図（港川人） | 図版タイトルに、「想像図」と明記しており、断定的に過ぎるとはいえない。また、国史大辞典によれば、「さらに一九八〇年（昭和五十五）代になり、沖縄県那覇市外の港川から一万八千年前と推定される完全な人骨三体を含む約五体のいわゆる港川人が発掘された。これらのことから、最初の日本人の祖先は洪積世の終りごろ東南アジアより、当時存在した陸橋を渡って渡来したものと思われる。」とあり、「最初の日本人」という記述も欠陥とはいえない。 |
| 31 | 21 | 側注2 | 脳の容積は、次のように大きくなりました。猿人500ml、原人1000ml、新人1400ml。 | 脳の容積は数値のオーダーを示すもので、すべて「これくらい」という意味であり、きっちりその通りの数値であるなどという意味でないことは、文脈的にも常識的にも明らかであるから、指摘は失当である。 |
| 32 | 21 | 4 | 氷河時代 | 氷河時代も氷河期も普通に使われている用語で、意味も異なるので、用語が不統一なわけではない。あえて使い分けている。 |
| 33 | 21 | 図 | 「④日本人の祖先が来た3つのルート」中、津軽海峡 | 「津軽海峡は100m以上の深さがあったので」、100m水位が下がっても陸続きにはならなかった、という意味であり、「理解しがたい」との指摘は理解しがたい。 |
| 37 | 22 | 囲み | 「歴史の言葉 ②世界の古代文明」中、「オリエント・・・「東方」を意味し、メソポタミアとエジプトを合わせて指す言葉として使われました。 | 「オリエント」は漠然とより広い地域を指す言葉として使われることもあるのはたしかだが、そのような一般的な定義を問題にしているのではなく、ここは古代の四大文明について述べる文脈で使っているのだから、記述は失当ではない。 |
| 38 | 22 | 側注3 | 「文明」中、「英語でシビライゼーション(Civilization)といい、これは都市化という意味です。」 | civilizationの語源は、ラテン語で「都市」「国家」を意味するcivitasに由来し、ローマ時代の文明とは、字義通りに都市化や都市生活のことであったのだから、言葉の意味の核心を伝えることによって抽象的な言葉をイメージをもって理解しやすくするための説明として妥当である。 |

| | | | | |
|----|----|-------|---|---|
| 42 | 23 | 囲み | 「④ピラミッドを造ったのは誰か」中「約2500年前のギリシャの歴史家で、「歴史の父」と呼ばれるヘロドトスは、『歴史』という本で、「大ピラミッドは、10万人の奴隷が20年間働いて造ったもので、クフ王という残忍な王の墓である」と書きました。」 | 「 」で括った言葉は文献からの直接引用であるというルールを前提とした指摘であるが、学術論文とはことなり、記述の大意を「 」で括って要約して述べることは普通に行われていることで、「誤解」することはない。 |
| 43 | 25 | 10-11 | 中国文明の3大要素は、皇帝と、都市と、漢字だといわれます。 | 皇帝と都市と漢字の三つの要素に代表させて中国文明の特質を大づかみに把握することは岡田英弘の著書に依拠したものである。学習指導要領は時代や地域の特徴を大づかみに記述することを求めているので、そうした要請に積極的に応えようとした工夫の成果である。こうした記述を「一般的な記述であるかのように誤解する」との評言で否定し去ることは、ありきたりのソツのない説明のみを良しとする、歴史教科書の無味乾燥な記述の原因ともなりかねない。この教科書の著者も、「といわれます」という慎重な言い回しをしているのであって、欠陥とはいえない。 |
| 44 | 25 | 19-23 | それでも、表意文字の漢字は、市場で売り買いするときには一通りの意味を伝えることができます。言葉の通じない民族同士でも、漢字を使って売り買いが成り立ちます。こうして中国の都市は漢字によって流通の中心地として発展していきました。 | 岡田英弘説に依拠した記述である。この説明によって表意文字である漢字が果たす役割をイメージ豊かに理解することが可能になる。現在でも中国には50以上の多数の民族がおり、多数の言語が使われているので、中国共産党大会は漢字のテロップで共産党幹部の報告がやっと理解できるようになっているといわれる。そうした現象と通底する、漢字の機能の説明として非常にわかりやすいものである。事実の誤りがあるなら別だが、「一般的な説」でないと断定してこうした工夫を排除することは、個性のある教科書を抹殺することにつながるものである。 |
| 48 | 27 | 1-3 | ここにアテネの民主政は完成しました。市民は月に2回、広場で開かれる民会に参加し、議論の末に投票権を行使しました。 | 諸説ある中で一つの説を採用したもので、オーダーとして誤りでなければ、認められて然るべき記述である。 |
| 49 | 27 | 8-20 | ローマは政治制度の上で、次の3つのものを後世に残しました。・・・第3は、「祖国」という意識です。ローマの軍隊は指揮官だけでなく末端の兵士に至るまで「祖国のために」という意識をもって戦いました。 | ローマ人の「祖国」意識についての記述は、ローマの強大化の一つの要因を示すものとして重要である。歴史に関する命題は必ず例外を含むが、その故をもってこうした概括的記述を「断定的に過ぎる」として否定すれば、歴史は「いろいろある」「混沌とした世界」にならざるを得ない。それは学習指導要領の立場と異なるものである。 |

| | | | | |
|----|-------|-------|---|--|
| 50 | 27 | 21-23 | 道路の発達、水道の完備、コロッセオや公衆浴場にみられるように、ローマ人の生活水準は高く、人類がそれを追い越すには18世紀の産業革命を待たねばなりませんでした。 | ローマ人の生活水準の高さについて歴史的な比較を行った著書に依拠した記述で、歴史是一直線に進歩するものだと漠然と考えている生徒にとって、その観念を覆す効果をもつ点でも有益な視点であると考えて取り入れたものである。誤りの指摘であるならばともかく、この種の記述を「断定的に過ぎる」として否定し去ることに納得がいかない。 |
| 52 | 28-29 | 15-10 | 「一神教の登場とキリスト教」(全体) | 本稿はユダヤ教の教義が『聖書』に記録されているという史実を書いたもので、他の宗教と『聖書』の関係を否定したものではない。従って指摘のような誤解は生じない。 |
| 56 | 29 | 囲み | 「⑦三大宗教の教義」中、「イスラム教の教義 唯一神アラー、天使ガブリエル、預言者ムハンマド、聖典コーラン、来世、天命を信じ(六信)、」 | <p>六信は、『アッラー』、『天使』、『啓典(聖典)』、『預言者』、『来世』、『定命(天命)』であるが、例をあげないと生徒はほぼ100%間違った想像してしまい、イスラム教の教義の基礎基本を正しく理解できない。小コラムの性格上、複数あげるとは字面上不可であり、かつ教育上煩雑となる。生徒の混乱は必至である。ここでは、例示は一つが適当である。以下に例示の理由を列挙する。</p> <p>①天使とだけ表記すると生徒は、「天使 かわいい」とアニメ的にイメージし、良くて『ピーター・パンとウェンディ』などに登場する妖精ティンカー・ベル(Tinker Bell)などを想起するにすぎない。唯一絶対神アッラーの深遠なる言葉をムハンマドに授ける天使は、ただの天使ではなく、ましてや妖精などではない、威厳に満ちた存在である(大天使)。大天使は、ガブリエルの他にもミカエルなどもあるが、アッラーの言葉をムハンマドに授けた大天使は、ガブリエルであり、例を挙げるならばガブリエルがやはり最適である。</p> <p>②『啓典(聖典)』には、『旧約聖書』などユダヤ教やキリスト教の教典もあるが不十分であり、『コーラン(クルアーン)』が最も完全かつ重要な教典であるとされる。また、中学生の段階では、他の教典をあげるとかえって混乱を生じ(新約聖書と旧約聖書とクルアーンと…)、不適切である(高校の「倫理」で扱うこと適切)。</p> <p>③『預言者』は、複数存在したが、イスラム教の教義では、ムハンマドこそが最高かつ最後の預言者とされている。中学生の段階では、他の預言者をあげるとかえって混乱を生じ(モーセやイエスなど)、同様に不適切である(高校の「倫理」で扱うこと適切)。</p> <p>以上から、イスラム教の教義の基礎基本を理解させるのには、適切な記述である。</p> |

| | | | | |
|----|----|-------|---|---|
| 57 | 31 | 16-17 | <p>稲作は、長江流域から伝わったものと考えられるようになりました。</p> | <p>稲作は長江流域からと断定しているわけでない。稲作の伝来ルートは、①北方説（朝鮮半島経由）、②南方説（南島経由、黒潮ルート）、③直接渡來說（中国大陸から直接）、の3つが唱えられてきた。これまでは朝鮮半島を経由して日本に伝播されたと言われていたが、今では、長江下流域の江南地方から直接もたらされたという説が強くなってきた。それは、</p> <p>①日本の米には、朝鮮半島の米の遺伝子が存在していなかったため</p> <p>②長江下流域で1万年前の稲作遺跡（河姆渡遺跡等）が発見され、その一方で雲南省や朝鮮半島からはそれほど古い遺跡が見つからないため、アッサム・雲南起源の南方説は説得力を失い、現在では稲作は長江下流域で始まったという説が有力になっている。</p> <p>③縄文中期・後期など朝鮮半島より古い時代の地層からプラントオパールや稲作跡が見つかった。</p> <p>しかし、以上が、全てではないので、「伝わったものと考えられるようになりました」と言う婉曲な表現としてある。</p> |
| 63 | 33 | 右下囲み | <p>タイトル中、「北海道・北東北遺跡群」</p> | <p>「北海道・北東北遺跡群」は、日本政府が認め、文化庁が世界遺産登録候補として正式に認定している</p> |
| 66 | 35 | 16-18 | <p>魏志倭人伝には、「倭の国には邪馬台国という大国があり、30ほどの小国を従え、女王の卑弥呼がこれをおさめていた」と記されていました。</p> | <p>魏志倭人伝の記述から、三十か国あること、諸国を監察していたこと、邪馬台国の威光が及んでいたことが理解できることから、その趣旨をまとめて表現しており、生徒に間違った歴史認識を与えることないと思われる。ここは史料を詳細かつ正確に伝えるところではなく、魏志倭人伝の邪馬台国の記述から、邪馬台国が小国の連合政権の上にあるという大枠の内容を理解させることを目的としている。</p> <p>「」で括った言葉は文献からの直接引用であるというルールを前提とした指摘であるが、学術論文とはことなり、記述の大意を「」で括って要約して述べることは普通に行われていることで、「誤解」することはない。</p> |
| 67 | 35 | 囲み | <p>「⑥「漢委奴国王」の金印」中、「西暦57年、「倭の奴国が朝貢したので、光武帝は金印を賜った」という記事が『後漢書』にのっています。」</p> | <p>正確には印綬金印だが、印綬は中学生の習う漢字ではなく、教師が授業において、金印に穴が穿ってあることから発展学習として、補足説明することの方が中学生の歴史教育上妥当と考える。本文においても、金印のみの表記である。ここで、同ページのコラムにおいて印綬金印と記すと、生徒は別物かと勘違いし易い。後漢書の内容を正確に記すべきか、コラム表記を本文に合わせるべきか、後者の方が適切と判断した。</p> |

| | | | | |
|----|-------|-------|---|---|
| 68 | 35 | 囲み | 「外の目から見た日本 ⑧盗みがなく、争いの少ない社会」(全体) | ⑦は、小国の連合政権の上にある邪馬台国の地理的なことや政治状況を記したもの ⑧は、邪馬台国時代(弥生時代)の日本人(倭人)の性格や当時の社会の特徴をクローズアップして記したもの 同じ史料を基に、それぞれ目的が違うので、教師が適切に説明すれば、生徒は容易に理解しうる。 |
| 70 | 36-37 | 19-1 | 大規模な古墳の多くは、入口が方形、その先が円形の墓からなる前方後円墳と呼ばれる形をしていました。(同ページ囲み「⑧前方後円墳」中、図「前方後円墳」も同様) | 前方後円墳の場合、参拝する「入口」は「方」側にあり、石室への「入口」も「方」側にあったのだから、「入口が方形」という表現は何ら間違いではなく、「前」という表現より分かりやすく、生徒を誤解させることはない。 |
| 71 | 36 | 囲み | 「歴史の言葉 ④大和朝廷」中、「ヤマト王権」とする用語も使われています。カタカナ書きは、地名との混同を避けるためです」 | 三世後半から、近畿地方に特に巨大な古墳がつけられているので、この時期、大きな政治的な勢力が成立したことが分かってきたが、旧国名「大和」の表記は、生徒に奈良県を限定的に想起させる。 ヤマト政権の表記は、盟主である大王と、各地の有力豪族が中心となってきた連合政権である。 その成立過程は、 ①近畿地方の邪馬台国が築いた ②九州地方の邪馬台国が東の近畿地方に移動した ③近畿地方の勢力を邪馬台国を滅ぼすか併合してできた など諸説あるが、いずれも奈良県に限定されず広範囲にわたる勢力をもつ政権であったので、地名との混同を避けるためカタカナ表記とした。 |
| 72 | 37 | 12-13 | 大王(スメラミコトのちの天皇) | 天皇という漢語表現の前は、オオキミ(大王)、スメラミコトと称されていたことは、万葉集や記紀からも明らかである。オオキミが今上天皇を主に指しているのに対して、スメラミコトが歴代の天皇を主に指している。スメラミコトと言う用語は、与謝野晶子の有名な「反戦詩」に登場するので、どこかで事前に説明の必要があるが、ここで、さらっと示すことが時期的にも適切で、かつ分かりやいと判断した。 |
| 75 | 37 | 右下囲み | 「⑧前方後円墳」中、「溜池を掘り灌漑施設を作る時に掘り返された土を盛り上げたのです。古墳の大小は農地の広がりに関係しています。」 | 初期の尾根切り型古墳は別として、一般的に前方後円墳は土盛りによってつくられており、その土はどこから持ってきたかといえば、溜池などを掘った土を利用したと考えることは合理的である。そうすると、前方後円墳の大きさは開墾された農地の広さと大雑把には比例する関係にあり、古墳の大きさは首長の強大さの示標となるものだから、結局、強大な首長はより広い地域を影響下に置いたと考えることができる。こうした大まかな見通しを与えることの教育的意義を「誤解を与える」として否定しざるべきではない。 |

| | | | | |
|-----|----|-------|--|--|
| 76 | 38 | 囲み | 「③神道とは何か」中、「仏教や儒教など外来の思想が伝来するはるか以前から、日本にあった宗教が神道です。」 | ご指摘の通り、神道の教義は後世に成立したものである。そのため誤解をできるだけ避けるため、すぐ後に、「惟神の道」と表記し、その意味も分かり易く説明している。ここでは、発達段階上、未熟な中学生に宗教の教義の成立時期や概念を説明するのではなく、日本古来の思想とは何か、日本固有の信仰とは何か、をしっかりと理解させることである。生徒に、日本に元々からあった思想や信仰は何かと発問すると、ほぼ間違いなく仏教と答える。仏教渡来以前からある信仰・宗教だと再度発問しても頭をかしげるばかりで答えることができない。時に知識のある生徒が儒教と答えることがあるくらいで、神道は、一クラスに一人いるかどうかである。その場合でも、神道を「しんどう」と答えるので、しんとうと濁らないことを伝える。中学生で9割以上、高校生で8割以上、大学・短大でも約7割の生徒・学生が仏教や儒教、あるいはキリスト教・ヒンズー教などと外来宗教ばかり答える。この知識の偏在傾向の原因はどこにあるのか。戦前の国家神道への反省からか、神道は、教育現場では忌避される傾向にあった。その結果、学習指導要領にある「日本の伝統文化への理解や祭りなどの年中行事の保護・継承」と全く反した状況にある。それを是正するため、あえて分かり易く「神道」と表記し、より正確な表記である「惟神の道」を補足的に記した次第である。 |
| 94 | 44 | 18-19 | 聖徳太子は皇族の一人として生まれ、古事記や日本書記では厩戸皇子などとも表記されています。 | 「後に「聖徳太子」と称されるようになったことに触れること」との指摘は、46ページの④聖徳太子の事績中、「574 聖徳太子（厩戸王）誕生」とある記述で満たされていると考える。本文で厳密に指導要領の文言どおりの記述を求めていると理解するなら、古代の天皇の漢風諡号はすべて「後に」称されるようになったものであるから、聖徳太子についてのみそのような扱いを求めていると解釈するなら、他の天皇の扱いとの不整合は耐えがたいものとなる。 |
| 96 | 45 | 左上囲み | 「④聖徳太子と天皇の系図」中、天皇の代を表す数字（51・59・71・84の各ページも同様） | 天皇の代数は国民の間に定着しており、今上天皇が126代にあたることは誰もが疑問を挟んでいない。中学生に教えるのにいまさら「皇統譜による」としなくとも十分理解できる。 |
| 100 | 47 | 19-20 | 聖徳太子は、内政でも外交でも、8世紀に完成する日本の古代律令国家建設の方向を示した指導者でした。 | 学習指導要領は「内容の取扱い」として次のように記している。「「律令国家の確立に至るまでの過程」については、聖徳太子の政治、大化の改新から律令国家の確立に至るまでの過程を、小学校での学習内容を活用して大きく捉えさせるようにすること。」つまり、「律令国家の確立に至るまでの過程」の最初に「聖徳太子の政治」を扱うように指示しているのであり、この趣旨からも、「欠陥箇所」として指摘された教科書の記述は、「生徒にとって理解し難い表現である」とは言えない。 |

| | | | | |
|-----|----|--------|---|---|
| 101 | 47 | 図 | 「⑧飛鳥地方の地図」中、「伝板葺宮跡」 | 呼称については諸説あっても、前回検定でも「伝板葺宮跡」で合格しており、その後この名称が誤りであるという説は固定していない。従って不正確とはいえない。 |
| 105 | 50 | 側注3 | 太宰府は地方官庁、太宰府は地名。 | 混用の例があるとしても、このように概括することは生徒にとって有用な知識の整理となる。 |
| 107 | 51 | 21-22 | 689年には、日本という国号が用いられるようになりました。(52ページ右側8～11行目、裏見返年表「六八九「日本」という国号が定まる」も同様) | 指摘箇所は平成27年に検定合格した弊社教科書にも同様の記述がある。行政の一貫性の観点から指摘は不適當である。 |
| 109 | 53 | 25-26右 | 日本の皇室は、神話の時代から現代まで続く世界で最も古い王朝です。 | 神話が歴史とイコールではないことは、前の本文中でははっきりと説明済みである。本文中に記していることをあえて章末のコラムでも繰り返すことは、かえって生徒に疑念を起こさせるものである。歴史でないもの(神話)を教えていいのか?と。しかし学習指導要領では「神話」の教育価値を説いている。また、皇室の権威の由来が、「記紀」の記述(神話など)にあることは自明の理である。検定官の指摘は、かえって生徒たちに皇室の権威そのものにたいして疑念を惹起せしめるものと懸念する。文化人類学者レヴィストロースは、日本の神話と歴史には連続性があり、これは他の文化には見られない特徴であると指摘している。 「記紀」の記述神話が歴史と繋がることは、日本国民の大方に共通理解があり、すべてが歴史的事実ではないにしても、生徒に皇室の権威の由来を実感させる分かりやすい表現である。すべてが歴史的事実ではないことは中国の史料についても同様であり、ここであえて「記紀」の記述のみ指摘し問題視することは、疑問である。 |
| 118 | 60 | 図 | 894(寛平6)年、右大臣・菅原道真の建言によって遣唐使が中止されました | 歴史上の人物の肩書は、その人物の絶頂期のものや、没後に送られた敬称を使うことが多い。生前の事跡を聖徳太子や歴代天皇の諡(おくりな)などで表現することはよくある。「右大臣・菅原道真」も道真の最高位の肩書をつけたもので、道真の全体像を知るのに最適の肩書であり、「右大臣時代に遣唐使廃止の提言をした」などとは誤解しない。 |
| 119 | 60 | 図 | 「②延暦寺と金剛峯寺」 | |
| 120 | 60 | 図 | 「②延暦寺と金剛峯寺・」中、「比叡山延暦寺」の位置 | 1つの地図につき、3件の欠陥箇所を指摘しているが、本来1点として扱うべきものである。 |

| | | | | |
|-----|----|------|---|---|
| 121 | 60 | 図 | 「②延暦寺と金剛峯寺」中，赤い点線 | |
| 124 | 63 | 写真 | 「源氏物語絵巻」キャプション中，「国立国会図書館蔵」 | 国立国会図書館に確認済みである。 |
| 125 | 64 | タイトル | 「1 調べ学習のページ 比べてみよう！ 修学旅行で行く 奈良と京都」（206ページ，250ページも同様） | 指摘事由では，P4にある目次のタイトルに「比べてみよう！」の表記がなく，矛盾しているということだが，これは目次の構成上，文字数の関係で簡潔に表記するため，便宜上省略したにすぎない。＜◎調べ学習のページ「修学旅行で行く 奈良と京都」＞の表記で十分役割を果たしており，理解できる。そもそもどこが「矛盾」しているのか指摘が理解しがたい。 |
| 126 | 65 | 上囲み | 「わかったこと」中，「平等院の建物は，藤原道長の別荘でした。息子の藤原頼通が寺院に改め鳳凰堂としました」 | 前の文章で「平等院の建物」としており，「わかったこと」が寺院全体ではなく建物についての記述であることは明らかであり，鳳凰堂を寺院名と考える誤解は生じない。 |
| 130 | 68 | | 兄の一段目の吹き出し中，「古代までの日本は，約20万年前のアフリカでのホモ・サピエンス」（知恵のあるヒト）の誕生から，11世紀末の摂関政治の終わり頃まで，とても長いね。」 | 「古代までの日本」は教科書第1章のタイトルであり，文科省が定めた学習指導要領で定めた区分でもある。該当箇所は教科書の構成の事実をただ述べているにすぎない。 |
| 132 | 68 | | 兄の三段目の吹き出し中，「以後，日本は一度も王朝の交代がなかったんだ。だから，日本は世界でも一番古い歴史をもった国家だといえるんだ。」 | 王朝とはみずから統治するか，統治の正統性を与えるかする機能を持つ，血統でつながった一族のことで，王朝と国家の関係は一様ではない。この発言に現れる王朝は，王朝＝国家と言える関係で，日本は王朝の交代がなかったので，当然国家の断絶もないといえる。 |
| 134 | 70 | 写真 | ①キャプション中，「警備の武士，僧兵たち」 | 正しい表現である。左上は僧兵，真ん中の左側が武士，残りは武官も含めて貴族である。 |
| 136 | 71 | 4-5 | 院政が始まると，白河上皇は，税の免除などの特権を荘園に与えたので，多くの荘園が上皇のもとに集まりました | 実際の権限は朝廷（天皇）にあったが，事実上の意思決定を院庁でしたから「院政」なのであり，誤解のおそれはない。 |
| 137 | 71 | 写真 | 「③平治の乱」キャプション中，「平治物語絵巻国立国会図書館蔵」 | 国立国会図書館に確認済みである。 |

| | | | | |
|-----|----|-----|--|---|
| 138 | 71 | 図 | 「④院政時代の天皇の系図」中、安徳天皇の即位の年齢（72ページ13～14行目も同様） | 数え年では3才だが、満1才2ヶ月で踐祚し、即位は満1才4ヶ月だったのだから、今日履歴書などほとんどの記述が満年齢であることを考えれば1才で間違いない |
| 141 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」 | 1つの図に対して6件の欠陥箇所をカウントしているが、欠陥箇所をいたずらに増やすためとしか考えられない。1つにまとめるべきである。 |
| 142 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」 | |
| 143 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」中、紫色の点 | |
| 144 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」中、「一ノ谷の戦い」の場所を示す記号の位置と「鎌倉」・「太宰府」の位置 | |
| 145 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」中、「源頼朝の進軍」ルート、「源義経の進軍ルート」 | |
| 146 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」中、「源義仲の勢力範囲」 | |
| 149 | 74 | 写真 | 「②空から見た当時の鎌倉」中、「若宮大路」のロゴ | |
| 150 | 74 | 写真 | 「②空から見た当時の鎌倉」中、長谷寺の位置 | 場所は合っている。「長谷寺」の文字の大きさはこれ以上小さくできない。 |
| 153 | 79 | 写真 | 「⑥北条時宗」キャプション中、「時宗、はフビライの要求を拒否し、全国の御家人に戦う準備をよびかけました」 | 通説である。実際に鎌倉幕府は九州などの西国だけでなく北条時宗は鎮西に所領を持つ東国御家人に鎮西に赴くように命じ、さらに東北の安東水軍まで派遣している。 |
| 154 | 79 | 囲み | 「⑦フビライの国書（1268年）」中、「高麗もわが東の藩属国として、あたかも君臣、父子のようにしている」 | 指摘箇所は原文の完全な和訳、現代語訳ではなく要約をしたもの。高麗が蒙古国の「藩属国」であること、父子のようにしていることは原文にも記載があり、原文の内容を理解する上で誤解は生じない要約となっている。 |
| 155 | 81 | 8-9 | 幕府は御家人の借金を帳消しにする徳政令を出しました。 | 資料「永仁の徳政令」には「（一部）」と注釈をつけている。徳政令発令の目的について諸説あることは承知しているが、「借金を帳消しにする」が誤りとは断定はできない。 |

| | | | | |
|-----|----|-------|--|--|
| 158 | 83 | 写真 | 「③金剛力士像」キャプション中、「運慶・快慶作」 | 厳密に言えば、運慶・快慶以外の者も制作に携わっているが、これについては、本文にも「運慶・快慶とその弟子たちによって」と正確に記載されている。写真のキャプションはスペースを考慮し、あくまでその代表2名の名前を入れたに過ぎない。また、東大寺に問い合わせをしたところ、この表記で「完全に正しいとも言えないが、間違いとは言い切れない」の趣旨の回答をいただいた。 |
| 165 | 87 | 4-16 | 「琉球の中継貿易」（全体） | 復元されたものではあるが首里城は琉球の文化を反映した建造物であり、写真掲載によって学習指導要領は十分に満たしている。先日の火災による消失に伴い、写真の差し替えは考えられるが、それは本件指摘とは関係のない話である。 |
| 166 | 87 | 17-20 | 蝦夷地（北海道）では、アイヌとよばれる人々が、狩猟や漁業を行っていましたが、14世紀ごろに、津軽（青森県）の十三湊を拠点にした交易が始まり | 誤解のおそれはない。アイヌが始めたのなら「十三湊を拠点とした交易を始め」といったような記述になる。 |
| 168 | 87 | 図及び写真 | 「⑧道南十二館と発掘された銭」 | 該当頁小見出しにて「蝦夷地との交易」とある以上、設置主体が倭人の側であることは明白である。役割や古銭との関連についての詳細な記述は前回検定に合格した他社の教科書にも見当たらない。 |
| 170 | 89 | 囲み | 「⑤惣の掟の例」 | 三ヶ条それぞれが出された時期が異なることは承知しているが、本単元の学習上、生徒に必要な知識とは思われない。 |
| 173 | 92 | 写真 | 「②銀閣」キャプション中、「銀箔を貼る予定があったので銀閣と称されるようになりました。」 | 異説があることは承知しているが、不正確と断定することもできない。弊社では記述内容の説を採用した。 |
| 175 | 94 | 左 | 第一段落「鎌倉時代中期から皇室では亀山天皇の子孫の大覚寺統と後深草天皇の子孫の持明院統と呼ばれる2つの血統がありました。そこで鎌倉幕府は…交代で天皇に即位するように仲介しました。」 | 鎌倉幕府の皇位継承への介入は該当頁の主題ではなく、学習の目的でもない。細かい経緯を記載し、学習させる必要性は認められない。 |
| 176 | 94 | 写真 | キャプション「南朝皇居跡吉野に逃れた後醍醐天皇はこの地を拠点とし、政務を行いました。」 | キャプション文中にて「この地」としており、建物ではなく場所を指していることは明らかである。建物を皇居跡とするような誤解は生じない。そもそも「南朝皇居跡」は写真内石碑の「吉野朝宮址」を生徒が理解しやすくするため、教科書と今日世間一般に広く使われる表記としてあらためて記述したにすぎない。 |

| | | | | |
|-----|---------|----|---|--|
| 178 | 96-97 | 囲み | 「わかったこと②佐藤さんのルーツ」・「わかったこと②鈴木さんのルーツ」・「わかったこと③渡辺さんのルーツ」・「わかったこと④武田さんのルーツ」(全体) | これらの名字の由来は、専門家の研究により定説となっている。特に「武田」については、28年版自由社教科書でも詳しく説明、文部科学省の検定を合格している。従って生徒がどう誤解するのか、全く理解できない。 |
| 182 | 100 | 囲み | 姉の一段目の吹き出し中、「…朝廷は、軍事や治安を軽んじはじめたんだわ。貴族の勢力争いが激しくなり、院(上皇の役所)が武士を重く用いたので、武士の政治的発言力が強まったんだわ」 | 58頁で兵役廃止、70頁の治安の乱れと武士による警護、71頁の院政と武士の記述、そしてやはり71頁の保元の乱で武士が力を発揮したという記述を受けて、それを簡単にまとめた内容なので学習の復習として理解させるのに適したコンパクトさをもっている |
| 185 | 102 | 写真 | ③エルサレム | 世界遺産はあくまでエルサレムの「旧市街とその城壁群」であり、本資料は具体的な建物などを説明しているのではなく、エルサレムの地を単に画像として示しているにすぎない。京都という地名に世界遺産をつけないのと同様の理屈に、ここでマークを付けるのは不適切である。なお、指摘に書かれていたサンピエトロ大聖堂はそれこそ具体的に建物を指摘しているので、今回のケースとは全く性格が違う。 |
| 188 | 105 | 図 | 「④地球を二分しようとしたポルトガルとスペイン」中、「16世紀に入ると、東半球でも両国の領土分割線が定められました。」 (同ページ右側欄さくらの吹き出し中、「世界をふたつに分けて支配しようなんてずいぶん勝手ね。』も同様) | 1つの地図に対して2件の指摘をしている。1件にまとめるべきである。 |
| 189 | 105 | 図 | 「④地球を二分しようとしたポルトガルとスペイン」中、「マゼラン」の線 | |
| 191 | 106 | 写真 | 「③フランシスコ・ザビエル」 | 指摘箇所は人物を解説するための記述であり、掲載写真の文化財(絵画)としての価値を学習することを目的としていない。 |
| 193 | 108-111 | | 「33 戦国大名」(全体)及び「もっと知りたい戦国時代最大の激戦川中島の戦い」(全体)(145ページ「歴史用語ミニ辞典の作成」中、「戦国大名」及び146ページの兄と弟の会話と「第3章 近世の日本(まとめ図)も同様」) | ご指摘の「「応仁の乱後の社会的な変動」については、戦国の動乱も取り扱うようにすること」は90頁15～19行目にて満たしていると考えます。 |

| | | | | |
|-----|-----|-------|--|---|
| 194 | 108 | 囲み | 「②300年以上命脈を保った毛利氏」中、「輝元の時代には豊臣秀吉政権の重臣となり、関ヶ原の戦いでは西軍の大將格として徳川家康に敗北しました」 | 輝元が西軍の「盟主」とみなされていたのは明らか（山川出版「日本史小辞典」）であり、実際に戦闘に加わったかは問題ではない。薩摩の島津義弘も退却戦まで実際の戦闘には参加していない。 |
| 196 | 113 | 図 | 「④秀吉の天下統一地図」中、「4 四国平定」・「5 九州平定」・「7 奥州平定」からのびる線がさしている地図上の印 | 地図は「豊臣秀吉の天下統一地図」として、豊臣秀吉の天下統一事業の推移と拡大を表現するものであり、実際の戦場を表現することを目的としてない。 |
| 198 | 115 | 14-16 | 秀吉が目指したのは、あくまで大陸の明でしたが、それは、スペインが明を征服する計画があることを耳にし、その機先を制する意図があったともいわれています。 | 秀吉は朝鮮国王への国書でも明征伐を明言し朝鮮に対しては案内を要求しているだけであり、当時の呼び名も「唐入り」「大明へ御道座」であったから朝鮮占領は目的ではない。また宣教師らがスペイン国王やフィリピン総督に送った書簡のなかには、明国征服や日本征服を訴える手紙が多数現存しているし、アロンソ・サンチェスにより明征服計画が立てられマテオ・リッチなどにより明征服が容易であることが言われており、断定的ではなく「あったとも言われている」という書き方ならば妥当である。 |
| 202 | 115 | 図 | さくらさんの吹き出し中、「朝鮮出兵って16世紀では世界最大規模の戦争だったといわれてるわ」 | 朝鮮出兵の兵数は日本は30万人前後を動員し15～20万人を派遣、朝鮮は17万人前後の軍に義勇軍が2万人以上、明が4万～10万人近い遠征軍を送っている。これらの合計はヨーロッパにおけるドイツ農民戦争が最大に見積って30万人、また「万暦の三征」の「倭寇の乱」とは桁違いであり、やはり「万暦の三征」の「楊応龍の乱」で楊応龍の軍が14～15万人、迎撃に向かった李化龍は8路より各3万人の合計に比べ、最小に見積って匹敵、最大に見積れば凌駕しており「世界最大規模」であることに間違いはない。 |
| 203 | 119 | 囲み | 「④出雲阿国と歌舞伎」9～11行目「元禄時代になって近松門左衛門、鶴屋南北らの作家や、名優たちが現れ」 | 鶴屋南北は5世おり、ここに掲載しているのは俳優の2世、3世であり、文化・文政期の作家、4世とは別。 |
| 207 | 125 | 3-5 | アイヌは松前藩の商人の不正な交易のやり方に反発し、シャクシャインを頭領として蜂起しましたが、松前藩の反撃により敗北しました（シャクシャインの乱） | 「シャクシャインの乱」は長らく定着した用語であり、それと「アイヌの蜂起の性格」とは別の問題である。 |
| 211 | 129 | 18-20 | この日本式数学は、町人のみならず、きこりや樽職人までが問題を出し合っていて楽しみ、しかもその内容は当時の世界的水準をこえていました。 | 現行版教科書（前回の検定）で既に合格とされている記述である。また、世界的水準を超えていたことは、極めて一般的な説であり、指摘は不適切である。 |

| | | | | |
|-----|---------|--------|---|--|
| 217 | 134 | 1-17左 | 「誰も読めなくなっていた『古事記』」(全体) | 当時、古事記を読めなくなっていたことは、宣長の師匠の賀茂真淵ですら解説を断念していたことでも明らか。コラムの趣旨は宣長の歴史的業績を教えることであり、これにより、生徒がその業績を誤解するとは考えられない。 |
| 221 | 140 | 14-15右 | どんな不作のときも米価は2倍をこえず | 指摘箇所は平成27年に検定合格した弊社教科書にも同様の記述がある。行政の一貫性の観点から指摘は不相当である。 |
| 222 | 142 | 下囲み右 | 水は地主などの町人が支払っていた。 | 文脈を読んでいけばこれが「水代」であることは小学生でも理解可能。不適切な指摘。 |
| 223 | 142 | 写真 | 「長屋の一角」を示す写真と「4畳半」を示す写真 | このページは、子供たちが深川江戸資料館を訪れ、その研究発表をしたというつくりである。つまり、この写真は資料館内で撮影したことは自明であり、復元物であることは容易に想像がつく。誤解する恐れはない。指摘は不適切である。 |
| 226 | 145 | 囲み | 【さくらさんのノート①について】中、「刀狩によって農民は耕作に専念する代わりに、武器を独占する武士たちがその安全を保障する制度が確立し」 | 農村に残された武器は農業や狩猟に必要な最低限の武器であり、114頁左囲みでは武士と農民の役割の分担を否定していない。114頁本文7～10行目と合わせて読めば、指摘箇所の記述が理解し難いということはない。 |
| 227 | 145 | 右囲み | 【翔太君のノート①について】中、「家光は政教分離を徹底するため、キリスト教の禁止強化と鎖国に踏み切ったのだと思う。」 | 寺請制は幕府が各寺院に政治参加を推奨するものではなく、教義や信仰を広めることを意図してもない。広義において寺請制と政教分離は矛盾しない。 |
| 233 | 153 | 21-23 | それでも、マルクスの理論と思想は、マルクス主義として19世紀から20世紀にかけて広い影響力を持ちました。しかし、それは理想とは逆の悲惨な結果をもたらしました。 | 19世紀から20世紀にかけてマルクス主義が広い影響力をもったことと、理想とは逆の悲惨な結果をもたらしたことは矛盾しない。ここで、「悲惨な結果」というのは、20世紀のロシア革命以降のマルクス主義の影響下になされた革命をさしており、それらが悲惨なものであったことも自明である。 |
| 234 | 153 | 右囲み | 「ドイツの発展」中、「ドイツはそれまで神聖ローマ帝国としてゆるやかな連邦国家を形成していましたが、」 | ブリタニカ国際大百科事典小項目事典に神聖ローマ帝国について「各領邦と自由都市(帝国都市)の自立性に基づく連邦体制」との記述があり、誤解のおそれはない。 |
| 240 | 156-157 | | 「49 欧米諸国の日本接近」(全体) | 指導要領の指摘にもかかわらず、検定本の順序に構成した方が生徒が理解しやすいという教室現場の強い希望を考慮して現行版から変更したものであり、要素が消失しているわけではないので、許容範囲であると考えられる。 |

| | | | | |
|-----|---------|-------|--|---|
| 241 | 156 | 10-12 | 1804（文化元）年.にはレザノフが派遣されて幕府に通商を求めました。幕府が鎖国を理由に拒否すると、彼らは樺太や択捉島にある日本人の居留地を撃し日本人を殺傷しました。 | 「時間的關係」との指摘があるが、史実通りの記述である。いわゆる「文化露寇」時にレザノフが死去していることを指しているとしても、レザノフの命令により行われたのは事実であり、主語が「レザノフが」ではなく「彼らが」である以上間違いではない。 また、該当箇所は平成27年に検定合格した弊社教科書にも記述がある。 |
| 242 | 156 | 16-18 | 間宮林蔵は蝦夷地から樺太にかけて踏査し、従来大陸の陸続きであると思われていた樺太が島であることを世界で初めて発見しました（間宮海峡）。 | 「世界で初めて」とは、東アジアの地図の全体のなかでの樺太の位置に関して、それが大陸と切り離されていることを認識したのが世界で初めてだったという意味であり、樺太のアイヌが知っていたとしても、彼らが東アジア全域の地図を知っていたとは考えられないから、「世界で初めて発見」と書いて誤解が生じるということはない。 |
| 244 | 157 | 1-4 | 1808（文化5）年、イギリスの軍艦フェートン号は…出迎えたオランダの商館員をとらえ、湾内を探索し、薪水（薪と水）や食料を強奪しました（フェートン号事件）。（156ページ表「②主な外国船の接近」中、フェートン号事の「目的等」欄の「薪水強奪」も同様） | 指摘内容が意味不明。記載事実のままである。仮にイギリスオランダ両国の関係の記述がないことを欠陥指摘しているのなら、ここでその詳細を示すのは分量的、趣旨的にも不適切と言わざるを得ない。また他社の現行版教科書の記述も参照したところ、この記述の扱いは当社のもとのほぼ同じであり、当社のもとのみ指摘があるとすればそれこそ不適切である。 |
| 249 | 159 | 写真 | ⑤タイトル「ペリー神奈川上陸」 | 指摘箇所は絵画の名称を意味しない。類似の記述は検定に合格した従来の他社教科書にも存在している。 |
| 250 | 160-161 | 19-3 | 吉田松陰は…松下村塾という私塾で、門下生の若い藩士たちに尊王攘夷を説き、大きな感化をおよぼしていました。その松陰が安政の大獄で処刑されると、門下生の…桂小五郎（木戸孝允）らは | 木戸は厳密には松下村塾の塾生ではなかった。しかし吉田松陰に「兄事」し（山川出版社『日本史小辞典』）、大きな影響を受けていたことは間違いなく、「門下生」と言っても誤りではなく、生徒を誤解させない。 |
| 252 | 162 | 写真 | 「⑤坂本龍馬」キャプション中、「土佐藩を通じて徳川慶喜に大政奉還をはたらきかけたともいわれます。」 | 山川書店「日本史小辞典」には、坂本龍馬は「高知藩主山内豊信を動かし大政奉還を実現し」とある。さらに2010年には竜馬が大政奉還を決める幕府の会議に出席する土佐藩の重臣、後藤象二郎を激励した手紙も見つかっており（2010年6月16日、日本経済新聞電子版）、龍馬が大政奉還を働きかけたことは明白で、生徒に何ら誤解を与えない。 |

| | | | | |
|-----|-----|------|---|---|
| 253 | 164 | 写真 | 「③錦の御旗」キャプション中、「かつて、承久の乱の後鳥羽上皇や…がかかげました。」 | 国史大辞典によれば、「鎌倉時代に入って承久の乱にあたり、後鳥羽上皇から十人の大将に錦御旗を賜わって官軍の標としたことが『承久記』にみえており、また『太平記』三、笠置軍事附陶山小見山夜討事に「此ニテ一息休メテ城ノ中ヲ屹ト向上ケレバ、錦ノ御旗ニ日月ヲ金銀ニテ打テ着タルガ、白日ニ耀テ光リ渡リタル其陰ニ」と記されている。」とある。「標」とするには、外から見える必要があり、それをシンボリックな意味も含めて「かかげた」とするのは、失当ではない。 |
| 256 | 166 | 囲み | 「③太政官（新政府）を構成する要人」中、「※「太政官」の読み方日本の律令制では「だじょうかん」、明治維新政府は「だじょうかん」と読みます」 | 従来の律令官制における太政官は、神祇官と並ぶ二官の一つで、「だじょうかん」と読まれた。 明治維新政府の太政官は、1868年（慶応4）1月設置され、その官職名は古代律令制にならってはいたが、実態としては、一応、欧米の〈三権分立〉制度となっていた。71年に三院八省制に改革され、85年内閣制度発足とともに廃止された。一般に古代律令制のものと区別して、慣習的に「だじょうかん」と読まれている。 熱心な生徒は、どうして読み方が違うのか不審に思う可能性がある。筆者も、教育現場で質問されたことがある。そのために、あえて分かり易く表記した。 また、混用の例があるとしても、このように概括することは生徒にとって有用な知識の整理となる。 |
| 258 | 172 | 囲み | 「④「螢の光」と国境」中、「これは、国境が画定したのを受けて、千島から沖縄までが日本（やしま）だということを国民に教える意味も込められており」 | 「螢の光」全体は「防人」を送る歌の面もあるが、この4番に関しては、日本の国境を明確に教えたいという文部省の意図意外には考えられない。しかも「意味も」と書いており、生徒に誤解を与えとは考えられない。 |
| 261 | 174 | 20左 | 徳川家康から琉球征伐の許しをもらった薩摩藩は | 「征伐」という言葉は「征服」「征討」などとほとんど同じ意味である。当時の薩摩藩はそのような意味で使っていた歴史用語であり、「出兵」「侵略」など別の言葉に言い換えれば、逆に生徒たちを誤解させることになる。 |
| 262 | 174 | 1-4右 | 沖縄学の父といわれる伊波普猷は「琉球処分は一種の奴隷解放だ」と表現しました。身分差別を撤廃した近代的な法制度が導入されたからです。 | 薩摩と清からの解放という一面のみならず、身分差別撤廃という面は明らかに存在している。誤りではない。 |
| 263 | 177 | 19 | 西郷が戦死して戦いは終わりました。 | 明治後期の「西南記伝」（黒龍会編）などをもとに書かれた小川原正道氏の『西南戦争』（中公新書）や江藤淳氏の「南洲残影」（文藝春秋）などによれば、西南戦争最後の明治10年9月24日、西郷隆盛は「自害」勧める周囲の声を振り切り政府軍に突入、股と腹部に銃弾を受け倒れた。この後側近の別府晋介が首を落すが、状況から見ても「戦死」であり、別府も「西郷は戦死」と叫んでおり、生徒がこれを読んでも何ら「誤解」しない。 |

| | | | | |
|-----|-----|------|--|---|
| 264 | 179 | 3-5 | いっぽう、幕府のもとで特権をもっていた仏教勢力への反発が起こり、各地で寺院や仏像を破壊する過激な動きがおこりました（廃仏毀釈）。 | 廃仏毀釈の原因として、仏教勢力への反発は事実である。またその一つ前のパラグラフには神道分離令が書かれており、これもまた廃仏毀釈のきっかけの一つであることは示している。 |
| 269 | 183 | 側注3 | 10月11日夜、御前会議で、10年後の国会開設などとともに、筆頭参議、大隈重信の罷免を決めました。 | 姜畔錫氏の『明治14年の政変』（朝日選書）などによれば、明治14年10月10月11日深夜に開かれた政府の首脳会議に明治天皇が臨席、筆頭参議、大隈重信の碑面を「嘉納」されたのは紛れもない事実である。また山川出版社の『日本史小辞典』の「明治14年の政変」の項にも「御前会議をへて」とあり、「御前会議」の形でおこなわれたことは間違いなく、生徒に誤解を与えることはない。 |
| 273 | 188 | 2-4 | 1882（明治15）年には、一部の朝鮮軍人が日本に反発して暴動を起こしました（壬午事変）。 | 壬午事変は、朝鮮の閔氏政権が日本にならって強い軍隊を作ろうとしたことに職を失う危機感を持った旧軍兵士らが、日本に反発して日本軍人らを襲った暴動である。従って「一部の朝鮮軍人が日本に反発して…」との表現には誤りはなく、生徒を誤解させることもない。 |
| 274 | 189 | 図 | 「⑤列強による清国分割」の台湾の塗色及びキャプション中、「朝鮮、台湾と、台湾に近い福建省が日本の勢力圏でした。」 | 漢字通りの学術用語である。 |
| 275 | 189 | 側注3 | 臥薪嘗胆 戦いに負けた王やその子が、薪の上に寝て痛みにたえたり、胆を嘗めて苦みを味わったりすることで、仕返しを忘れまいとしたという中国・春秋時代の故事です。 | 「臥薪嘗胆」は中国春秋時代の故事に基づく言葉で、越王勾践に負けた呉王の子、夫差が薪の上に伏して悔しさを忘れず勾践に勝ち、こんどはその勾戦が肝を嘗めて復讐の心を保ち夫差を破る話であり、固有名詞を出すわずらわしさを避けるため、この表現は間違いではなく、誤解も与えない |
| 277 | 193 | 右上図 | 「⑤日露戦争後の日本の領土と権益」中、「韓国における日本の支配権」 | 「支配権」「指導権」は歴史用語ではないから、異なった表現があっても構わない。 |
| 283 | 198 | 8-20 | 「韓国併合」（全体） | 事実に添っていて、「誤解」するおそれはない。 |

| | | | | |
|-----|-----|-------|--|---|
| 286 | 198 | 右上写真 | 「②日本語と朝鮮語（ハングル）を併用する教科書」中、「李朝時代は普及していなかった文字ハングル」 | 下記理由により記述訂正の必要はない ①李氏朝鮮時代ハングルは下賤な文字とされており公式文書には使われていない。 ②朝鮮総督府が朝鮮各地に作った朝鮮人児童のための「普通学校」で標準化されたハングルを教えことで、ハングルが普及したことは動かせない歴史的事実。 ハングルは綴り方が煩雑なうえ歴史的蓄積や体系化がなされていなかった。そこで総督府は1911年から日本と朝鮮の学者を集めて研究と普及を始めた。この時の最大の問題は、ハングルが国語、国文としての言語体系が未熟であり、教科書に載せるに堪えないものであった。そこで総督府は1911年7月に「諺文綴字法研究会」を発足させ、「普通学校用諺文綴法」を決定し教科書に載せた。 近代朝鮮語を科学的に体系化したのは金沢庄三郎と小倉進平であった。小倉はその功績で1943年に総督府より朝鮮文化功労章を与えられている。 |
| 288 | 199 | 20-21 | 清朝滅亡後の中国は、軍閥の割拠する無法地帯と化しました。 | 清の滅亡後、中国が軍閥の群雄割拠で統制のきかない国となっていたのであり、無法地帯という表現はその状態を示す言葉としての的確であり、生徒たちにはむしろ理解しやすい。 |
| 292 | 199 | 囲み | 「⑥近代中国をつくった日本文化」中、「現代中国語の辞書に掲載された語彙の70パーセントは日本語に由来するとされています。」 | 複数の中国史研究者などの取材に基づいている。 |
| 296 | 210 | 囲み | 姉の一段目の吹き出し中、「最後に日本にやって来たのが、■アメリカのペリー提督だったというわけね。」 | 「最後に」という言葉については、「産業革命によって国力をつけた列強」の中で「最後に」来たのがアメリカのペリー提督であったという意味であることは、文脈上、明らかである。 |
| 297 | 210 | 囲み | 妹の三段目の吹き出し中、「憲法ができたころ、東アジアにロシアの脅威が迫ってきたのね。これを打ち破ったのが、日清・日露の二つの戦争だったんだわ。」 | 日清戦争は日本と清との戦争だったとしても、その時代の大きな流れ、全体の文脈としてロシアの存在があったことは疑いない。 |
| 298 | 212 | 図 | 「①三国同盟と三国協商」中、「同盟とは、条約のように文書で結ばれる国家関係のこと。協商とは、文書での取り決めはしないが強いつながりを示す外交用語です。」 | 「同盟」と「協商」の語義の違いについて書いてあることは誤りではない。 |

| | | | | |
|-----|-----|-------|--|---|
| 302 | 216 | 囲み | 「③日本の人種平等案はなぜ否決されたのか」中、「この対立がのちの日米戦争の一因となったという見方もあります。」 | この表現で問題ない。以下のように、長年にわたって日本が欧米諸国から受けてきた極めて理不尽な諸々の人種差別的措置が、第二次世界大戦の背景であったことは、われわれの確信です。そして、それが『昭和天皇独白録』にもなったわけです。 ◆1895年4月、三国干渉・・・露仏独 ◆1895年夏ごろ、ヨーロッパで黄禍論が興隆 ◆1906年3月、米国カリフォルニア州で、日本からの意味を制限する法律が採択 ◆1913年4月、米国カリフォルニア州で、ウェップ＝ヘイニー法（日本人移民の土地所有の禁止）の成立 ◆1920年11月、米国カリフォルニア州で、インマン＝マクラッチー法（米国籍を持つ日本人移民の子供に対しても土地保有を禁止）の成立 ◆1922年2月、ワシントン会議の一環としての山東還付条約（第一次世界大戦でドイツから獲得した租借地と山東鉄道の中国への返還）署名 ◆1922年2月、ワシントン軍縮条約の締結 ◆1924年7月、米国、絶対的排日移民法（ジョンソン＝リード法）の施行 ◆1933年2月、国際連盟、満洲に関する「リットン報告書」の採択 |
| 305 | 221 | 7-9 | 中国における権益問題では、領土保全、門戸解放が「九か国条約」として成文化されました。ただ、中国はこの条約を守りませんでした。 | 記述は誤りではない。 |
| 309 | 225 | 囲み | ③軍縮の時代」7～8行目「米英日の補助艦の比率が10:10:7に定められ」 | 69.75パーセントを7割と表現するのは特別のことではない。 |
| 310 | 226 | 側注 | 側注1全体 | 通説である。 |
| 311 | 226 | 写真 | 「②ヒトラー（1889～1945）中、「ミュンヘンに出てナチスを創設しました。」 | ヒトラーはナチス7人目の党員であり、創設期のメンバーである。従ってナチスの創設者のひとりであり、「ナチスを創設しました」の表現に間違いはなく、生徒が誤解する恐れはない。 |
| 314 | 228 | 17-19 | 同時に中国では、不平等条約によって中国に権益をもつ日本や欧米諸国を排撃する動きが高まりました。それは列強の支配に対する中国人の民族的反発とも見えますが、 | 妥当な表現である。 |
| 316 | 228 | 囲み | 「③コミンテルンの世界戦略と中国」中、「北伐の中国革命軍に潜り込んだ共産党員は、1927年、南京で日本を含む各国の大使館を襲い、略奪、暴行、殺人の限りを尽くしました。」 | 「断定的に過ぎる」というコメントは断定的に過ぎる。 |

| | | | | |
|-----|---------|-------|--|--|
| 317 | 229 | 8-9 | しかし、それを日本の弱みと見てつけ込む中国の排日運動は一層激しくなり、協調外交は行きづまりました。(同ページ右側のさくらの吹き出し中のせりふも同様) | この記述は平明に事実を述べたもので、しかも、その根拠となる史料として、「⑤中国の情勢についての米外交官マクマリーの見解」を掲載している。「生徒が誤解するおそれのある表現」ではない。 |
| 318 | 229 | 17-18 | 1928(昭和3)年、満州の軍閥・張作霖は列車で移動中、何者かに爆殺されました。これは日本軍の仕業ともいわれ、 | 張作霖爆殺について、長年日本軍によるものというのが通説だったが、10年ほど前からソ連特務機関による犯行説や、長男の張学良の犯行説も出ており、本書の表現は日本軍犯行説への断定を避けたもので、生徒を誤解させることはない。 |
| 320 | 230 | 上囲み | 「②満州はなぜ建国されたのか」中、「満州はもとは「満洲」(州にさんずい)という狩猟民の故郷だった土地で」 | 満洲の「洲」の字の「さんずい」を見落としがちであるため注記したもので、妥当な配慮であり、「理解しがたい」とは言えない。 |
| 321 | 230 | 上囲み | 「②満州はなぜ建国されたのか」中、「満州事変後、満州国が建国されたのは、日本が満州の土地を守り、治安を安定させ、ソ連に対処するためでした」 | 大局的に見て正しい記述であり、これ以上詳述しなければならないとすれば、そんなスペースはない。 |
| 323 | 232-233 | 14-15 | 「日中戦争の始まり」(全体) | 記述の全体を否定するのは、調査官の歴史観の押しつけになることが危惧される。誤りがあるならば、その箇所を指摘していただきたい。 |
| 324 | 232 | 上囲み | 「②日本と中国はなぜ和平を実現できなかったのか」(全体) | 「一面的」というコメントだが、複雑な事象のなかから筋道を立てるのは、ある意味で「一面的」に成らざるを得ないものである。どのように書いても批判が可能であり、「一面的」でなく書こうとすれば、膨大なスペースが必要である。 |
| 325 | 233 | 右囲み | 「⑥通州事件」中、「通州事件は、2年も前から計画されていました」 | 張慶余の回顧録があり、共産党系の文献も長い下工作の事実を書いてその活動を賞讃している。 |
| 326 | 233 | 右囲み | 「⑥通州事件」中、「これだけの仕打ちを受けながら、日本はその被害を効果的に世界に訴えることをしませんでした」 | 「効果的に世界に訴える」ことをしなかったのは事実である。冀東防共自治政府の性格付けとは直接リンクしない。 |
| 327 | 235 | 図 | 「⑤日中戦争の展開」中、「満州事変」 | 満州事変の延長上に日中戦争が展開した側面があり、地図にはわかりやすくするために満州事変なども年月をつけて表記した。 |

| | | | | |
|-----|-----|-----|--|--|
| 328 | 235 | 写真 | <p>「㊦フライング・タイガーズの戦闘機」キャプション中、「この時、アメリカは対日戦争を実質的に始めました。」</p> | <p>日米開戦前の夏から、アメリカは空軍パイロットを義勇団と称して戦闘機とともに中国に送り込み始めた。この部隊が「フライング・タイガーズ」で、B17長距離爆撃機による日本本土爆撃計画を実行するためだった。これは「JB355作戦計画」とよばれ、1941年7月23日にルーズベルトはOKのサインをしているので、この時点でアメリカは、「実質的に」対日戦争を始めたといえる。「生徒が誤解するおそれのある表現」ではない。</p> |
| 334 | 237 | | <p>下欄外「チャレンジ」中、「ABCD包囲網を敷いた4つの国」</p> | <p>前頁においてABCD包囲網を図示されており、理解しがたいとは考えられない。</p> |
| 335 | 238 | 側注3 | <p>攻撃開始前に日米交渉の打ち切りを通告する予定だったのですが、ワシントンの日本大使館の不幸で、攻撃後の通告となりました。</p> | <p>本件は、現行の教科書の記述を完全に踏襲したものである。そして前回（平成26年度）の検定の際にも指摘された問題であり、その際、資料を提示して反論し、認められた件である。その際にした反論を下記のとおり改めて述べ、必要があれば資料を提出したい。</p> <p>近時、日米開戦の際の最後通告手交遅延について、本省にも責任があるとの学説があることは承知しているが、しかしこの学説はいささかも成り立たない誤った学説であることを説明し、資料（八木正雄「対米通告遅延の全真相」『文藝春秋』1995年12月号等）も提出して承諾してもらったもので、その後資料の上で何ら変更を要するものは出ておらず、研究状況は変わっていないので、今回のこの記述は何ら変更を要さないと思料される。確かに「最後通告」文の最後の第14部を極めて遅く発信しており、また第14部の発信を終え暗号解読機の破壊を命じた段階で、「最後通告」の1語を訂正する電報を発信するなど、本省においても不適切どころのあったことは確かである。しかしこれは、本省の指示どおり緊急態勢を敷き作業を進めれば午前11時には完成するであろうことを前提にしたものであり、本省の指示どおりに作業を進めておれば何ら支障は生じないはずのものであった。事実、手交時刻午後1時を指定する電報と第14部の電報との解読は手交時刻午後1時前の午前12時以前に終えたことは様々な証言から確かであり、第14部の文は極めて短いものであったから、第13部までのタイプの作業が予定どおりに完了しておれば、「最後通告」は十分に時間をもって完成し、遅延なく國務長官ハルに手交しえたことになる。</p> |

| | | | |
|-----|---------|-------|--|
| | | | <p>緊急態勢を敷けという本省よりの指示あるにもかかわらず、緊急態勢を敷かず、そしてそのこともあって直ちにタイプを打たなければならないタイプの担当者が第13部までの「最後通告」文を解読後約9時間タイプに打たないままに放置したこと、第14部が未到着の時点で解読を担当する電信官を全員帰宅するよう措置を取ったことなど鑑みれば、大使館の失態は免れない。大使館内の事務処理の仕方についてはさらに次のような問題がある。解読、タイプの作業の途次で、手交遅延の恐れが出てきたとき、現地のタイプピストを密室に閉じ込めてタイプを打たせれば容易に解決できるにも関わらず、このような対処に考えが及ばなかったのはやはり問題である。さらには、大使の野村吉三郎と来栖三郎が遅延して「最後通告」を國務長官ハルに手交して大使館に帰ってきたとき、ラジオ放送で真珠湾攻撃の報に接しながら、このラジオ放送を聴いて押し寄せている新聞記者に向けて、手交遅延の事情と本来予定の手交時間は午後1時であったことをなぜ伝えなかったのか。伝えなかったことによって真珠湾攻撃は完全なる「騙し討ち」として扱われることになり、惨禍を最大限に拡大することとなった。「最後通告」手交遅延は、昭和21年外務省内で調査され、平成6年に公開された文書「『対米覚書』伝達遅延事情に関する記録」の結論にあるとおり、タイプを打つことを担当していた一等書記官奥村勝蔵、緊急態勢を敷く責任のあった参事官井口貞夫を中心とした大使館の失態に基づくものと言う以外にない。以上のことから、教科書の本件の記述は何ら変更の必要はないものと思料される。</p> |
| 336 | 239 | 囲み | <p>「⑥開戦を聞いた文化人の声」中、坂口安吾の声（全体）</p> <p>引用した「真珠」は「昭和文学全集4」の「12月8日の記録」に収録されている。坂口は私小説を得意とする小説家だが、「真珠」は事実をもとにした「エッセイ」と言ってよく、「日記」に近い。それゆえ「史料が公正でない」とはいえない。</p> |
| 337 | 239 | 囲み | <p>「⑥開戦を聞いた文化人の声」中、坂口安吾の声（全体）</p> <p>中略部分といっても「地方に基地も持っている」と「多分、敵の編隊は、今、太平洋上を飛んでいる」の2行だけであり、全体の文意には全く影響しない。従って誤解を与える恐れはない。しかも中略部分を省かないと、他の知識人の言葉にくらべ長くなりすぎ、不公平になる。</p> |
| 340 | 240-241 | 18-16 | <p>「アジア諸国と日本」（全体）</p> <p>私たちの見解であり、生徒が誤解するおそれはない。</p> |
| 342 | 240 | 写真 | <p>「①大東亜会議の出席者たち」キャプション中、「中华民国南京政府（南京に設立された日本に協力的な政府）」</p> <p>蒋介石の政権が重慶に遷都したことは232、233頁にて記載している。それとは別に南京政府が設立されたという事実はこの記述で生徒には十分理解可能である。</p> |

| | | | | |
|-----|-----|----|---|---|
| 346 | 242 | 囲み | <p>「④創氏改名とは何か」中、「当時の朝鮮の姓は約250ほどで、同姓の人が多いため、朝鮮総督府は住民に「氏」を決めさせ、戸籍に登録させました。これが「創氏」です。」</p> | <p>(番号346、347について一括して反論) この白表紙本の記載にある「同姓の人が多いため」という理由は創氏を行った主たる理由ではありません。主たる理由は朝鮮人側からの要請があったからです。1920年代になると満州に移住した朝鮮人が中国人に差別されないために日本式の名前を名乗りたいと朝鮮総督府に要望しました。特に1931年2月に当時満州を支配していた張学良の奉天政府が「鮮人駆逐令」を出して満州から朝鮮人を追い出しにかかっている間は、日本式の名前を名乗ることが切実な問題となりました。また半島在住の朝鮮人からも「日本国民となって20年以上もなるのに、なぜ日本式の名前を名乗ることが出来ないのか。朝鮮人差別ではないか」という不満が噴出したために、朝鮮総督府が法律を改正して朝鮮人にも日本式の名前を名乗ることを可能としたものです。具体的には戸籍上あくまでも朝鮮人固有の「姓」は残したまま、新たにファミリーネームとしての「氏」を作ることになりました。従って朝鮮人の「姓」は変わっていません。「氏」は日本式でも朝鮮式でもよく、日本式を強制した事実はありません。(結果的に20%が朝鮮式を選んでいました) 朝鮮の人々の間には「これで完全に差別がなくなった」との喜びが広がり、町議会や村議会では有難い法律を作って頂いたお礼に、町民や村民全員が日本式の氏にしようという決議が次々に採択されました。「姓」が戸籍に残ったために一部の朝鮮人には「差別が残った」と言う不満さえありました。これが当時の雰囲気だったのです。なお、下の名前も裁判所の許可を得た上で手数料を払えば日本式の名前に変えることも可能となりました。こうして「創氏改名」は実現しました。「日韓併合後朝鮮人は日本式氏名を名乗ることを禁じられていたが、これが朝鮮人差別とされたことから朝鮮総督府は戸籍上「姓」は残したまま新たに家族単位の「氏」を設けることとした。(創氏)」</p> |
| 347 | 242 | 囲み | <p>④創氏改名とは何か」中、日本風の氏を強制することはありませんでしたが、多くの朝鮮人がそれを希望しました。</p> | |

| | | | | |
|-----|-----|--------|--|--|
| 348 | 243 | 1-2 | 戦争末期には朝鮮・台湾の人々にも徴兵や徴用が適用され、また日本の鉱山などで日本人とともに働きました。 | ①当時日本国民である彼らを徴用することは国内法及び国際法に照らしても合法であった。 ②日本人との間に差別待遇はなかった。 1. 「徴用」は合法であった 当時日本国民である彼らを徴用することは国内法及び国際法に照らしても合法である。戦時における「徴用」は労働問題を律する国際法であるILO強制労働条約（日本は1932年11月に批准）に抵触するものではない。 2. 差別は無かった 軍艦島元島民の証言や韓国落星台経済研究所が2019年7月に刊行した『反日種族主義』など当時の実態を調査した第一級の研究書籍によれば、当時朝鮮人や台湾人に対する民族差別的賃金体系は存在せず、賃金は平等に支払われた。炭坑など危険を伴う職場では、日本人も朝鮮人も一心同体で働いていた。そこでは危険な仕事は熟練した日本人が行い、経験の少ない外国人徴用工にはより安全な作業を担当させていた。彼らには行動の自由もあり日本人とも友好的に交流していた。 |
| 354 | 247 | | 「日本軍の戦争犯罪」（全体） | 全体が否定されているが、現行版とほぼ同文であり、一度検定を通過した内容を欠陥とするのは、行政の継続性から見て理解出来ない |
| 355 | 248 | 12-13左 | また中国でも、多くの死傷者が出ました。 | 何を求めているのか不明なコメントである。 |
| 356 | 249 | 19-21左 | 西暦の1945年を使わず、独立の機縁となった日本に敬意を表して、独立記念日を日本の皇紀で表現したのです。 | インドネシアはもともとイスラム教圏なので、本来はイスラム暦を使うはずであるが、イスラム暦をあえて使わず、日本の皇紀を使ったのは、教科書のように考える以外に解釈の余地はない。しかも、日本軍は9月に独立させることを予定していたが、それより早く敗戦を迎えてしまったので、敗戦後に日本軍が独立を認めた形になると、オランダなど連合国との関係に支障があることを恐れて、独立に反対したが、スカルノとハッタはそれを押し切って自ら独立宣言文を書いたのである。こうした経緯からみても、皇紀の使用は「日本に敬意を表し」たものであるとしか考えられない。従って、「皇紀を使った理由について、断定的に過ぎる」とは言えず、「生徒が誤解する表現」ではない。 |
| 357 | 249 | 26-30左 | スディルマン将軍は、…独立戦争が始まると志願兵となり、選挙で最高司令官に選ばれました。独立戦争では残留日本兵とともに戦いました。 | 人物に関する伝記的記述においては、その人物の最高位の地位で表記するのが一般的である。従ってその地位に就く前の出来事も、最高位の肩書きで呼ぶことに問題はない。 |
| 360 | 253 | 右上囲み | 【課題②について書いたさくらのノート】中、「③ワシントン会議でアメリカは日英同盟の破棄に動いた。」 | この表現で問題ない。形式的には、日英同盟を更新しないことになり、失効したのですが、実質的には「アメリカは日英同盟の破棄に動いた」という方がむしろ、事実を正確に伝えている。 |

| | | | | |
|-----|-----|--------|--|--|
| 361 | 253 | 右上囲み | 【課題②について書いたさくらさんのノート】中、「⑤日本と中国の紛争においてアメリカは中国を支援し、日中戦争が始まってからも援蒋ルートによる支援を続けたので、日中戦争は泥沼化した。」 | この表現で問題ない。中国は、自ら戦車や飛行機を作れなかったわけであり、米英からの援蒋ルートを通じた武器の提供がなければ戦えなかった。 ◆秦 郁彦、『盧溝橋事件の研究』、東大出版会、1996年12月 |
| 364 | 254 | 囲み | 兄の一段目の吹き出し中、「レーニンは世界に革命を広げるためにコミンテルンを組織し、各国でスパイとテロによる破壊活動を始めたんだ。」 | 事実はこの通りであって、「生徒が誤解」することはない。 |
| 365 | 254 | 囲み | 兄の二段目の吹き出し中、「これに脅威を感じたスターリンは中国に反日活動をけしかけ、日本を挑発して日中戦争に引きずり込むことに成功したんだね。同時に、日本はアメリカとの戦争にも引きずり込まれたわけだ。」 | このような記述に関しては、嘘を書いていない限り原文は尊重されるべきである。 |
| 366 | 258 | 22-24右 | こうしたGHQの見方をもとに、1946（昭和21）年5月から2年半にわたって開かれたのが、東京裁判です。 | 大局的に見て誤りとは言えない記述である。 |
| 367 | 262 | 13-16 | ソ連は講和会議には参加しましたが…調印を拒否しました。この結果、日本とソ連との平和条約は締結されず、終戦直後、ソ連が不法に占拠した北方4島の返還は先送りされました。 | 何を「誤解」するのか不明である。 |
| 369 | 264 | 表 | 「①冷戦の経過」中、「1949…中華人民共和国（共産党政権）成立」 | 1949…中華人民共和国（中国共産党政権）」という記述を、「及びその他の政党を含む連合政権」のように書くことは、共産党一党支配を糊塗する些末な事実にとらわれて、ことの本質を見失うおそれがある。歴史の真実はまぎれもなく「中国共産党政権」であったことは誰もが否定できないところである。 |
| 374 | 269 | 10右 | オリンピックには93か国5588人が参加しました。 | 該当箇所は平成27年に検定合格した教科書にも記述がある。行政の一貫性の観点から指摘は不適當である。 |
| 384 | 277 | 側注2 | 「ともだち作戦」 | 一般的記述である。 |
| 389 | 289 | 右 | 「課題4 神話に見られる古代人の思想や、一揆、武士道などを通して、日本人の社会や組織がどのような特徴をもっているのか、意見を出し合おう」中、「武士道」 | 246頁にて武士道は記述している。 |

| | | | | |
|-----|-----|--------|---|--|
| 390 | 290 | 13-15中 | 「共和制（共和政）」中、「ローマの共和制では貴族や元老など限られた人々に国政の権限が委ねられました。」 | 指摘自由は意味が理解出来ない記述である。 |
| 391 | 290 | 26-31中 | 「皇帝」中、「これに対し、西欧の皇帝（エンペラー）の起源は古代ローマのユリウス・カエサルです。しかし、彼の正式の称号はアウグストゥスで、これは元老院の筆頭議員を意味する称号であり、」 | 世界史教科書に書いてあることがらである。 |
| 392 | 290 | 38-41右 | 「帝国」中、「王国は王様のいる国という意味ですが、帝国（エンパイア）は他の民族をその統治下におく国をさします。」 | 「帝国」という言葉の意義素について、生徒が気付かない側面を示したものであり、歴史の理解を深める手がかりになる記述である。 |
| 397 | 裏見返 | 表 | 「世界各国・王朝の興亡一覧」中、「大和朝廷」 | この年表に「大和朝廷」と「日本」との関係を書くことは無理である。それはすでに教科書で学習していることを前提とした年表である。 |
| 400 | 裏見返 | 表 | 「世界各国・王朝の興亡一覧」中、「ローマ帝国」と「西ローマ帝国」と「東ローマ帝国」の境界 | 問題ない。東ローマ帝国は、395年から開始された。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|----|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 1 | 表見返 | | 「日本の世界遺産」（全体） | 否 | 反論にいうところの「原則」は存在しない。反論は認められない。 |
| 4 | 表見返 | 写真 | 「②姫路城」キャプション中、「世界文化遺産のほか多くの建物が国宝、重要文化財に指定されています」 | 否 | 姫路城の多くの建物が世界遺産，国宝，重要文化財になっていることが伝わるか否かを問題にした指摘ではない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|---|-----------------------------|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 6 | 表見返 | ㊦ | 地図「旧国名と都道府県名」中，隠岐・ 壱岐・対馬 | 否 | 新学習指導要領の実施に伴い，諸資料の読み取りが重視されるようになったことを踏まえた指摘である。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|-------|---|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 8 | 表見返 | | 1881年ごろまでに今の1都1道2府43県に統合されました。 | 否 | 現在の都道府県が1881年頃に存在していたように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 9 | 2 | 11-16 | <p>■日本文明の伝統 世界のどの国にも、それぞれ固有の歴史があります。日本は…独自の文明を育みました。古代において日本は…自立した独自の文明を築いてきました。（31ページ22～23行目「この時代に日本人の穏やかな性格と日本文明の基礎が育まれたと考えられます。」も同様）</p> | 否 | 指摘箇所では華夷秩序や国風文化の詳述を求める趣旨の指摘ではない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|----------|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 10 | 3 | 囲み | 「3 高度100メートルから見た日本は「町工場の国」だ」中、「黒船来航で西洋文明の衝撃を受けた日本はこの150年間に工業立国をめざして成功しました」 | 否 | 「この150年間」が黒船来航に起点を持つものと誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 12 | 8 | 4-6 左 | この歴史という言葉は、明治時代の日本人が「ヒストリー」の訳語として、二つの漢字を組み合わせてつくったものです。 | 否 | 指摘箇所は「歴史」という言葉が明治になってからの造語であると誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|------------|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 13 | 8 | 11-14 左 | これはまだ歴史ではありません。王が死んだことと王妃が死んだことが、ばらばらの出来事として時間順に記されているだけだからです。こういう記録を年代記といいます。 | 否 | 一般的に年代記的なものも歴史として認知されている。指摘箇所はその点で生徒を誤解に導くおそれがある。反論は認められない。 |
| 14 | 8 | 15-17 右 | 考古学的な史料は補助的には役立ちますが、それだけでは、一つの国や社会の歩みを物語として書くのはほとんど不可能です。 | 否 | 指摘箇所は、考古学的史料の価値を過小評価している。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|------------|---|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 15 | 9 | 2-3 右 | 源頼朝が鎌倉幕府を開いたのは紀元1192年になります。（同ページ下段の「歴史モノサシ」中、鎌倉時代の始まりを示す「1192」も同様） | 否 | 年表的なものとはいえ、鎌倉時代のはじまりを1192年と断定しており、75ページ側注1との関連が理解し難い。反論は認められない。 |
| 16 | 9 | 21-22 右 | 大化から■■■まで（同ページ下歴史モノサシ、11ページ右22～23行目、49ページ囲み⑤、279ページ囲み⑤、及び小見出し「平成から〇〇へ」、巻末折込年表「二〇一九」も同様） | 否 | このような表記は理解し難い。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|-----------|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 17 | 10 | 2-3 左 | 大化以前の歴史について『日本書紀』には「干支」で年月を表した記述もあります。 | 否 | 大化以後にも干支が使われた事実を記述することを求める指摘ではない。反論は認められない。 |
| 18 | 10 | 6-14 右 | ■皇紀（全体） | 否 | このような書き方では「●干支」と「■皇紀」との関係が理解し難い。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|------------|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 19 | 11 | 14-16 左 | 3年に一度「閏月」を設け、例えば4月の次に「閏4月」が来るようにして、季節とのズレを小さくしたのが太陰太陽暦です。 | 否 | 改めて精査した結果、太陰太陽暦が閏月を設ける頻度は3年に一回ではない。反論は認められない。 |
| 23 | 15 | 7-4 左右 | 秀吉は全国統一を進める中で、堺の支配を強めました。自治都市を守るためにつくられていた環濠…のほとんどを埋め、町を管理する奉行を派遣したほか検地も実施しました。これにより自治制度は解体へと向かいました。 | 否 | 「堺の支配を強めました」という表現がふさわしいかを問題とした指摘ではない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|------------|----------------------------------|-------|-------------------------------------|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 24 | 15 | 13-14 左 | 大岡昇平の『堺港攘夷始末』（中央公論社）などを読んで調べたところ | 否 | 二次的な著作物の利用について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 26 | 19 | 図 | 地図「平城京」中，元興寺の位置 | 否 | 記号で規模を表現することを求めている指摘ではない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|---|--|-------|-----------------------------------|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 28 | 19 | 表 | 下段「第1章 古代までの日本〈予告篇〉」中、「仁徳天皇 世界一の古墳に祀られている」 | 否 | 生徒が一般的な表現と誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 29 | 19 | 表 | 「登場人物紹介コーナー」中、「アマテラスオオミカミ」と「神武天皇」 | 否 | 「登場人物紹介コーナー」との関係が理解し難い。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|-----|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 30 | 20 | 写真 | ②最初の日本人の想像図（港川人） | 否 | 指摘箇所の表現では、港川人が「最初の日本人」であると断定されているかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 31 | 20 | 側注2 | 脳の容積は、次のように大きくなりました。猿人500ml、原人1000ml、新人1400ml。 | 否 | 概数であることが明示されておらず、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|---|------------------------------|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 32 | 21 | 4 | 氷河時代 | 否 | 申請図書の記事では同一の内容と読めるため、用語の統一を求めている。反論は認められない。 |
| 33 | 21 | 図 | 「④日本人の祖先が来た3つのルート」 中、津軽海峡 | 否 | 「津軽海峡は100m以上の深さがあったので、100m水位が下がっても陸続きにはならなかった」ことは、地図からは読み取れない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|-----|---|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 37 | 22 | 囲み | 「歴史の言葉 ②世界の古代文明」中、「オリエント・・・「東方」を意味し、メソポタミアとエジプトを合わせて指す言葉として使われました。」 | 否 | 四大文明に限定できると読めず、また、「一般的な定義」だと誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 38 | 22 | 側注3 | 「文明」中、「英語でシビリゼーション(Civilization)といい、これは都市化という意味です。」 | 否 | 語源について述べていることが明記されておらず、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|-------|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 42 | 23 | 囲み | 「④ピラミッドを造ったのは誰か」中、「約2500年前のギリシャの歴史家で、「歴史の父」と呼ばれるヘロドトスは、『歴史』という本で、「大ピラミッドは、10万人の奴隷が20年間働いて造ったもので、クフ王という残忍な王の墓である」と書きました。」 | 否 | 「と書きました。」とあり、直接引用であるかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 43 | 25 | 10-11 | 中国文明の3大要素は、皇帝と、都市と、漢字だといわれます。 | 否 | 一般的表現であるかのように誤解する、という指摘であり、指摘事項にみられる見解を否定しているわけではない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|-------|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 44 | 25 | 19-23 | それでも、表意文字の漢字は、市場で売り買いするときには一通りの意味を伝えることができます。言葉の通じない民族同士でも、漢字を使って売り買いが成り立ちます。こうして中国の都市は漢字によって流通の中心地として発展していきました。 | 否 | 一般的な説であるかのように誤解する、という指摘であり、指摘事項にみられる見解を排除しているわけではない。反論は認められない。 |
| 48 | 27 | 1-3 | ここにアテネの民主政は完成しました。市民は月に2回、広場で開かれる民会に参加し、議論の末に投票権を行使しました。 | 否 | 提出された資料からは、指摘箇所のような記述は構成できない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|-------|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 49 | 27 | 8-20 | ローマは政治制度の上で、次の3つのものを後世に残しました。・・・第3は、「祖国」という意識です。ローマの軍隊は指揮官だけでなく末端の兵士に至るまで「祖国のために」という意識をもって戦いました。 | 否 | 指摘事項にある見解を否定しているわけではない。ローマ人の祖国意識について断定的な記述で、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 50 | 27 | 21-23 | 道路の発達、水道の完備、コロッセオや公衆浴場にみられるように、ローマ人の生活水準は高く、人類がそれを追い越すには18世紀の産業革命を待たねばなりませんでした。 | 否 | 指摘事項にある見解を否定しているわけではない。「ローマ人の生活水準」について断定的な記述で、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|-------|-------|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 52 | 28-29 | 15-10 | 「一神教の登場とキリスト教」（全体） | 否 | 『聖書』とキリスト教との関係を読み取ることができず、ユダヤ教とのみ関係するかのよう誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 56 | 29 | 囲み | 「⑦三大宗教の教義」中、「イスラム教の教義 唯一神アラー、天使ガブリエル、預言者ムハンマド、聖典コーラン、来世、天命を信じ（六信）、」 | 否 | 例示であることが明示されておらず、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|-------|---------------------------------|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 57 | 31 | 16-17 | 稲作は、長江流域から伝わったものと考えられるようになりました。 | 否 | 学説状況からみて、指摘箇所の見解のみあげるのは、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 63 | 33 | 右下囲み | タイトル中、「北海道・北東北遺跡群」 | 否 | 「北海道・北東北遺跡群」は、確立した学術用語であると誤解するおそれがある。なお、文化庁が世界文化遺産の推薦候補としているのは「北海道・北東北の縄文遺跡群」である。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|-------|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 66 | 35 | 16-18 | 魏志倭人伝には、「倭の国には邪馬台国という大国があり、30ほどの小国を従え、女王の卑弥呼がこれをおさめていた」と記されていました。 | 否 | 「と記されていました。」とあり、直接引用であるかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 67 | 35 | 囲み | 「⑥「漢委奴国王」の金印」中、「西暦57年、「倭の奴国が朝貢したので、光武帝は金印を賜った」という記事が『後漢書』にのっています。」 | 否 | 『後漢書』の原文に「印綬」とある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|-------|------|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 68 | 35 | 囲み | 「外の人から見た日本 ⑧盗みがなく、争いの少ない社会」（全体） | 否 | 指摘箇所の表現が34ページ15～17行目「ムラどうしの交流もさかんになりましたが、水田の用水や収穫物をめぐる争いもおこるようになしました」及び史料⑦「魏志倭人伝より」の「国内は乱れて、攻め合いが何度もつづいた」と比較して理解し難い。反論は認められない。 |
| 70 | 36-37 | 19-1 | 大規模な古墳の多くは、入口が方形、その先が円形の墓からなる前方後円墳と呼ばれる形をしていました。（同ページ囲み「⑧前方後円墳」中、図「前方後円墳」も同様） | 否 | 古墳の「入口」について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|-------|---|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 71 | 36 | 囲み | 「歴史の言葉 ④大和朝廷」中、「ヤマト王権」とする用語も使われています。カタカナ書きは、地名との混同を避けるためです」 | 否 | 「ヤマト」にも地名としての意味があり、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 72 | 37 | 12-13 | 大王（スメラミコトのちの天皇） | 否 | 指摘箇所は「大王」と「スメラミコト」との関係について正しい理解に基づいて記述されていない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|------|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 75 | 37 | 右下囲み | 「⑧前方後円墳」中、「溜池を掘り灌漑施設を作る時に掘り返された土を盛り上げたのです。古墳の大小は農地の広がり関係しています。」 | 否 | すべての古墳が農地開発と結びついているかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 76 | 38 | 囲み | 「③神道とは何か」中、「仏教や儒教など外来の思想が伝来するはるか以前から、日本にあった宗教が神道です。」 | 否 | 神道の宗教としての体系化が仏教や儒教などより早いと誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|-------|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 94 | 44 | 18-19 | 聖徳太子は皇族の一人として生まれ、古事記や日本書記では厩戸皇子などとも表記されています。 | 否 | 反論書が挙げる46ページ図4の記述とあわせ読んでも、学習指導要領の求める内容を満たしていない。反論は認められない。 |
| 96 | 45 | 左上囲み | 「④聖徳太子と天皇の系図」中、天皇の代を表す数字（51・59・71・84の各ページも同様） | 否 | 天皇の代数の教え方にはいくつかの見方があり、図中に天皇の代数の根拠が示されておらず、理解し難い。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-------|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 100 | 47 | 19-20 | 聖徳太子は、内政でも外交でも、8世紀に完成する日本の古代律令国家建設の方向を示した指導者でした。 | 否 | 聖徳太子と古代律令国家建設との関係について、近年の学説状況を踏まえた記述になっておらず、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 101 | 47 | 図 | 「⑧飛鳥地方の地図」中、「伝板葺宮跡」 | 否 | 近年の名称変更を踏まえ、史跡としての正式名称を記すことが適当である。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-------|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 105 | 50 | 側注3 | 大宰府は地方官庁、太宰府は地名。 | 否 | 混用の例があることを踏まえ、誤解のないような記述を求めたものである。反論は認められない。 |
| 107 | 51 | 21-22 | 689年には、日本という国号が用いられるようになりました。（52ページ右側8～11行目、裏見返年表「六八九 「日本」という国号が定まる」も同様） | 否 | 近年の学説状況を踏まえた記述になっていない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|------------|---------------------------------------|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 109 | 53 | 25-26 右 | 日本の皇室は、神話の時代から現代まで続く世界で最も古い王朝です。 | 否 | 神話を史実と誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 118 | 60 | 13-15 | 894（寛平6）年、右大臣・菅原道真の建言によって遣唐使が中止されました。 | 否 | 894年に右大臣であった菅原道真が建言したと誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|---|--------------------------|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 119 | 60 | 図 | 「②延暦寺と金剛峯寺」 | 否 | 同じ図中であっても、指摘する欠陥の内容が異なっているため、指摘事項を個別に立てたものである。反論は認められない。 |
| 120 | 60 | 図 | 「②延暦寺と金剛峯寺」中、「比叡山延暦寺」の位置 | 否 | 同じ図中であっても、指摘する欠陥の内容が異なっているため、指摘事項を個別に立てたものである。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|----------------------------|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 121 | 60 | 図 | 「②延暦寺と金剛峯寺」中，赤い点線 | 否 | 同じ図中であっても，指摘する欠陥の内容が異なっているため，指摘事項を個別に立てたものである。反論は認められない。 |
| 124 | 63 | 写真 | 「源氏物語絵巻」キャプション中，「国立国会図書館蔵」 | 否 | 国会図書館が『源氏物語絵巻』を所蔵していると誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|------|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 125 | 64 | タイトル | 「1 調べ学習のページ 比べてみよう！ 修学旅行で行く 奈良と京都」 (206ページ, 250ページも同様) | 否 | 目次で示したタイトルと本文で示されているタイトルが不一致である。反論は認められない。 |
| 126 | 65 | 上囲み | 「わかったこと」中, 「平等院の建物は、藤原道長の別荘でした。息子の藤原頼通が寺院に改め鳳凰堂としました。」 | 否 | 文脈上, 鳳凰堂が寺院名であると誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|---|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 130 | 68 | | 兄の一段目の吹き出し中、「古代までの日本は、約20万年前のアフリカでの「ホモ・サピエンス」（知恵のあるヒト）の誕生から、11世紀末の摂関政治の終わり頃まで、とても長いね。」 | 否 | 「古代までの日本」が章のタイトルであることがこれでは分からず、理解し難い。反論は認められない。 |
| 132 | 68 | | 兄の三段目の吹き出し中、「以後、日本は一度も王朝の交代がなかったんだ。だから、日本は世界でも一番古い歴史をもった国家だといえるんだ。」 | 否 | 王朝と国家との関係について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 134 | 70 | 写真 | ①キャプション中、「警備の武士、僧兵たち」 | 否 | 真ん中の左側は装束から見て「武士」とは言えず，左上も「僧兵」とは言えない。反論は認められない。 |
| 136 | 71 | 4-5 | 院政が始まると、白河上皇は、税の免除などの特権を荘園に与えたので、多くの荘園が上皇のもとに集まりました。 | 否 | 白河上皇自身が直接，税の免除の特権を与えたかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 137 | 71 | 写真 | 「③平治の乱」キャプション中、「平治物語絵巻 国立国会図書館蔵」 | 否 | 国立国会図書館が『平治物語絵巻』を所蔵しているかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 138 | 71 | 図 | 「④院政時代の天皇の系図」中、安徳天皇の即位の年齢（72ページ13～14行目も同様） | 否 | 同じ系図内で、安徳天皇以外は数え年で示している以上、安徳天皇に限って満年齢で記すことは整合性がとれず、不正確である。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|---|------------|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 141 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」 | 否 | 同じ図中であっても、指摘する欠陥の内容が異なっているため、指摘事項を個別に立てたものである。反論は認められない。 |
| 142 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」 | 否 | 同じ図中であっても、指摘する欠陥の内容が異なっているため、指摘事項を個別に立てたものである。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|---|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 143 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」中、紫色の点 | 否 | 同じ図中であっても、指摘する欠陥の内容が異なっているため、指摘事項を個別に立てたものである。反論は認められない。 |
| 144 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」中、「一ノ谷の戦い」の場所を示す記号の位置と「鎌倉」・「太宰府」の位置 | 否 | 同じ図中であっても、指摘する欠陥の内容が異なっているため、指摘事項を個別に立てたものである。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|---|-------------------------------------|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 145 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」中、「源頼朝の進軍」ルート、「源義経の進軍ルート」 | 否 | 同じ図中であっても、指摘する欠陥の内容が異なっているため、指摘事項を個別に立てたものである。反論は認められない。 |
| 146 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」中、「源義仲の勢力範囲」 | 否 | 同じ図中であっても、指摘する欠陥の内容が異なっているため、指摘事項を個別に立てたものである。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|--------------------------|-------|-------------------------------------|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 149 | 74 | 写真 | 「②空から見た当時の鎌倉」中、「若宮大路」のロゴ | 否 | 若宮大路の位置を誤解なく示しているとは言えない。反論は認められない。 |
| 150 | 74 | 写真 | 「②空から見た当時の鎌倉」中、長谷寺の位置 | 否 | 実際の長谷寺の位置を正確に示しているとは言えない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 153 | 79 | 写真 | 「⑥北条時宗」キャプション中、「時宗はフビライの要求を拒否し、全国の御家人に戦う準備をよびかけました」 | 否 | 現在の学説状況においては、「全国の御家人」が動員されたとはみなさないのが普通であり、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 154 | 79 | 囲み | 「⑦フビライの国書（1268年）」中、「高麗もわが東の藩属国として、あたかも君臣、父子のようにしている」 | 否 | 原文の趣旨と一致しているとは認められず、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----|----------------------------|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 155 | 81 | 8-9 | 幕府は御家人の借金を帳消しにする徳政令を出しました。 | 否 | 鎌倉幕府が出した永仁の徳政令には「借金を帳消しにする」という内容は含まれておらず、理解し難い。反論は認められない。 |
| 158 | 83 | 写真 | 「③金剛力士像」キャプション中、「運慶・快慶作」 | 否 | 反論書の主張にある本文の記述は、当時の彫刻一般についての説明と理解されるため、金剛力士像の作者を直接説明しているものとは言えない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-------|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 165 | 87 | 4-16 | 「琉球の中継貿易」（全体） | 否 | 首里城正殿（復元）の写真を入れただけでは、学習指導要領の求める内容を十分に満たしているとは言えない。反論は認められない。 |
| 166 | 87 | 17-20 | 蝦夷地（北海道）では、アイヌとよばれる人々が、狩猟や漁業を行っていましたが、14世紀ごろに、津軽（青森県）の十三湊を拠点にした交易が始まり | 否 | 本文・側注を通して「アイヌ」だけが記述されており、「アイヌ」が十三湊を拠点として交易を始めたかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-------|-----------------|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 168 | 87 | 図及び写真 | 「⑧道南十二館と発掘された銭」 | 否 | 館の設置主体や役割と古銭との関係が説明されておらず、理解し難い。反論は認められない。 |
| 170 | 89 | 囲み | 「⑤惣の掟の例」 | 否 | 異なる時期に出された掟を同時に出されたものと誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 173 | 92 | 写真 | 「②銀閣」キャプション中、「銀箔を貼る予定があったので銀閣と称されるようになりました。」 | 否 | 学説としては認められない記述である。反論は認められない。 |
| 175 | 94 | 左 | 第一段落「鎌倉時代中期から皇室では龜山天皇の子孫の大覚寺統と後深草天皇の子孫の持明院統と呼ばれる2つの血統がありました。そこで鎌倉幕府は…交代で天皇に即位するように仲介しました。」 | 否 | 「2つの血統が存在すること」と、「鎌倉幕府が交替で即位するように仲介すること」との因果関係について誤解するおそれがあるという趣旨である。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|-------|----|---|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 176 | 94 | 写真 | キャプション「南朝皇居跡 吉野に逃れた後醍醐天皇はこの地を拠点とし、政務を行いました。」 | 否 | 「南朝皇居跡」と関係する建物であるかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 178 | 96-97 | 囲み | 「わかったこと②佐藤さんのルーツ」・ 「わかったこと②鈴木さんのルーツ」・ 「わかったこと③渡辺さんのルーツ」・ 「わかったこと④武田さんのルーツ」 (全体) | 否 | 同じ名字を持てば同じルーツを持つと誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 182 | 100 | 囲み | 姉の一段目の吹き出し中、「…朝廷は、軍事や治安を軽んじはじめたんだわ。貴族の勢力争いが激しくなり、院（上皇の役所）が武士を重く用いたので、武士の政治的発言力が強まったんだわ」 | 否 | 朝廷が軍事や治安を軽んじたことと、武士の政治的発言力が強まったこととの関係が理解し難い。反論は認められない。 |
| 185 | 102 | 写真 | ③エルサレム | 否 | 同一ページ中で、世界遺産マークの表記が不統一であり、反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|---|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 188 | 105 | 図 | 「④地球を二分しようとしたポルトガルとスペイン」中、「16世紀に入ると、東半球でも両国の領土分割線が定められました。」 (同ページ右側欄さくらの吹き出し中、「世界をふたつに分けて支配しようなんてずいぶん勝手ね。」も同様) | 否 | 同じ図中であっても、指摘する欠陥の内容が異なっているため、指摘事項を個別に立てたものである。反論は認められない。 |
| 189 | 105 | 図 | 「④地球を二分しようとしたポルトガルとスペイン」中、「マゼラン」の線 | 否 | 同じ図中であっても、指摘する欠陥の内容が異なっているため、指摘事項を個別に立てたものである。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|---------|----|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 191 | 106 | 写真 | 「③フランシスコ・ザビエル」 | 否 | 凡例に照らして表記が不統一である。反論は認められない。 |
| 193 | 108-111 | | 「33 戦国大名」（全体）及び「もっと知りたい 戦国時代最大の激戦川中島の戦い」（全体）（145ページ「歴史用語ミニ辞典の作成」中、「戦国大名」及び146ページの兄と弟の会話と「第3章 近世の日本<まとめ図>も同様」） | 否 | 反論に示された箇所は、学習指導要領の求める内容を満たしていない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 194 | 108 | 囲み | 「②300年以上命脈を保った毛利氏」中、「輝元の時代には豊臣秀吉政権の重臣となり、関ヶ原の戦いでは西軍の大將格として徳川家康に敗北しました」 | 否 | 毛利輝元が関ヶ原の合戦に実際に参加し、敗北したかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 196 | 113 | 図 | 「④秀吉の天下統一地図」中、「4 四国平定」・「5 九州平定」・「7 奥州平定」からのびる線がさしている地図上の印 | 否 | 凡例がなく「小牧・長久手の戦い」や「山崎の合戦」と同じ印がつけられていれば、そこで合戦が実際にあったと誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-------|--|-------|--------------------------------|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 198 | 115 | 14-16 | 秀吉が目指したのは、あくまで大陸の明でしたが、それは、スペインが明を征服する計画があることを耳にし、その機先を制する意図があったともいわれています。 | 否 | 学説状況に照らして誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 202 | 115 | 図 | さくらさんの吹き出し中、「朝鮮出兵って16世紀では世界最大規模の戦争だったといわれてるわ」 | 否 | 学説状況に照らして誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 203 | 119 | 囲み | 「④出雲阿国と歌舞伎」9～11行目「元禄時代になって近松門左衛門、鶴屋南北らの作家や、名優たちが現れ」 | 否 | 文脈上、ここで示されている鶴屋南北が元禄時代の作家であると誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 207 | 125 | 3-5 | アイヌは松前藩の商人の不正な交易のやり方に反発し、シャクシャインを頭領として蜂起しましたが、松前藩の反撃により敗北しました (シャクシャインの乱) | 否 | 学説状況に照らして「シャクシャインの乱」では誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----------|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 211 | 129 | 18-20 | この日本式数学は、町人のみならず、きこりや樽職人までが問題を出し合って楽しみ、しかもその内容は当時の世界的水準をこえていました。 | 否 | 現行の教科書とは記述が異なり、申請図書では、町人や「きこり」・「樽職人」までが世界的水準の数学を楽しんだとする記述になっており、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 217 | 134 | 1-17 左 | 「誰も読めなくなっていた『古事記』」(全体) | 否 | 宣長の業績を誤解するおそれではなく、江戸時代における『古事記』の受容の状況について誤解するおそれがあるとの指摘である。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指 摘 事 項 | 意 見 の 認 否 | |
|-----|------|------------|--------------------|-----------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認 め な い 理 由 |
| 221 | 140 | 14-15 右 | どんな不作のときも米価は2倍をこえず | 否 | 改めて精査した結果、基準や地域差など一定の説明がないと誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 222 | 142 | 下囲み 右 | 水は地主などの町人が支払っていた。 | 否 | 水代であることが明記されておらず、理解し難い。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|---|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 223 | 142 | 写真 | 「長屋の一角」を示す写真と「4畳半」を示す写真 | 否 | 博物館の展示であっても、復元されたものであることが明示されておらず、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 226 | 145 | 囲み | 【さくらさんのノート ①について】 中、「刀狩によって農民は耕作に専念する代わりに、武器を独占する武士たちがその安全を保障する制度が確立し」 | 否 | 指摘箇所の「武器を独占する武士」と、114ページ囲みの内容との関連について理解し難い。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-------|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 227 | 145 | 右囲み | 【翔太君のノート ①について】中、「家光は政教分離を徹底するため、キリスト教の禁止強化と鎖国に踏み切ったのだと思う。」 | 否 | 「政教分離」と寺請制の形成との関係について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 233 | 153 | 21-23 | それでも、マルクスの理論と思想は、マルクス主義として19世紀から20世紀にかけて広い影響力を持ちました。しかし、それは理想とは逆の悲惨な結果をもたらしました。 | 否 | 「一面的に過ぎる」という指摘であり、矛盾を指摘しているわけではない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|---------|-----|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 234 | 153 | 右囲み | 「ドイツの発展」中、「ドイツはそれまで神聖ローマ帝国としてゆるやかな連邦国家を形成していましたが、」 | 否 | 反論で引用されているのは、ウェストファリア条約以前の神聖ローマ帝国に関する記述だが、指摘箇所はナポレオン戦争期直前の話であり、時代が異なる。反論は認められない。 |
| 240 | 156-157 | | 「49 欧米諸国の日本接近」（全体） | 否 | 学習指導要領において近世で扱うべきことと定めている内容を近代で扱っている以上、取扱い不適切である。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-------|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 241 | 156 | 10-12 | 1804（文化元）年にはレザノフが派遣されて幕府に通商を求めました。幕府が鎖国を理由に拒否すると、彼らは樺太や択捉島にある日本人の居留地を襲撃し日本人を殺傷しました。 | 否 | 現行の教科書とは記述が異なる。幕府の通商拒否と日本人居留地襲撃との時間的関係を誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 242 | 156 | 16-18 | 間宮林蔵は蝦夷地から樺太にかけて踏査し、従来大陸の陸続きであると思われていた樺太が島であることを世界で初めて発見しました（間宮海峡）。 | 否 | 間宮林蔵は樺太が島であることを世界で初めて発見したかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 244 | 157 | 1-4 | 1808（文化5）年、イギリスの軍艦フェートン号は…出迎えたオランダの商館員をとらえ、湾内を探索し、薪水（薪と水）や食料を強奪しました（フェートン号事件）。（156ページ表「②主な外国船の接近」中、フェートン号事件の「目的等」欄の「薪水強奪」も同様） | 否 | フェートン号の目的が薪水強奪にあったと誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 249 | 159 | 写真 | ⑤タイトル「ペリー神奈川上陸図」 | 否 | 提出された他者の教科書とは異なり、「ペリー神奈川上陸図」は絵画の名称と解釈されるため、横浜開港資料館所蔵のものとしては不正確である。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|---------|------|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 250 | 160-161 | 19-3 | 吉田松陰は…松下村塾という私塾で、門下生の若い藩士たちに尊王攘夷を説き、大きな感化をおよぼしていました。その松陰が安政の大獄で処刑されると、門下生の…桂小五郎（木戸孝允）らは | 否 | 木戸孝允が松下村塾で吉田松陰に学んだ門下生であると誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 252 | 162 | 写真 | 「⑤坂本龍馬」キャプション中、「土佐藩を通じて徳川慶喜に大政奉還をはたらきかけたともいわれます。」 | 否 | 一般的な記述ではなく、坂本龍馬の実際の行動を誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 253 | 164 | 写真 | 「③錦の御旗」キャプション中、「かつて、承久の乱の後鳥羽上皇や…がかかげました。」 | 否 | 後鳥羽上皇が承久の乱においてこのようなデザインの旗を掲げたように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 256 | 166 | 囲み | 「③太政官（新政府）を構成する要人」中、「※「太政官」の読み方 日本の律令制では「だじょうかん」、明治維新政府は「だじょうかん」と読みます」 | 否 | 混用の例があることを踏まえ、誤解のないような記述を求めたものである。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|---------|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 258 | 172 | 囲み | 「④「蛍の光」と国境」中、「これは、国境が画定したのを受けて、千島から沖縄までが日本（やしま）だということを国民に教える意味も込められており」 | 否 | 史料的根拠や学術論文などの存在がないため、このような断定的記述では誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 261 | 174 | 20 左 | 徳川家康から琉球征伐の許しをもらった薩摩藩は | 否 | 学説状況に照らして誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----------|---|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 262 | 174 | 1-4 右 | 沖縄学の父といわれる伊波普猷は「琉球処分は一種の奴隷解放だ」と表現しました。身分差別を撤廃した近代的な法制度が導入されたからです。 | 否 | 一般的な解釈ではなく、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 263 | 177 | 19 | 西郷が戦死して戦いは終わりました。 | 否 | 西郷の死については、一般的にイメージする「戦死」とは異なり、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 264 | 179 | 3-5 | いっぽう、幕府のもとで特権をもっていた仏教勢力への反発が起こり、各地で寺院や仏像を破壊する過激な動きが occurred（廃仏毀釈）。 | 否 | 神仏分離令と廃仏毀釈との関連付けが十分ではなく、一面的な記述であり誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 269 | 183 | 側注3 | 10月11日夜、御前会議で、10年後の国会開設などとともに、筆頭参議、大隈重信の罷免を決めました。 | 否 | 学説状況に照らして「御前会議」であったとは断定できず、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 273 | 188 | 2-4 | 1882（明治15）年には、一部の朝鮮軍人が日本に反発して暴動を起こしました（壬午事変）。 | 否 | 日本への反発が壬午事変の直接の原因であったと誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 274 | 189 | 図 | 「⑤列強による清国分割」の台湾の塗色及びキャプション中、「朝鮮、台湾と、台湾に近い福建省が日本の勢力圏でした。」 | 否 | 日本の「植民地」と「勢力圏」が区別されておらず、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 275 | 189 | 側注3 | 臥薪嘗胆 戦いに負けた王やその子が、薪の上に寝て痛みにたえたり、胆を嘗めて苦みを味わったりすることで、仕返しを忘れまいとしたという中国・春秋時代の故事です。 | 否 | 薪の上に寝た人物と肝を嘗めた人物とが親子関係にあるように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 277 | 193 | 右上図 | 「⑤日露戦争後の日本の領土と権益」中、「韓国における日本の支配権」 | 否 | 「支配権」と「指導権」とは異なる概念であり、理解し難い。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|------|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 283 | 198 | 8-20 | 「韓国併合」（全体） | 否 | 多少の抵抗はあっても順調に併合が進んだと誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 286 | 198 | 右上写真 | 「②日本語と朝鮮語（ハングル）を併用する教科書」中、「李朝時代は普及していなかった文字ハングル」 | 否 | 日本統治時代以前にハングルは一定程度普及しており、指摘箇所は一面的な記述であり誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-------|---|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 288 | 199 | 20-21 | 清朝滅亡後の中国は、軍閥の割拠する無法地帯と化しました。 | 否 | 「無法地帯」とはどのような状態か、理解し難い。反論は認められない。 |
| 292 | 199 | 囲み | 「⑥近代中国をつくった日本文化」中、「現代中国語の辞書に掲載された語彙の70パーセントは日本語に由来するとされています。」 | 否 | 提出された資料からは、指摘箇所のような記述は構成できない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 296 | 210 | 囲み | 姉の一段目の吹き出し中、「最後に日本にやって来たのが、アメリカのペリー提督だったというわけね。」 | 否 | 何の「最後」かが理解し難い。反論は認められない。 |
| 297 | 210 | 囲み | 妹の三段目の吹き出し中、「憲法ができたころ、東アジアにロシアの脅威が迫ってきたのね。これを打ち破ったのが、日清・日露の二つの戦争だったんだわ。」 | 否 | 「ロシアの脅威が迫ってきた」に続けて「これを打ち破ったのが、日清・日露の二つの戦争だったんだわ」と記述されており、このような記述では、ロシアが日清戦争を戦ったのだと誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|---|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 298 | 212 | ㊦ | 「①三国同盟と三国協商」中、「同盟とは、条約のように文書で結ばれる国家関係のこと。協商とは、文書での取り決めはしないが強いつながりを示す外交用語です。」 | 否 | 「文書での取り決めはしない」では、「協商」の定義について理解し難い。反論は認められない。 |
| 302 | 216 | ㊦ | 「③日本の人種平等案はなぜ否決されたのか」中、「この対立がのちの日米戦争の一因となったという見方もあります。」 | 否 | 確立された学問的見解であるかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 305 | 221 | 7-9 | 中国における権益問題では、領土保全、門戸解放が「九か国条約」として成文化されました。ただ、中国はこの条約を守りませんでした。 | 否 | 中国がどのように九か国条約を守らなかったのか理解し難い。反論は認められない。 |
| 309 | 225 | 囲み | ⑧軍縮の時代」7～8行目「米英日の補助艦の比率が10：10：7に定められ」 | 否 | 「69.75%」は歴史的に大きな意味があり、「7割」とするのは不正確である。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 310 | 226 | 側注 | 側注1全体 | 否 | 提出された資料は、一年足らずのうちに効力を失ったものであり、コミンテルンの一般的性質を示す資料とは言えない。反論は認められない。 |
| 311 | 226 | 写真 | 「②ヒトラー（1889～1945）」中, 「ミュンヘンに出てナチスを創設しました。」 | 否 | 「ヒトラーはナチス7人目の党员」ではない。ヒトラーとナチ党との関係について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-------|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 314 | 228 | 17-19 | 同時に中国では、不平等条約によって中国に権益をもつ日本や欧米諸国を排撃する動きが高まりました。それは列強の支配に対する中国人の民族的反発とも見えますが、 | 否 | 「中国人の民族的反発とも見えますが」という記述では、民族的反発が見かけだけのよう に誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 316 | 228 | 囲み | 「③コミンテルンの世界戦略と中国」 中、「北伐の中国革命軍に潜り込んだ共産党員は、1927年、南京で日本を含む各国の大使館を襲い、略奪、暴行、殺人の限りを尽くしました。」 | 否 | 提出された資料からは、指摘箇所のような記述は構成できない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-------|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 317 | 229 | 8-9 | しかし、それを日本の弱みと見てつけ込む中国の排日運動は一層激しくなり、協調外交は行きづまりました。（同ページ右側のさくらの吹き出し中のせりふも同様） | 否 | 協調外交と排日運動との関係について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 318 | 229 | 17-18 | 1928（昭和3）年、満州の軍閥・張作霖は列車で移動中、何者かに爆殺されました。これは日本軍の仕業ともいわれ、 | 否 | 張作霖爆殺が日本軍によるものとの通説は現在においてもゆらいでいない。「日本軍の仕業ともいわれ」という表現では、いくつかある説の一つのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 320 | 230 | 上囲み | 「②満州はなぜ建国されたのか」中， 「満州はもとは「満洲」（州にさんずい）という狩猟民の故郷だった土地で」 | 否 | 漢字の構造の説明として理解し難い。反論は認められない。 |
| 321 | 230 | 上囲み | 「②満州はなぜ建国されたのか」中， 「満州事変後、満州国が建国されたのは、日本が満州の土地を守り、治安を安定させ、ソ連に対処するためでした。」 | 否 | 満州国建国の理由として一面的な記述であり，誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|---------|-------|------------------------------|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 323 | 232-233 | 14-15 | 「日中戦争の始まり」（全体） | 否 | 日中戦争の始まりと第二次上海事変との関係や実態について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 324 | 232 | 上囲み | 「②日本と中国はなぜ和平を実現できなかったのか」（全体） | 否 | 日本と中国がなぜ和平を実現できなかったかについて、原因がコミンテルンの策動のみであるかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 325 | 233 | 右囲み | 「㊦通州事件」中、「通州事件は、2年も前から計画されていました」 | 否 | 学説状況に照らして、2年前からの計画という点に疑問を呈する見解があり、断定的に過ぎ、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 326 | 233 | 右囲み | 「㊦通州事件」中、「これだけの仕打ちを受けながら、日本はその被害を効果的に世界に訴えることをしませんでした」 | 否 | 親日派政権であることと効果的に訴えることをしなかったこととの関係が理解し難い。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 327 | 235 | 図 | 「⑤日中戦争の展開」中、「満州事変」 | 否 | 1937年に開始された日中戦争の展開を示す地図に、6年前に起こった満州事変が何の説明もなく記述されており、両者の関連が理解し難い。反論は認められない。 |
| 328 | 235 | 写真 | 「⑥フライング・タイガーズの戦闘機」キャプション中、「この時、アメリカは対日戦争を実質的に始めました。」 | 否 | フライング・タイガーズがこの時すでに中国軍とともに日本軍と戦っていたかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----|---|-------|--------------------------------------|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 334 | 237 | | 下欄外「チャレンジ」中、「ABCD包網を敷いた4つの国」 | 否 | 「ABCD包網を敷いた」という表現では理解し難い。反論は認められない。 |
| 335 | 238 | 側注3 | 攻撃開始前に日米交渉の打ち切りを通告する予定だったのですが、ワシントンの日本大使館の不幸で、攻撃後の通告となりました。 | 否 | 指摘箇所は現行の教科書の記述を踏襲したものではない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|----------------------------|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 336 | 239 | 囲み | 「㊦開戦を聞いた文化人の声」中，坂口安吾の声（全体） | 否 | 小説として掲載された作品であり，小説を日記やエッセイと同列に扱うことは資料の扱いとして公正ではない。反論は認められない。 |
| 337 | 239 | 囲み | 「㊦開戦を聞いた文化人の声」中，坂口安吾の声（全体） | 否 | 中略部分があることが明示されておらず，誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|---------|-------|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 340 | 240-241 | 18-16 | 「アジア諸国と日本」（全体） | 否 | 日本の戦争目的及び占領の実態及び262ページ8～9行目との関係について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 342 | 240 | 写真 | 「①大東亜会議の出席者たち」キャプション中、「中華民国南京政府（南京に設立された日本に協力的な政府）」 | 否 | 中華民国南京政府が重慶政府とどのような関係に立つのかが理解し難い。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 346 | 242 | 囲み | 「④創氏改名とは何か」中、「当時の朝鮮の姓は約250ほどで、同姓の人が多いため、朝鮮総督府は住民に「氏」を決めさせ、戸籍に登録させました。これが「創氏」です。」 | 否 | 指摘箇所は、「「同姓の人が多いために」という理由は創氏を行った主たる理由ではありません。」と読むことはできない。提出された資料からは、指摘箇所のような記述は構成できない。反論は認められない。 |
| 347 | 242 | 囲み | 「④創氏改名とは何か」中、「日本風の氏を強制することはありませんでしたが、多くの朝鮮人がそれを希望しました。」 | 否 | 提出された資料からは、指摘箇所のような記述は構成できない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 348 | 243 | 1-2 | 戦争末期には朝鮮・台湾の人々にも徴兵や徴用が適用され、また日本の鉱山などで日本人とともに働きました。 | 否 | 戦争末期における朝鮮・台湾の人々の労働の実態について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 354 | 247 | | 「日本軍の戦争犯罪」（全体） | 否 | 現行の教科書の記述を完全に踏襲したものではない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|------------|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 355 | 248 | 12-13 左 | また中国でも、多くの死傷者が出ました。 | 否 | 中国でなぜ多くの死傷者が出たのかについて理解し難い。反論は認められない。 |
| 356 | 249 | 19-21 左 | 西暦の1945年を使わず、独立の機縁となった日本に敬意を表して、独立記念日を日本の皇紀で表現したのです。 | 否 | インドネシア独立宣言での皇紀使用について、多様な説が提唱されている学界状況を鑑みると、申請図書の記述は断定的に過ぎるため、反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|------------|---|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 357 | 249 | 26-30 左 | スディルマン将軍は・・・独立戦争が始まると志願兵となり、選挙で最高司令官に選ばれました。独立戦争では残留日本兵とともに戦いました。 | 否 | スディルマンの、「独立戦争」開始時の地位を問題としているのであり、「最高位」を問題にしているわけではない。反論は認められない。 |
| 360 | 253 | 右上囲み | 【課題②について書いたさくらさんのノート】中、「③ワシントン会議でアメリカは日英同盟の破棄に動いた。」 | 否 | 締結国間の合意による条約終了を「破棄」とするのは不正確である。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|------|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 361 | 253 | 右上囲み | 【課題②について書いたさくらさんのノート】中、「⑤日本と中国の紛争においてアメリカは中国を支援し、日中戦争が始まってからも援蒋ルートによる支援を続けたので、日中戦争は泥沼化した。」 | 否 | 日中戦争泥沼化の原因が、アメリカの中国支援のみであるかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 364 | 254 | 囲み | 兄の一段目の吹き出し中、「レーニンは世界に革命を広げるためにコミンテルンを組織し、各国でスパイとテロによる破壊活動を始めたんだ。」 | 否 | コミンテルンの活動内容について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|------------|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 365 | 254 | 囲み | 兄の二段目の吹き出し中、「これに脅威を感じたスターリンは中国に反日活動をけしかけ、日本を挑発して日中戦争に引きずり込むことに成功したんだね。同時に、日本はアメリカとの戦争にも引きずり込まれたわけだ。」 | 否 | 日中戦争と太平洋戦争に日本が突入した原因が、スターリンの策動のみであるかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 366 | 258 | 22-24 右 | こうしたGHQの見方をもとに、1946（昭和21）年5月から2年半にわたって開かれたのが、東京裁判です。 | 否 | 東京裁判が開かれる経緯及び東京裁判とGHQとの関係について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-------|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 367 | 262 | 13-16 | ソ連は講和会議には参加しましたが…調印を拒否しました。この結果、日本とソ連との平和条約は締結されず、終戦直後、ソ連が不法に占拠した北方4島の返還は先送りされました。 | 否 | ソ連の調印拒否と平和条約締結・北方4島返還との関係について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 369 | 264 | 表 | 「①冷戦の経過」中、「1949・・・中華人民共和国（共産党政権）成立」 | 否 | 建国当初の中華人民共和国は、統一戦線的人格を持つものであり、申請図書の記述では共産党政権と誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|---------|---------------------------|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 374 | 269 | 10 右 | オリンピックには93か国5588人が参加しました。 | 否 | 改めて精査した結果、申請図書の記事では誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 384 | 277 | 側注2 | 「ともだち作戦」 | 否 | 一般的な表記であるかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|------------|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 389 | 289 | 右 | 「課題4 神話に見られる古代人の思想や、一揆、武士道などを通して、日本人の社会や組織がどのような特徴をもっているのか、意見を出し合しましょう」中、「武士道」 | 否 | 246ページの記述では、新渡戸稲造の事績という文脈でわずか5行ほどでしかなく、武士道の内容についての具体的な説明も欠いており、理解し難い。反論は認められない。 |
| 390 | 290 | 13-15 中 | 「共和制（共和政）」中、「ローマの共和制では貴族や元老など限られた人々に国政の権限が委ねられました。」 | 否 | ローマ共和制における「元老」は誤った訳語であり、反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|------------|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 391 | 290 | 26-31 中 | 「皇帝」中、「これに対し、西欧の皇帝（エンペラー）の起源は古代ローマのユリウス・カエサルです。しかし、彼の正式の称号はアウグストゥスで、これは元老院の筆頭議員を意味する称号であり、」 | 否 | 提出された資料には、反論内容のような記述は見つからなかった。反論は認められない。 |
| 392 | 290 | 38-41 右 | 「帝国」中、「王国は王様のいる国という意味ですが、帝国（エンパイア）は他の民族をその統治下におく国をさします。」 | 否 | 「帝国」の最も一般的な用法を示しておらず、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|---|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 397 | 裏見返 | 表 | 「世界各国・王朝の興亡一覧」中、「大和朝廷」 | 否 | 申請図書では、「大和朝廷」と「日本」との位置関係が理解し難い。反論は認められない。 |
| 400 | 裏見返 | 表 | 「世界各国・王朝の興亡一覧」中、「ローマ帝国」と「西ローマ帝国」と「東ローマ帝国」の境界 | 否 | 年代を問題としているわけではなく、ローマ帝国と東西ローマ帝国との関係を誤解するおそれがあるという指摘である。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|----|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 1 | 表見返 | | 「日本の世界遺産」（全体） | 否 | 「日本の世界遺産」が文化遺産のみであるかのように誤解する。反論は認められない。 |
| 4 | 表見返 | 写真 | 「②姫路城」キャプション中、「世界文化遺産のほか多くの建物が国宝、重要文化財に指定されています」 | 否 | 姫路城の多くの建物が世界遺産，国宝，重要文化財になっていることが伝わるか否かを問題にした指摘ではない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|---|-----------------------------|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 6 | 表見返 | ㊦ | 地図「旧国名と都道府県名」中，隠岐・ 壱岐・対馬 | 否 | 新学習指導要領の実施に伴い，諸資料の読み取りが重視されるようになったことを踏まえた指摘である。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|-------|---|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 8 | 表見返 | | 1881年ごろまでに今の1都1道2府43県に統合されました。 | 否 | 現在の都道府県が1881年頃に存在していたように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 9 | 2 | 11-16 | <p>■日本文明の伝統 世界のどの国にも、それぞれ固有の歴史があります。日本は…独自の文明を育みました。古代において日本は…自立した独自の文明を築いてきました。（31ページ22～23行目「この時代に日本人の穏やかな性格と日本文明の基礎が育まれたと考えられます。」も同様）</p> | 否 | 指摘箇所では華夷秩序や国風文化の詳述を求める趣旨の指摘ではない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|----------|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 10 | 3 | 囲み | 「3 高度100メートルから見た日本は「町工場の国」だ」中、「黒船来航で西洋文明の衝撃を受けた日本はこの150年間に工業立国をめざして成功しました」 | 否 | 「この150年間」が黒船来航に起点を持つものと誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 12 | 8 | 4-6 左 | この歴史という言葉は、明治時代の日本人が「ヒストリー」の訳語として、二つの漢字を組み合わせてつくったものです。 | 否 | 指摘箇所は「歴史」という言葉が明治になってからの造語であると誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|------------|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 13 | 8 | 11-14 左 | これはまだ歴史ではありません。王が死んだことと王妃が死んだことが、ばらばらの出来事として時間順に記されているだけだからです。こういう記録を年代記といいます。 | 否 | 一般的に年代記的なものも歴史として認知されている。指摘箇所はその点で生徒を誤解に導くおそれがある。反論は認められない。 |
| 14 | 8 | 15-17 右 | 考古学的な史料は補助的には役立ちますが、それだけでは、一つの国や社会の歩みを物語として書くのはほとんど不可能です。 | 否 | 指摘箇所は、考古学的史料の価値について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|------------|---|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 15 | 9 | 2-3 右 | 源頼朝が鎌倉幕府を開いたのは紀元1192年になります。（同ページ下段の「歴史モノサシ」中、鎌倉時代の始まりを示す「1192」も同様） | 否 | 年表的なものとはいえ、鎌倉時代のはじまりを1192年と断定しており、75ページ側注1との関連が理解し難い。反論は認められない。 |
| 16 | 9 | 21-22 右 | 大化から■■■まで（同ページ下歴史モノサシ、11ページ右22～23行目、49ページ囲み⑤、279ページ囲み⑤、及び小見出し「平成から〇〇へ」、巻末折込年表「二〇一九」も同様） | 否 | このような表記は理解し難い。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|-----------|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 17 | 10 | 2-3 左 | 大化以前の歴史について『日本書紀』には「干支」で年月を表した記述もあります。 | 否 | 大化以後にも干支が使われたかどうかを記述することを求める指摘ではない。反論は認められない。 |
| 18 | 10 | 6-14 右 | ■皇紀 (全体) | 否 | このような書き方では「●干支」と「■皇紀」との関係が理解し難い。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|------------|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 19 | 11 | 14-16 左 | 3年に一度「閏月」を設け、例えば4月の次に「閏4月」が来るようにして、季節とのズレを小さくしたのが太陰太陽暦です。 | 否 | 改めて精査した結果、太陰太陽暦が閏月を設ける頻度は3年に一回ではない。反論は認められない。 |
| 23 | 15 | 7-4 左右 | 秀吉は全国統一を進める中で、堺の支配を強めました。自治都市を守るためにつくられていた環濠…のほとんどを埋め、町を管理する奉行を派遣したほか検地も実施しました。これにより自治制度は解体へと向かいました。 | 否 | 「堺の支配を強めました」という表現がふさわしいかを問題とした指摘ではない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指 摘 事 項 | 意 見 の 認 否 | |
|----|------|------------|----------------------------------|-----------|-------------------------------------|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認 め な い 理 由 |
| 24 | 15 | 13-14 左 | 大岡昇平の『堺港攘夷始末』（中央公論社）などを読んで調べたところ | 否 | 二次的な著作物の利用について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 26 | 19 | 図 | 地図「平城京」中，元興寺の位置 | 否 | 記号で規模を表現することを求めている指摘ではない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|---|--|-------|-----------------------------------|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 28 | 19 | 表 | 下段「第1章 古代までの日本〈予告篇〉」中、「仁徳天皇 世界一の古墳に祀られている」 | 否 | 生徒が一般的な表現と誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 29 | 19 | 表 | 「登場人物紹介コーナー」中、「アマテラスオオミカミ」と「神武天皇」 | 否 | 「登場人物紹介コーナー」との関係が理解し難い。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|-----|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 30 | 20 | 写真 | ②最初の日本人の想像図（港川人） | 否 | 指摘箇所の表現では、港川人が「最初の日本人」とであると断定されているかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 31 | 20 | 側注2 | 脳の容積は、次のように大きくなりました。猿人500ml、原人1000ml、新人1400ml。 | 否 | 概数であることが明示されておらず、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|---|------------------------------|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 32 | 21 | 4 | 氷河時代 | 否 | 申請図書の記事では同一の内容と読めるため、用語の統一を求めている。反論は認められない。 |
| 33 | 21 | 図 | 「④日本人の祖先が来た3つのルート」 中、津軽海峡 | 否 | 「津軽海峡は100m以上の深さがあったので、100m水位が下がっても陸続きにはならなかった」ことは、地図からは読み取れない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|-----|---|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 37 | 22 | 囲み | 「歴史の言葉 ②世界の古代文明」中、「オリエント・・・「東方」を意味し、メソポタミアとエジプトを合わせて指す言葉として使われました。」 | 否 | 四大文明に限定できると読めず、また、「一般的な定義」だと誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 38 | 22 | 側注3 | 「文明」中、「英語でシビリゼーション(Civilization)といい、これは都市化という意味です。」 | 否 | 語源について述べていることが明記されておらず、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|-------|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 42 | 23 | 囲み | 「④ピラミッドを造ったのは誰か」中、「約2500年前のギリシャの歴史家で、「歴史の父」と呼ばれるヘロドトスは、『歴史』という本で、「大ピラミッドは、10万人の奴隷が20年間働いて造ったもので、クフ王という残忍な王の墓である」と書きました。」 | 否 | 「と書きました。」とあり、直接引用であるかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 43 | 25 | 10-11 | 中国文明の3大要素は、皇帝と、都市と、漢字だといわれます。 | 否 | 一般的表現であるかのように誤解する、という指摘であり、指摘事項にみられる見解を否定しているわけではない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|-------|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 44 | 25 | 19-23 | それでも、表意文字の漢字は、市場で売り買いするときには一通りの意味を伝えることができます。言葉の通じない民族同士でも、漢字を使って売り買いが成り立ちます。こうして中国の都市は漢字によって流通の中心地として発展していきました。 | 否 | 一般的な説であるかのように誤解する、という指摘であり、指摘事項にみられる見解を排除しているわけではない。反論は認められない。 |
| 48 | 27 | 1-3 | ここにアテネの民主政は完成しました。市民は月に2回、広場で開かれる民会に参加し、議論の末に投票権を行使しました。 | 否 | 提出された資料からは、指摘箇所のような記述は構成できない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|-------|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 49 | 27 | 8-20 | ローマは政治制度の上で、次の3つのものを後世に残しました。・・・第3は、「祖国」という意識です。ローマの軍隊は指揮官だけでなく末端の兵士に至るまで「祖国のために」という意識をもって戦いました。 | 否 | 指摘事項にある見解を否定しているわけではない。ローマ人の祖国意識について断定的な記述で、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 50 | 27 | 21-23 | 道路の発達、水道の完備、コロッセオや公衆浴場にみられるように、ローマ人の生活水準は高く、人類がそれを追い越すには18世紀の産業革命を待たねばなりませんでした。 | 否 | 指摘事項にある見解を否定しているわけではない。「ローマ人の生活水準」について断定的な記述で、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|-------|-------|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 52 | 28-29 | 15-10 | 「一神教の登場とキリスト教」（全体） | 否 | 『聖書』とキリスト教との関係を読み取ることができず、ユダヤ教とのみ関係するかのよう誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 56 | 29 | 囲み | 「⑦三大宗教の教義」中、「イスラム教の教義 唯一神アラー、天使ガブリエル、預言者ムハンマド、聖典コーラン、来世、天命を信じ（六信）、」 | 否 | 例示であることが明示されておらず、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|-------|---------------------------------|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 57 | 31 | 16-17 | 稲作は、長江流域から伝わったものと考えられるようになりました。 | 否 | 学説状況からみて、指摘箇所の見解のみあげるのは、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 63 | 33 | 右下囲み | タイトル中、「北海道・北東北遺跡群」 | 否 | 「北海道・北東北遺跡群」は、確立した学術用語であると誤解するおそれがある。なお、文化庁が世界文化遺産の推薦候補としているのは「北海道・北東北の縄文遺跡群」である。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|-------|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 66 | 35 | 16-18 | 魏志倭人伝には、「倭の国には邪馬台国という大国があり、30ほどの小国を従え、女王の卑弥呼がこれをおさめていた」と記されていました。 | 否 | 「と記されていました。」とあり、直接引用であるかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 67 | 35 | 囲み | 「⑥「漢委奴国王」の金印」中、「西暦57年、「倭の奴国が朝貢したので、光武帝は金印を賜った」という記事が『後漢書』にのっています。」 | 否 | 『後漢書』の原文に「印綬」とある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|-------|------|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 68 | 35 | 囲み | 「外の目から見た日本 ⑧盗みがなく、争いの少ない社会」（全体） | 否 | 指摘箇所の表現が34ページ15～17行目「ムラどうしの交流もさかんになりましたが、水田の用水や収穫物をめぐる争いもおこるようになりました」及び史料⑦「魏志倭人伝より」の「国内は乱れて、攻め合いが何度もつづいた」と比較して理解し難い。反論は認められない。 |
| 70 | 36-37 | 19-1 | 大規模な古墳の多くは、入口が方形、その先が円形の墓からなる前方後円墳と呼ばれる形をしていました。（同ページ囲み「⑧前方後円墳」中、図「前方後円墳」も同様） | 否 | 古墳の「入口」について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|-------|---|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 71 | 36 | 囲み | 「歴史の言葉 ④大和朝廷」中、「ヤマト王権」とする用語も使われています。カタカナ書きは、地名との混同を避けるためです」 | 否 | 「ヤマト」にも地名としての意味があり、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 72 | 37 | 12-13 | 大王（スメラミコトのちの天皇） | 否 | 指摘箇所は「大王」と「スメラミコト」との関係について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|------|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 75 | 37 | 右下囲み | 「⑧前方後円墳」中、「溜池を掘り灌漑施設を作る時に掘り返された土を盛り上げたのです。古墳の大小は農地の広がり関係しています。」 | 否 | 全ての古墳が農地開発と結びついているかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 76 | 38 | 囲み | 「③神道とは何か」中、「仏教や儒教など外来の思想が伝来するはるか以前から、日本にあった宗教が神道です。」 | 否 | 神道の宗教としての体系化が仏教や儒教などより早いと誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|----|------|-------|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 94 | 44 | 18-19 | 聖徳太子は皇族の一人として生まれ、古事記や日本書記では厩戸皇子などとも表記されています。 | 否 | 反論書が挙げる46ページ図4の記述とあわせ読んでも、学習指導要領の求める内容を満たしていない。反論は認められない。 |
| 96 | 45 | 左上囲み | 「④聖徳太子と天皇の系図」中、天皇の代を表す数字（51・59・71・84の各ページも同様） | 否 | 天皇の代数の教え方にはいくつかの見方があり、図中に天皇の代数の根拠が示されておらず、理解し難い。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-------|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 100 | 47 | 19-20 | 聖徳太子は、内政でも外交でも、8世紀に完成する日本の古代律令国家建設の方向を示した指導者でした。 | 否 | 聖徳太子と古代律令国家建設との関係について、近年の学説状況を踏まえた記述になっておらず、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 101 | 47 | 図 | 「⑧飛鳥地方の地図」中、「伝板葺宮跡」 | 否 | 近年の名称変更を踏まえ、史跡としての正式名称を記すことが適当である。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-------|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 105 | 50 | 側注3 | 大宰府は地方官庁、太宰府は地名。 | 否 | 混用の例があることを踏まえ、誤解のないような記述を求めたものである。反論は認められない。 |
| 107 | 51 | 21-22 | 689年には、日本という国号が用いられるようになりました。（52ページ右側8～11行目、裏見返年表「六八九 「日本」という国号が定まる」も同様） | 否 | 近年の学説状況を踏まえた記述になっていない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|------------|---|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 109 | 53 | 25-26 右 | 日本の皇室は、神話の時代から現代まで続く世界で最も古い王朝です。 | 否 | 神話を史実と誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 118 | 60 | 13-15 | 894 (寛平6) 年、右大臣・菅原道真の建言によって遣唐使が中止されました。 | 否 | 894年に右大臣であった菅原道真が建言したと誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|---|--------------------------|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 119 | 60 | 図 | 「②延暦寺と金剛峯寺」 | 否 | 同じ図中であっても、指摘する欠陥の内容が異なっているため、指摘事項を個別に立てたものである。反論は認められない。 |
| 120 | 60 | 図 | 「②延暦寺と金剛峯寺」中、「比叡山延暦寺」の位置 | 否 | 同じ図中であっても、指摘する欠陥の内容が異なっているため、指摘事項を個別に立てたものである。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|----------------------------|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 121 | 60 | 図 | 「②延暦寺と金剛峯寺」中，赤い点線 | 否 | 同じ図中であっても，指摘する欠陥の内容が異なっているため，指摘事項を個別に立てたものである。反論は認められない。 |
| 124 | 63 | 写真 | 「源氏物語絵巻」キャプション中，「国立国会図書館蔵」 | 否 | 国会図書館が『源氏物語絵巻』を所蔵していると誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|------|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 125 | 64 | タイトル | 「1 調べ学習のページ 比べてみよう！ 修学旅行で行く 奈良と京都」 (206ページ, 250ページも同様) | 否 | 目次で示したタイトルと本文で示されているタイトルが不一致である。反論は認められない。 |
| 126 | 65 | 上囲み | 「わかったこと」中, 「平等院の建物は、藤原道長の別荘でした。息子の藤原頼通が寺院に改め鳳凰堂としました。」 | 否 | 文脈上, 鳳凰堂が寺院名であると誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|---|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 130 | 68 | | 兄の一段目の吹き出し中、「古代までの日本は、約20万年前のアフリカでの「ホモ・サピエンス」（知恵のあるヒト）の誕生から、11世紀末の摂関政治の終わり頃まで、とても長いね。」 | 否 | 「古代までの日本」が章のタイトルであることがこれでは分からず、理解し難い。反論は認められない。 |
| 132 | 68 | | 兄の三段目の吹き出し中、「以後、日本は一度も王朝の交代がなかったんだ。だから、日本は世界でも一番古い歴史をもった国家だといえるんだ。」 | 否 | 王朝と国家との関係について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 134 | 70 | 写真 | ①キャプション中、「警備の武士、僧兵たち」 | 否 | 真ん中の左側は装束から見て「武士」とは言えず，左上も「僧兵」とは言えない。反論は認められない。 |
| 136 | 71 | 4-5 | 院政が始まると、白河上皇は、税の免除などの特権を荘園に与えたので、多くの荘園が上皇のもとに集まりました。 | 否 | 白河上皇自身が直接，税の免除の特権を与えたかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 137 | 71 | 写真 | 「③平治の乱」キャプション中、「平治物語絵巻 国立国会図書館蔵」 | 否 | 国立国会図書館が『平治物語絵巻』を所蔵しているかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 138 | 71 | 図 | 「④院政時代の天皇の系図」中、安徳天皇の即位の年齢（72ページ13～14行目も同様） | 否 | 同じ系図内で、安徳天皇以外は数え年で示している以上、安徳天皇に限って満年齢で記すことは整合性がとれず、不正確である。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|---|------------|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 141 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」 | 否 | 同じ図中であっても、指摘する欠陥の内容が異なっているため、指摘事項を個別に立てたものである。反論は認められない。 |
| 142 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」 | 否 | 同じ図中であっても、指摘する欠陥の内容が異なっているため、指摘事項を個別に立てたものである。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|---|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 143 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」中、紫色の点 | 否 | 同じ図中であっても、指摘する欠陥の内容が異なっているため、指摘事項を個別に立てたものである。反論は認められない。 |
| 144 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」中、「一ノ谷の戦い」の場所を示す記号の位置と「鎌倉」・「太宰府」の位置 | 否 | 同じ図中であっても、指摘する欠陥の内容が異なっているため、指摘事項を個別に立てたものである。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|---|-------------------------------------|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 145 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」中、「源頼朝の進軍」ルート、「源義経の進軍ルート」 | 否 | 同じ図中であっても、指摘する欠陥の内容が異なっているため、指摘事項を個別に立てたものである。反論は認められない。 |
| 146 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」中、「源義仲の勢力範囲」 | 否 | 同じ図中であっても、指摘する欠陥の内容が異なっているため、指摘事項を個別に立てたものである。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|--------------------------|-------|-------------------------------------|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 149 | 74 | 写真 | 「②空から見た当時の鎌倉」中、「若宮大路」のロゴ | 否 | 若宮大路の位置を誤解なく示しているとは言えない。反論は認められない。 |
| 150 | 74 | 写真 | 「②空から見た当時の鎌倉」中、長谷寺の位置 | 否 | 実際の長谷寺の位置を正確に示しているとは言えない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 153 | 79 | 写真 | 「⑥北条時宗」キャプション中、「時宗はフビライの要求を拒否し、全国の御家人に戦う準備をよびかけました」 | 否 | 現在の学説状況においては、「全国の御家人」が動員されたとはみなさないのが普通であり、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 154 | 79 | 囲み | 「⑦フビライの国書(1268年)」中、「高麗もわが東の藩属国として、あたかも君臣、父子のようにしている」 | 否 | 原文の趣旨と一致しているとは認められず、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----|----------------------------|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 155 | 81 | 8-9 | 幕府は御家人の借金を帳消しにする徳政令を出しました。 | 否 | 鎌倉幕府が出した永仁の徳政令には「借金を帳消しにする」という内容は含まれておらず、理解し難い。反論は認められない。 |
| 158 | 83 | 写真 | 「③金剛力士像」キャプション中、「運慶・快慶作」 | 否 | 反論書の主張にある本文の記述は、当時の彫刻一般についての説明と理解されるため、金剛力士像の作者を直接説明しているものとは言えない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-------|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 165 | 87 | 4-16 | 「琉球の中継貿易」（全体） | 否 | 首里城正殿（復元）の写真を入れただけでは、学習指導要領の求める内容を十分に満たしているとは言えない。反論は認められない。 |
| 166 | 87 | 17-20 | 蝦夷地（北海道）では、アイヌとよばれる人々が、狩猟や漁業を行っていましたが、14世紀ごろに、津軽（青森県）の十三湊を拠点にした交易が始まり | 否 | 本文・側注を通して「アイヌ」だけが記述されており、「アイヌ」が十三湊を拠点として交易を始めたかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-------|-----------------|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 168 | 87 | 図及び写真 | 「⑧道南十二館と発掘された銭」 | 否 | 館の設置主体や役割と古銭との関係が説明されておらず、理解し難い。反論は認められない。 |
| 170 | 89 | 囲み | 「⑤惣の掟の例」 | 否 | 異なる時期に出された掟を同時に出されたものと誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 173 | 92 | 写真 | 「②銀閣」キャプション中、「銀箔を貼る予定があったので銀閣と称されるようになりました。」 | 否 | 学説としては認められない記述である。反論は認められない。 |
| 175 | 94 | 左 | 第一段落「鎌倉時代中期から皇室では龜山天皇の子孫の大覚寺統と後深草天皇の子孫の持明院統と呼ばれる2つの血統がありました。そこで鎌倉幕府は…交代で天皇に即位するように仲介しました。」 | 否 | 「2つの血統が存在すること」と、「鎌倉幕府が交替で即位するように仲介すること」との因果関係について誤解するおそれがあるという趣旨である。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|-------|----|---|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 176 | 94 | 写真 | キャプション「南朝皇居跡 吉野に逃れた後醍醐天皇はこの地を拠点とし、政務を行いました。」 | 否 | 「南朝皇居跡」と関係する建物であるかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 178 | 96-97 | 囲み | 「わかったこと②佐藤さんのルーツ」・ 「わかったこと②鈴木さんのルーツ」・ 「わかったこと③渡辺さんのルーツ」・ 「わかったこと④武田さんのルーツ」 (全体) | 否 | 同じ名字を持てば同じルーツを持つと誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 182 | 100 | 囲み | 姉の一段目の吹き出し中、「…朝廷は、軍事や治安を軽んじはじめたんだわ。貴族の勢力争いが激しくなり、院（上皇の役所）が武士を重く用いたので、武士の政治的発言力が強まったんだわ」 | 否 | 朝廷が軍事や治安を軽んじたことと、武士の政治的発言力が強まったこととの関係が理解し難い。反論は認められない。 |
| 185 | 102 | 写真 | ③エルサレム | 否 | 同一ページ中で、世界遺産マークの表記が不統一であり、反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|---|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 188 | 105 | 図 | <p>「④地球を二分しようとしたポルトガルとスペイン」中、「16世紀に入ると、東半球でも両国の領土分割線が定められました。」 (同ページ右側欄さくらの吹き出し中、「世界をふたつに分けて支配しようなんてずいぶん勝手ね。」も同様)</p> | 否 | 同じ図中であっても、指摘する欠陥の内容が異なっているため、指摘事項を個別に立てたものである。反論は認められない。 |
| 189 | 105 | 図 | <p>「④地球を二分しようとしたポルトガルとスペイン」中、「マゼラン」の線</p> | 否 | 同じ図中であっても、指摘する欠陥の内容が異なっているため、指摘事項を個別に立てたものである。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|---------|----|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 191 | 106 | 写真 | 「③フランシスコ・ザビエル」 | 否 | 凡例に照らして表記が不統一である。反論は認められない。 |
| 193 | 108-111 | | 「33 戦国大名」（全体）及び「もっと知りたい 戦国時代最大の激戦川中島の戦い」（全体）（145ページ「歴史用語ミニ辞典の作成」中、「戦国大名」及び146ページの兄と弟の会話と「第3章 近世の日本<まとめ図>も同様」） | 否 | 反論に示された箇所は、学習指導要領の求める内容を満たしていない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 194 | 108 | 囲み | 「②300年以上命脈を保った毛利氏」中、「輝元の時代には豊臣秀吉政権の重臣となり、関ヶ原の戦いでは西軍の大將格として徳川家康に敗北しました」 | 否 | 毛利輝元が関ヶ原の合戦に実際に参加し、敗北したかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 196 | 113 | 図 | 「④秀吉の天下統一地図」中、「4 四国平定」・「5 九州平定」・「7 奥州平定」からのびる線がさしている地図上の印 | 否 | 凡例がなく「小牧・長久手の戦い」や「山崎の合戦」と同じ印がつけられていれば、そこで合戦が実際にあったと誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-------|--|-------|--------------------------------|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 198 | 115 | 14-16 | 秀吉が目指したのは、あくまで大陸の明でしたが、それは、スペインが明を征服する計画があることを耳にし、その機先を制する意図があったともいわれています。 | 否 | 学説状況に照らして誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 202 | 115 | 図 | さくらさんの吹き出し中、「朝鮮出兵って16世紀では世界最大規模の戦争だったといわれてるわ」 | 否 | 学説状況に照らして誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 203 | 119 | 囲み | 「④出雲阿国と歌舞伎」9～11行目「元禄時代になって近松門左衛門、鶴屋南北らの作家や、名優たちが現れ」 | 否 | 文脈上、ここで示されている鶴屋南北が元禄時代の作家であると誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 207 | 125 | 3-5 | アイヌは松前藩の商人の不正な交易のやり方に反発し、シャクシャインを頭領として蜂起しましたが、松前藩の反撃により敗北しました（シャクシャインの乱） | 否 | 学説状況に照らして「シャクシャインの乱」では誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----------|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 211 | 129 | 18-20 | この日本式数学は、町人のみならず、きこりや樽職人までが問題を出し合って楽しみ、しかもその内容は当時の世界的水準をこえていました。 | 否 | 現行の教科書とは記述が異なり、申請図書では、町人や「きこり」・「樽職人」までが世界的水準の数学を楽しんだとする記述になっており、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 217 | 134 | 1-17 左 | 「誰も読めなくなっていた『古事記』」 (全体) | 否 | 宣長の業績を誤解するおそれではなく、江戸時代における『古事記』の受容の状況について誤解するおそれがあるとの指摘である。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|------------|--------------------|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 221 | 140 | 14-15 右 | どんな不作のときも米価は2倍をこえず | 否 | 改めて精査した結果、基準や地域差など一定の説明がないと誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 222 | 142 | 下囲み 右 | 水は地主などの町人が支払っていた。 | 否 | 水代であることが明記されておらず、理解し難い。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|---|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 223 | 142 | 写真 | 「長屋の一角」を示す写真と「4畳半」を示す写真 | 否 | 博物館の展示であっても、復元されたものであることが明示されておらず、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 226 | 145 | 囲み | 【さくらさんのノート ①について】 中、「刀狩によって農民は耕作に専念する代わりに、武器を独占する武士たちがその安全を保障する制度が確立し」 | 否 | 指摘箇所の「武器を独占する武士」と、114ページ囲みの内容との関連について理解し難い。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-------|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 227 | 145 | 右囲み | 【翔太君のノート ①について】中、「家光は政教分離を徹底するため、キリスト教の禁止強化と鎖国に踏み切ったのだと思う。」 | 否 | 「政教分離」と寺請制の形成との関係について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 233 | 153 | 21-23 | それでも、マルクスの理論と思想は、マルクス主義として19世紀から20世紀にかけて広い影響力を持ちました。しかし、それは理想とは逆の悲惨な結果をもたらしました。 | 否 | 「一面的に過ぎる」という指摘であり、矛盾を指摘しているわけではない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|---------|-----|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 234 | 153 | 右囲み | 「ドイツの発展」中、「ドイツはそれまで神聖ローマ帝国としてゆるやかな連邦国家を形成していましたが、」 | 否 | 反論で引用されているのは、ウェストファリア条約以前の神聖ローマ帝国に関する記述だが、指摘箇所はナポレオン戦争期直前の話であり、時代が異なる。反論は認められない。 |
| 240 | 156-157 | | 「49 欧米諸国の日本接近」（全体） | 否 | 学習指導要領において近世で扱うべきことと定めている内容を近代で扱っている以上、取扱い不適切である。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-------|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 241 | 156 | 10-12 | 1804（文化元）年にはレザノフが派遣されて幕府に通商を求めました。幕府が鎖国を理由に拒否すると、彼らは樺太や択捉島にある日本人の居留地を襲撃し日本人を殺傷しました。 | 否 | 現行の教科書とは記述が異なる。幕府の通商拒否と日本人居留地襲撃との時間的関係を誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 242 | 156 | 16-18 | 間宮林蔵は蝦夷地から樺太にかけて踏査し、従来大陸の陸続きであると思われていた樺太が島であることを世界で初めて発見しました（間宮海峡）。 | 否 | 間宮林蔵は樺太が島であることを世界で初めて発見したかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 244 | 157 | 1-4 | 1808（文化5）年、イギリスの軍艦フェートン号は…出迎えたオランダの商館員をとらえ、湾内を探索し、薪水（薪と水）や食料を強奪しました（フェートン号事件）。（156ページ表「②主な外国船の接近」中、フェートン号事件の「目的等」欄の「薪水強奪」も同様） | 否 | フェートン号の目的が薪水強奪にあったと誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 249 | 159 | 写真 | ⑤タイトル「ペリー神奈川上陸図」 | 否 | 提出された他者の教科書とは異なり、「ペリー神奈川上陸図」は絵画の名称と解釈されるため、横浜開港資料館所蔵のものとしては不正確である。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|---------|------|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 250 | 160-161 | 19-3 | 吉田松陰は…松下村塾という私塾で、門下生の若い藩士たちに尊王攘夷を説き、大きな感化をおよぼしていました。その松陰が安政の大獄で処刑されると、門下生の…桂小五郎（木戸孝允）らは | 否 | 木戸孝允が松下村塾で吉田松陰に学んだ門下生であると誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 252 | 162 | 写真 | 「⑤坂本龍馬」キャプション中、「土佐藩を通じて徳川慶喜に大政奉還をはたらきかけたともいわれます。」 | 否 | 一般的な記述ではなく、坂本龍馬の実際の行動を誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 253 | 164 | 写真 | 「③錦の御旗」キャプション中、「かつて、承久の乱の後鳥羽上皇や…がかかげました。」 | 否 | 後鳥羽上皇が承久の乱においてこのようなデザインの旗を掲げたように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 256 | 166 | 囲み | 「③太政官 (新政府) を構成する要人」中、「※「太政官」の読み方 日本の律令制では「だじょうかん」、明治維新政府は「だじょうかん」と読みます」 | 否 | 混用の例があることを踏まえ、誤解のないような記述を求めたものである。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|---------|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 258 | 172 | 囲み | 「④「蛍の光」と国境」中、「これは、国境が画定したのを受けて、千島から沖縄までが日本（やしま）だということを国民に教える意味も込められており」 | 否 | 史料的根拠や学術論文などの存在がないため、このような断定的記述では誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 261 | 174 | 20 左 | 徳川家康から琉球征伐の許しをもらった薩摩藩は | 否 | 学説状況に照らして誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----------|---|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 262 | 174 | 1-4 右 | 沖縄学の父といわれる伊波普猷は「琉球処分は一種の奴隷解放だ」と表現しました。身分差別を撤廃した近代的な法制度が導入されたからです。 | 否 | 一般的な解釈ではなく、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 263 | 177 | 19 | 西郷が戦死して戦いは終わりました。 | 否 | 西郷の死については、一般的にイメージする「戦死」とは異なり、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 264 | 179 | 3-5 | いっぽう、幕府のもとで特権をもっていた仏教勢力への反発が起こり、各地で寺院や仏像を破壊する過激な動きが occurred（廃仏毀釈）。 | 否 | 神仏分離令と廃仏毀釈との関連付けが十分ではなく、一面的な記述であり誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 269 | 183 | 側注3 | 10月11日夜、御前会議で、10年後の国会開設などとともに、筆頭参議、大隈重信の罷免を決めました。 | 否 | 学説状況に照らして「御前会議」であったとは断定できず、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 273 | 188 | 2-4 | 1882（明治15）年には、一部の朝鮮軍人が日本に反発して暴動を起こしました（壬午事変）。 | 否 | 日本への反発が壬午事変の直接の原因であったと誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 274 | 189 | 図 | 「⑤列強による清国分割」の台湾の塗色及びキャプション中、「朝鮮、台湾と、台湾に近い福建省が日本の勢力圏でした。」 | 否 | 日本の「植民地」と「勢力圏」が区別されておらず、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 275 | 189 | 側注3 | 臥薪嘗胆 戦いに負けた王やその子が、薪の上に寝て痛みにたえたり、胆を嘗めて苦みを味わったりすることで、仕返しを忘れまいとしたという中国・春秋時代の故事です。 | 否 | 薪の上に寝た人物と肝を嘗めた人物とが親子関係にあるように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 277 | 193 | 右上図 | 「⑤日露戦争後の日本の領土と権益」中、「韓国における日本の支配権」 | 否 | 「支配権」と「指導権」とは異なる概念であり、理解し難い。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|------|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 283 | 198 | 8-20 | 「韓国併合」（全体） | 否 | 多少の抵抗はあっても順調に併合が進んだと誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 286 | 198 | 右上写真 | 「②日本語と朝鮮語（ハングル）を併用する教科書」中、「李朝時代は普及していなかった文字ハングル」 | 否 | 日本統治時代以前にハングルは一定程度普及しており、指摘箇所は一面的な記述であり誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-------|---|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 288 | 199 | 20-21 | 清朝滅亡後の中国は、軍閥の割拠する無法地帯と化しました。 | 否 | 「無法地帯」とはどのような状態か、理解し難い。反論は認められない。 |
| 292 | 199 | 囲み | 「⑥近代中国をつくった日本文化」中、「現代中国語の辞書に掲載された語彙の70パーセントは日本語に由来するとされています。」 | 否 | 提出された資料からは、指摘箇所のような記述は構成できない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 296 | 210 | 囲み | 姉の一段目の吹き出し中、「最後に日本にやって来たのが、アメリカのペリー提督だったというわけね。」 | 否 | 何の「最後」かが理解し難い。反論は認められない。 |
| 297 | 210 | 囲み | 妹の三段目の吹き出し中、「憲法ができたころ、東アジアにロシアの脅威が迫ってきたのね。これを打ち破ったのが、日清・日露の二つの戦争だったんだわ。」 | 否 | 「ロシアの脅威が迫ってきた」に続けて「これを打ち破ったのが、日清・日露の二つの戦争だったんだわ」と記述されており、このような記述では、ロシアが日清戦争を戦ったのだと誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|---|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 298 | 212 | ㊦ | 「①三国同盟と三国協商」中、「同盟とは、条約のように文書で結ばれる国家関係のこと。協商とは、文書での取り決めはしないが強いつながりを示す外交用語です。」 | 否 | 「文書での取り決めはしない」では、「協商」の定義について理解し難い。反論は認められない。 |
| 302 | 216 | ㊦ | 「③日本の人種平等案はなぜ否決されたのか」中、「この対立がのちの日米戦争の一因となったという見方もあります。」 | 否 | 確立された学問的見解であるかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 305 | 221 | 7-9 | 中国における権益問題では、領土保全、門戸解放が「九か国条約」として成文化されました。ただ、中国はこの条約を守りませんでした。 | 否 | 中国がどのように九か国条約を守らなかったのか理解し難い。反論は認められない。 |
| 309 | 225 | 囲み | ⑧軍縮の時代」7～8行目「米英日の補助艦の比率が10：10：7に定められ」 | 否 | 「69.75%」は歴史的に大きな意味があり、「7割」とするのは不正確である。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 310 | 226 | 側注 | 側注1全体 | 否 | 提出された資料は、一年足らずのうちに効力を失ったものであり、コミンテルンの一般的性質を示す資料とは言えない。反論は認められない。 |
| 311 | 226 | 写真 | 「②ヒトラー（1889～1945）」中, 「ミュンヘンに出てナチスを創設しました。」 | 否 | 「ヒトラーはナチス7人目の党员」ではない。ヒトラーとナチ党との関係について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-------|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 314 | 228 | 17-19 | 同時に中国では、不平等条約によって中国に権益をもつ日本や欧米諸国を排撃する動きが高まりました。それは列強の支配に対する中国人の民族的反発とも見えますが、 | 否 | 「中国人の民族的反発とも見えますが」という記述では、民族的反発が見かけだけのよう に誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 316 | 228 | 囲み | 「③コミンテルンの世界戦略と中国」 中、「北伐の中国革命軍に潜り込んだ共産党員は、1927年、南京で日本を含む各国の大使館を襲い、略奪、暴行、殺人の限りを尽くしました。」 | 否 | 提出された資料からは、指摘箇所のような記述は構成できない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-------|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 317 | 229 | 8-9 | しかし、それを日本の弱みと見てつけ込む中国の排日運動は一層激しくなり、協調外交は行きづまりました。（同ページ右側のさくらの吹き出し中のせりふも同様） | 否 | 協調外交と排日運動との関係について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 318 | 229 | 17-18 | 1928（昭和3）年、満州の軍閥・張作霖は列車で移動中、何者かに爆殺されました。これは日本軍の仕業ともいわれ、 | 否 | 張作霖爆殺が日本軍によるものとの通説は現在においてもゆらいでいない。「日本軍の仕業ともいわれ」という表現では、いくつかある説の一つのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 320 | 230 | 上囲み | 「②満州はなぜ建国されたのか」中， 「満州はもとは「満洲」（州にさんずい）という狩猟民の故郷だった土地で」 | 否 | 漢字の構造の説明として理解し難い。反論は認められない。 |
| 321 | 230 | 上囲み | 「②満州はなぜ建国されたのか」中， 「満州事変後、満州国が建国されたのは、日本が満州の土地を守り、治安を安定させ、ソ連に対処するためでした。」 | 否 | 満州国建国の理由として一面的な記述であり，誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|---------|-------|------------------------------|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 323 | 232-233 | 14-15 | 「日中戦争の始まり」（全体） | 否 | 日中戦争の始まりと第二次上海事変との関係や実態について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 324 | 232 | 上囲み | 「②日本と中国はなぜ和平を実現できなかったのか」（全体） | 否 | 日本と中国がなぜ和平を実現できなかったかについて、原因がコミンテルンの策動のみであるかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 325 | 233 | 右囲み | 「㊦通州事件」中、「通州事件は、2年も前から計画されていました」 | 否 | 学説状況に照らして、2年前からの計画という点に疑問を呈する見解があり、断定的に過ぎ、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 326 | 233 | 右囲み | 「㊦通州事件」中、「これだけの仕打ちを受けながら、日本はその被害を効果的に世界に訴えることをしませんでした」 | 否 | 親日派政権であることと効果的に訴えることをしなかったこととの関係が理解し難い。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 327 | 235 | 図 | 「⑤日中戦争の展開」中、「満州事変」 | 否 | 1937年に開始された日中戦争の展開を示す地図に、6年前に起こった満州事変が何の説明もなく記述されており、両者の関連が理解し難い。反論は認められない。 |
| 328 | 235 | 写真 | 「⑥フライング・タイガーズの戦闘機」キャプション中、「この時、アメリカは対日戦争を実質的に始めました。」 | 否 | フライング・タイガースがこの時すでに中国軍とともに日本軍と戦っていたかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----|--|-------|--------------------------------------|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 334 | 237 | | 下欄外「チャレンジ」中、「ABCD包網を敷いた4つの国」 | 否 | 「ABCD包網を敷いた」という表現では理解し難い。反論は認められない。 |
| 335 | 238 | 側注3 | 攻撃開始前に日米交渉の打ち切りを通告する予定だったのですが、ワシントンの日本大使館の不手際で、攻撃後の通告となりました。 | 否 | 指摘箇所は現行の教科書の記述を踏襲したものではない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|----------------------------|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 336 | 239 | 囲み | 「㊦開戦を聞いた文化人の声」中，坂口安吾の声（全体） | 否 | 小説として掲載された作品であり，小説を日記やエッセイと同列に扱うことは資料の扱いとして公正ではない。反論は認められない。 |
| 337 | 239 | 囲み | 「㊦開戦を聞いた文化人の声」中，坂口安吾の声（全体） | 否 | 中略部分があることが明示されておらず，誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|---------|-------|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 340 | 240-241 | 18-16 | 「アジア諸国と日本」 (全体) | 否 | 日本の戦争目的及び占領の実態及び262ページ8~9行目との関係について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 342 | 240 | 写真 | 「①大東亜会議の出席者たち」キャプション中, 「中華民国南京政府 (南京に設立された日本に協力的な政府)」 | 否 | 中華民国南京政府が重慶政府とどのような関係に立つのかが理解し難い。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|----|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 346 | 242 | 囲み | 「④創氏改名とは何か」中、「当時の朝鮮の姓は約250ほどで、同姓の人が多いため、朝鮮総督府は住民に「氏」を決めさせ、戸籍に登録させました。これが「創氏」です。」 | 否 | 指摘箇所は、「「同姓の人が多いために」という理由は創氏を行った主たる理由ではありません。」と読むことはできない。提出された資料からは、指摘箇所のような記述は構成できない。反論は認められない。 |
| 347 | 242 | 囲み | 「④創氏改名とは何か」中、「日本風の氏を強制することはありませんでしたが、多くの朝鮮人がそれを希望しました。」 | 否 | 提出された資料からは、指摘箇所のような記述は構成できない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-----|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 348 | 243 | 1-2 | 戦争末期には朝鮮・台湾の人々にも徴兵や徴用が適用され、また日本の鉱山などで日本人とともに働きました。 | 否 | 戦争末期における朝鮮・台湾の人々の労働の実態について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 354 | 247 | | 「日本軍の戦争犯罪」（全体） | 否 | 現行の教科書の記述を完全に踏襲したものではない。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|------------|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 355 | 248 | 12-13 左 | また中国でも、多くの死傷者が出ました。 | 否 | 中国でなぜ多くの死傷者が出たのかについて理解し難い。反論は認められない。 |
| 356 | 249 | 19-21 左 | 西暦の1945年を使わず、独立の機縁となった日本に敬意を表して、独立記念日を日本の皇紀で表現したのです。 | 否 | インドネシア独立宣言での皇紀使用について、多様な説が提唱されている学界状況を鑑みると、申請図書の記述は断定的に過ぎるため、反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|------------|---|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 357 | 249 | 26-30 左 | スディルマン将軍は・・・独立戦争が始まると志願兵となり、選挙で最高司令官に選ばれました。独立戦争では残留日本兵とともに戦いました。 | 否 | スディルマンの、「独立戦争」開始時の地位を問題としているのであり、「最高位」を問題にしているわけではない。反論は認められない。 |
| 360 | 253 | 右上囲み | 【課題②について書いたさくらさんのノート】中、「③ワシントン会議でアメリカは日英同盟の破棄に動いた。」 | 否 | 締結国間の合意による条約終了を「破棄」とするのは不正確である。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|------|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 361 | 253 | 右上囲み | 【課題②について書いたさくらさんのノート】中、「⑤日本と中国の紛争においてアメリカは中国を支援し、日中戦争が始まってからも援蒋ルートによる支援を続けたので、日中戦争は泥沼化した。」 | 否 | 日中戦争泥沼化の原因が、アメリカの中国支援のみであるかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 364 | 254 | 囲み | 兄の一段目の吹き出し中、「レーニンは世界に革命を広げるためにコミンテルンを組織し、各国でスパイとテロによる破壊活動を始めたんだ。」 | 否 | コミンテルンの活動内容について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|---------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|------------|--|-------|---|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 365 | 254 | 囲み | 兄の二段目の吹き出し中、「これに脅威を感じたスターリンは中国に反日活動をけしかけ、日本を挑発して日中戦争に引きずり込むことに成功したんだね。同時に、日本はアメリカとの戦争にも引きずり込まれたわけだ。」 | 否 | 日中戦争と太平洋戦争に日本が突入した原因が、スターリンの策動のみであるかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 366 | 258 | 22-24 右 | こうしたGHQの見方をもとに、1946 (昭和21) 年5月から2年半にわたって開かれたのが、東京裁判です。 | 否 | 東京裁判が開かれる経緯及び東京裁判とGHQとの関係について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|-------|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 367 | 262 | 13-16 | ソ連は講和会議には参加しましたが…調印を拒否しました。この結果、日本とソ連との平和条約は締結されず、終戦直後、ソ連が不法に占拠した北方4島の返還は先送りされました。 | 否 | ソ連の調印拒否と平和条約締結・北方4島返還との関係について誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 369 | 264 | 表 | 「①冷戦の経過」中、「1949・・・中華人民共和国（共産党政権）成立」 | 否 | 共産党主席の論文が示していたように、成立時の中華人民共和国は連合政権であり、申請図書の記述では、共産党政権であると誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|---------|---------------------------|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 374 | 269 | 10 右 | オリンピックには93か国5588人が参加しました。 | 否 | 改めて精査した結果、申請図書の記事では誤解するおそれがある。反論は認められない。 |
| 384 | 277 | 側注2 | 「ともだち作戦」 | 否 | 一般的な表記であるかのように誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|------------|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 389 | 289 | 右 | 「課題4 神話に見られる古代人の思想や、一揆、武士道などを通して、日本人の社会や組織がどのような特徴を持っているのか、意見を出し合しましょう」中、「武士道」 | 否 | 246ページの記述は、新渡戸稲造の事績という文脈で、武士道の内容についての具体的な説明を欠いており、理解し難い。反論は認められない。 |
| 390 | 290 | 13-15 中 | 「共和制（共和政）」中、「ローマの共和制では貴族や元老など限られた人々に国政の権限が委ねられました。」 | 否 | ローマ共和制における「元老」は誤った訳語であり、反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|------------|---|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 391 | 290 | 26-31 中 | 「皇帝」中、「これに対し、西欧の皇帝（エンペラー）の起源は古代ローマのユリウス・カエサルです。しかし、彼の正式の称号はアウグストゥスで、これは元老院の筆頭議員を意味する称号であり、」 | 否 | 提出された資料には、反論内容のような記述は見つからなかった。反論は認められない。 |
| 392 | 290 | 38-41 右 | 「帝国」中、「王国は王様のいる国という意味ですが、帝国（エンパイア）は他の民族をその統治下におく国をさします。」 | 否 | 「帝国」の最も一般的な用法を示しておらず、誤解するおそれがある。反論は認められない。 |

反 論 認 否 書

| | | | | | |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 | 31-31 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------|-------|--------|-------|--------------|--------|

| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 意見の認否 | |
|-----|------|---|--|-------|--|
| | ページ | 行 | | 認否の別 | 認めない理由 |
| 397 | 裏見返 | 表 | 「世界各国・王朝の興亡一覧」中、「大和朝廷」 | 否 | 申請図書では、「大和朝廷」と「日本」との位置関係が理解し難い。反論は認められない。 |
| 400 | 裏見返 | 表 | 「世界各国・王朝の興亡一覧」中、「ローマ帝国」と「西ローマ帝国」と「東ローマ帝国」の境界 | 否 | 年代を問題としているわけではなく、ローマ帝国と東西ローマ帝国との関係を誤解するおそれがあるという指摘である。反論は認められない。 |

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|---------------|--|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 1 | 表見返 | | 「日本の世界遺産」（全体） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （文化遺産に限定されている。） | 3-(3) | |
| 2 | 表見返 | 図 | 「⑩長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（長崎県）」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「長崎県」） | 3-(3) | |
| 3 | 表見返 | 写真 | 「⑩紀伊山地の霊場と参詣道」のタイトル中、「参詣道」のルビ「さんけいどう」 | 不正確である。 | 3-(1) | |
| 4 | 表見返 | 写真 | 「②姫路城」キャプション中、「世界文化遺産のほか多くの建物が国宝、重要文化財に指定されています」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 （「世界文化遺産」と「国宝、重要文化財」及び「多くの建物」との関係） | 3-(3) | |
| 5 | 表見返 | 写真 | 「⑨琉球王国のグスク及び関連遺産群」キャプション中、「写真は那覇市の首里城跡の守礼門」 | 誤りである。 （「守礼門」） | 3-(1) | |
| 6 | 表見返 | 図 | 地図「旧国名と都道府県名」中、隠岐・壹岐・対馬 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （国府のマークが欠落している。） | 3-(3) | |
| 7 | 表見返 | 図 | 地図「畿内」中、和泉・河内・摂津のそれぞれの間の境界線 | 生徒にとって理解し難い表現である。 （古代の国境か現在の県境かわからない。） | 3-(3) | |
| 8 | 表見返 | | 1881年ごろまでに今の1都1道2府43県に統合されました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （1881年ごろに現在の「都」があったかのように誤解する。） | 3-(3) | |
| 9 | 2 | 11 - 16 | ■日本文明の伝統 世界のどの国にも、それぞれ固有の歴史があります。日本は…独自の文明を育みました。古代において日本は…自立した独自の文明を築いてきました。（31ページ22～23 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （華夷秩序、国風文化などとの関連） | 3-(3) | |
| | | | 行目「この時代に日本人の穏やかな性格と日本文明の基礎が育まれたと考えられます。」も同様 | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|--------------------|---|---|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 10 | 3 | 囲み | 「3 高度100メートルから見た日本は「町工場の国」だ」中、「黒船来航で西洋文明の衝撃を受けた日本はこの150年間に工業立国をめざして成功しました」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（「150年間」） | 3-(3) | | | | |
| 11 | 7 | 写真 | ③キャプション「②碑から③拓本をとり」 | 不正確である。（③は拓本そのものではない。） | 3-(1) | | | | |
| 12 | 8 | 4 - 6 左 | この歴史という言葉は、明治時代の日本人が「ヒストリー」の訳語として、二つの漢字を組み合わせてつくったものです。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（江戸時代以前の「歴史」という言葉の存在） | 3-(3) | | | | |
| 13 | 8 | 11 - 14 左 | これはまだ歴史ではありません。王が死んだことと王妃が死んだことが、ばらばらの出来事として時間順に記されているだけだからです。こういう記録を年代記といいます。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（年代記と歴史の関係） | 3-(3) | | | | |
| 14 | 8 | 15 - 17 右 | 考古学的な史料は補助的には役立ちますが、それだけでは、一つの国や社会の歩みを物語として書くのはほとんど不可能です。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（考古学的な史料の価値） | 3-(3) | | | | |
| 15 | 9 | 2 - 3 右 | 源頼朝が鎌倉幕府を開いたのは紀元1192年になります。（同ページ下段の「歴史モノサシ」中、鎌倉時代の始まりを示す「1192」も同様） | 生徒にとって理解し難い表現である。（75ページ側注1との関連） | 3-(3) | | | | |
| 16 | 9 | 21 - 22 右 | 大化から■■■まで（同ページ下歴史モノサシ、11ページ右22～23行目、49ページ囲み⑤、279ページ囲み⑤、及び小見出し「平成から〇〇へ」、巻末折込年表「二〇一九」も同様） | 生徒にとって理解し難い表現である。 | 3-(3) | | | | |
| 17 | 10 | 2 - 3 左 | 大化以前の歴史について『日本書紀』には「干支」で年月を表した記述もあります。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（『日本書紀』が大化以後の歴史について「干支」で年月を表していないかのように誤解する。） | 3-(3) | | | | |
| 18 | 10 | 6 - 14 右 | ■皇紀（全体） | 生徒にとって理解し難い表現である。（同ページ左一行目見出し「●干支について」との関係が理解し難い。） | 3-(3) | | | | |
| 19 | 11 | 14 - 16 左 | 3年に一度「閏月」を設け、例えば4月の次に「閏4月」が来るようにして、季節とのズレを小さくしたのが太陰太陽暦です。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（「3年に一度」） | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|--------------------|---|--|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 20 | 14 | 2 - 3 右 | こうして堺は琉球などを仲介とする明との貿易を一時独占し | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (遣明船の航路の実態及び博多での貿易の存在) | 3-(3) | | | | |
| 21 | 15 | 3 - 4 左 | 大商人など10人の「会合衆」が堺の政治を動かしていました。(88ページ側注2も同様) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「会合衆」の人数が10人で固定されていたかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 22 | 15 | 5 左 | 利休もその会合衆の一人で、 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (88ページ側注2「有名な茶人の千利休もその一人だったといわれ」との関係) | 3-(3) | | | | |
| 23 | 15 | 7 - 4 左右 | 秀吉は全国統一を進める中で、堺の支配を強めました。自治都市を守るためにつくられていた環濠…のほとんどを埋め、町を管理する奉行を派遣したほか検地も実施しました。これにより自 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (織田信長による直轄支配) | 3-(3) | | | | |
| | | | 治制度は解体へと向かいました。 | | | | | | |
| 24 | 15 | 13 - 14 左 | 大岡昇平の『堺港攘夷始末』（中央公論社）などを読んで調べたところ | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (二次的な著作物の信頼性) | 3-(3) | | | | |
| 25 | 19 | 図 | 地図「平城京」中、「元興寺」のルビ「がんこうじ」 | 不正確である。 | 3-(1) | | | | |
| 26 | 19 | 図 | 地図「平城京」中、元興寺の位置 | 生徒が誤解するおそれのある図である。 (元興寺の規模) | 3-(3) | | | | |
| 27 | 19 | 図 | 地図「平城京」中、春日大社を示す記号 | 不正確である。 | 3-(3) | | | | |
| 28 | 19 | 表 | 下段「第1章 古代までの日本〈予告篇〉」中、「仁徳天皇 世界一の古墳に祀られている」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「祀られている」) | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|--------|---|---|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 29 | 19 | 表 | 「登場人物紹介コーナー」中、「アマテラスオオミカミ」と「神武天皇」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (タイトル「登場人物紹介コーナー」との関係) | 3-(3) | | | | |
| 30 | 20 | 写真 | ②最初の日本人の想像図（港川人） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。) | 3-(3) | | | | |
| 31 | 20 | 側注2 | 脳の容積は、次のように大きくなりました。猿人500ml、原人1000ml、新人1400ml。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。) | 3-(3) | | | | |
| 32 | 21 | 4 | 氷河時代 | 表記が不統一である。 (同ページ左上地図「④日本人の祖先が来た3つのルート」及び同ページ下欄外「チャレンジ」では「氷河期」) | 3-(4) | | | | |
| 33 | 21 | 図 | 「④日本人の祖先が来た3つのルート」中、津軽海峡 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (同地図キャプション中の「津軽海峡は100m以上の深さがあったので」との関係が理解し難い。) | 3-(3) | | | | |
| 34 | 21 | 図 | 「⑦黒曜石分布図」中、「神津島」のルビ 「こうずしま」 | 表記が不統一である。 (同図キャプション中のルビは「こうづしま」) | 3-(4) | | | | |
| 35 | 21 | 図 | 「⑦黒曜石分布図」の縮尺 | 脱字である。 (縮尺の数字) | 3-(2) | | | | |
| 36 | 22 | 図 | 「①古代の四大文明の発生した地域」中、「仰韶（洛陽）」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (両者が同一箇所であるかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 37 | 22 | 囲み | 「歴史の言葉 ②世界の古代文明」中、「オリエント・・・「東方」を意味し、メソポタミアとエジプトを合わせて指す言葉として使われました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (地域について限定的に過ぎる。) | 3-(3) | | | | |
| 38 | 22 | 側注3 | 「文明」中、「英語でシビリャイゼーション(Civilization)といい、これは都市化という意味です。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「Civilization」の意味) | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------------|------|---------------|---|---|---------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 39 | 22 | 側注4 | 「国家」中、「都市とその周辺を範囲とした国家を都市国家といい、農村を含む広大な領域を統治した国家を領域国家または中央集権国家とよんで区別します。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「農村を含む広大な領域を統治した国家」のことを「中央集権国家とよ」ぶかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| 40 | 23 | 9 | 紀元前3000年には、ナイル川流域にエジプト文明が発生し、 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (年代に関して断定的に過ぎる。) | 3-(3) | |
| 41 | 23 | 16 - 17 | 中国の黄河流域では、紀元前4000年ごろから、麦作を中心とした農耕と牧畜が始まりました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中国の農耕と牧畜の起源) | 3-(3) | |
| 42 | 23 | 囲み | 「④ピラミッドを造ったのは誰か」中、「約2500年前のギリシャの歴史家で、「歴史の父」と呼ばれるヘロドトスは、『歴史』という本で、「大ピラミッドは、10万人の奴隷が20年間働いて | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (引用であるかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| | | | 造ったもので、クフ王という残忍な王の墓である」と書きました。」 | | | |
| 43 | 25 | 10 - 11 | 中国文明の3大要素は、皇帝と、都市と、漢字だといわれます。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的表現であるかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| 44 | 25 | 19 - 23 | それでも、表意文字の漢字は、市場で売り買いつくるときには一通りの意味を伝えることができます。言葉の通じない民族同士でも、漢字を使って売り買いが成り立ちます。こうして中国の都 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な説であるかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| | | | 市は漢字によって流通の中心地として発展していきました。 | | | |
| 45 | 25 | 図 | ⑤シルクロード (2世紀ごろ) | 生徒にとって理解し難い図である。 (陸地の沿海部が水没しているように見える。) | 3-(3) | |
| 46 | 25 | 図 | 「⑤シルクロード (2世紀ごろ)」中、「バルティア」 | 誤記である。 | 3-(2) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|---------------|---------------|---|---|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 47 | 25 | 図 | 「⑥中華と四夷」中、「清河」 | 誤記である。 | 3-(2) | | | | |
| 48 | 27 | 1 - 3 | ここにアテネの民主政は完成しました。市民は月に2回、広場で開かれる民会に参加し、議論の末に投票権を行使しました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (アテネ民会の頻度) | 3-(3) | | | | |
| 49 | 27 | 8 - 20 | ローマは政治制度の上で、次の3つのもを後世に残しました。・・・第3は、「祖国」という意識です。ローマの軍隊は指揮官だけでなく末端の兵士に至るまで「祖国のために」という意 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ローマの「祖国」意識について断定的に過ぎる。) | 3-(3) | | | | |
| | | | 識をもって戦いました。 | | | | | | |
| 50 | 27 | 21 - 23 | 道路の発達、水道の完備、コロッセオや公衆浴場にみられるように、ローマ人の生活水準は高く、人類がそれを追い越すには18世紀の産業革命を待たねばなりません。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (産業革命以前の「生活水準」について、断定的に過ぎる。) | 3-(3) | | | | |
| 51 | 27 | 囲み | 「歴史の言葉 ギリシャ・ローマの歴史」中、「「ブルータス、お前もか！」 落ち目のカエサルが腹心のブルータスにまで裏切られたときに発した言葉」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (当時のカエサルの状況) | 3-(3) | | | | |
| 52 | 28 - 29 | 15 - 10 | 「一神教の登場とキリスト教」(全体) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『聖書』の教義がユダヤ教のみで用いられるかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 53 | 28 - 29 | 15 - 1 | 遊牧民族のヘブライ人(古代ユダヤ人)は、・・・彼らはバビロニア王国に滅ぼされ、多くは首都バビロンに強制移住させられましたが、紀元前6世紀に解放され、エルサレムに神殿を建設 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ヘブライ人がバビロンに強制移住させられた経緯) | 3-(3) | | | | |
| | | | しました。 | | | | | | |
| 54 | 29 | 囲み | 「⑦三大宗教の教義」中、「自らの隣人を愛することによって義とされる。」 | 脱字である。 | 3-(2) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|------------------|---|--|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 55 | 29 | 囲み | 「⑦三大宗教の教義」中、「六信」のルビ「ろんしん」 | 不正確である。 | 3-(1) | |
| 56 | 29 | 囲み | 「⑦三大宗教の教義」中、「イスラム教の教義 唯一神アラー、天使ガブリエル、預言者ムハンマド、聖典コーラン、来世、天命を信じ（六信）、」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（「六信」の内容について限定的に過ぎる。） | 3-(3) | |
| 57 | 31 | 16 - 17 | 稲作は、長江流域から伝わったものと考えられるようになりました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（水田稲作の伝来ルートについての学説状況） | 3-(3) | |
| 58 | 31 | 写真 | 「⑤縄文時代（約5800年前）のクッキー」キャプション中、「押出」のルビ「おんだん」 | 不正確である。 | 3-(1) | |
| 59 | 32 | 5 左 | 35棟の高床式倉庫と10棟以上の大型建物もありました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（これらの建物が同時期に存在したかのように誤解する。） | 3-(3) | |
| 60 | 32 | 6 - 7 左 | 集会場や共同作業場として使われました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（断定的に過ぎる。） | 3-(3) | |
| 61 | 32 | 写真 | ①食料などを貯蔵した高床式倉庫 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（復元されたものであることがわからない。） | 3-(3) | |
| 62 | 32 | 写真 | ③タイトル「6本の柱の大型建物」 | 不正確である。（大型建物の写真ではない。） | 3-(1) | |
| 63 | 33 | 右下囲み | タイトル中、「北海道・北東北遺跡群」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（学問的に確立した用語であるかのように誤解する。） | 3-(3) | |
| 64 | 34 | 写真 | 「②青銅器」の銅鐸 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（国宝マークが欠落している。） | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|---------------|---------------|---|---|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 65 | 35 | 10 - 12 | 220年に漢が滅んでから、6世紀末までの約370年間、中国大陸では複数の国に分裂した時代が続きました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (西晋の存在) | 3-(3) | | | | |
| 66 | 35 | 16 - 18 | 魏志倭人伝には、「倭の国には邪馬台国という大国があり、30ほどの小国を従え、女王の卑弥呼がこれをおさめていた」と記されていました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (魏志倭人伝の忠実な引用であるかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 67 | 35 | 囲み | 「⑥「漢委奴国王」の金印」中、「西暦57年、「倭の奴国が朝貢したので、光武帝は金印を賜った」という記事が『後漢書』にのっています。」 | 不正確である。 (「金印を賜った」) | 3-(1) | | | | |
| 68 | 35 | 囲み | 「外の目から見た日本 ⑧盗みがなく、争いの少ない社会」(全体) | 生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ囲み「⑦魏志倭人伝より」及び34ページ15～17行目との関連) | 3-(3) | | | | |
| 69 | 36 | 1 - 3 | 3世紀の後半、大和(奈良県)の豪族を中心とする強大な連合政権が誕生しました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「3世紀の後半」は断定的に過ぎる。) | 3-(3) | | | | |
| 70 | 36 - 37 | 19 - 1 | 大規模な古墳の多くは、入口が方形、その先が円形の墓からなる前方後円墳と呼ばれる形をしていました。(同ページ囲み「⑧前方後円墳」中、図「前方後円墳」も同様) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「入口」) | 3-(3) | | | | |
| 71 | 36 | 囲み | 「歴史の言葉 ④大和朝廷」中、「「ヤマト王権」とする用語も使われています。カタカナ書きは、地名との混同を避けるためです」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「ヤマト」の意味) | 3-(3) | | | | |
| 72 | 37 | 12 - 13 | 大王(スメラミコトのちの天皇) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (大王が「スメラミコト」であるかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 73 | 37 | 13 | 大阪市堺市 | 誤記である。 | 3-(2) | | | | |
| 74 | 37 | 図 | 「⑦古墳の分布」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (図中の赤丸が何を意味するのかがわからない。) | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|---------------|--|---|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 75 | 37 | 右下囲み | 「⑧前方後円墳」中、「溜池を掘り灌漑施設を作る時に掘り返された土を盛り上げたのです。古墳の大小は農地の広がりに関係しています。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「古墳の大小」と「農地の広がり」との関係） | 3-(3) | | | | |
| 76 | 38 | 囲み | 「③神道とは何か」中、「仏教や儒教など外来の思想が伝来するはるか以前から、日本にあった宗教が神道です。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （神道の宗教としての体系化の時期） | 3-(3) | | | | |
| 77 | 42 | 1 - 3 | 中国では三国時代のあと、4世紀には、漢民族の宋（南朝）と、遊牧民族の北魏（北朝）が争う南北朝時代となりました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （宋の建国年） | 3-(3) | | | | |
| 78 | 42 | 3 - 5 | 宋の歴史書には、4世紀に「倭の五王」（中国の文献では、讃・珍・済・興・武の5人）が、次々に使者を送って朝貢したことが記録されていました。 | 誤りである。 （「4世紀」） | 3-(1) | | | | |
| 79 | 42 | 囲み | 「③大和朝廷（倭国）と東アジアの関係年表（4～5世紀）」中、「391 朝鮮半島に出兵し百済・新羅を服属させる。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「服属」） | 3-(3) | | | | |
| 80 | 42 | 囲み | 「③大和朝廷（倭国）と東アジアの関係年表（4～5世紀）」中、「399 倭・百済が連合して新羅を討つ。」 | 不正確である。 （広開土王碑文の記事との関係） | 3-(1) | | | | |
| 81 | 42 | 囲み | 「③大和朝廷（倭国）と東アジアの関係年表（4～5世紀）」中、「451 倭王済が宋から「…安東大將軍 倭国王」に任命される。」 | 誤りである。 （「安東大將軍」） | 3-(1) | | | | |
| 82 | 42 | 囲み | 「③大和朝廷（倭国）と東アジアの関係年表（4～5世紀）」中、「478…これを最後に中国王朝と断絶。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「断絶」） | 3-(3) | | | | |
| 83 | 43 | 6 - 8 | 高句麗の広開土王碑文には、倭国が一時、新羅、百済を属国にして高句麗と戦ったことが記されています。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「属国にして」） | 3-(3) | | | | |
| 84 | 43 | 14 - 15 | こうして任那は滅亡し、日本は朝鮮半島での足がかりを失いました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （大和朝廷の朝鮮半島における影響力の程度） | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------------|------|---------------|---|--|---------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 85 | 43 | 図 | 「④任那(加羅)」とキャプション中「(朴天秀『加耶と倭』をもとに作成)」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。(図と朴天秀氏の説との関係) | 3-(3) | |
| 86 | 43 | 図 | 「④任那(加羅)」中、白線 | 生徒にとって理解し難い表現である。(凡例が欠落している。) | 3-(3) | |
| 87 | 43 | 図 | 「④任那(加羅)」中、縮尺 | 誤りである。 | 3-(1) | |
| 88 | 43 | 写真 | 「⑥稲荷山古墳鉄剣銘文」キャプション中、「(埼玉県立さきたま史跡の博物館蔵)」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。(所蔵者) | 3-(3) | |
| 89 | 43 | 写真 | 「⑥稲荷山古墳鉄剣銘文」キャプション中、「万葉仮名で記されています。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。(全文が万葉仮名であるかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| 90 | 43 | 図 | さくらさんの吹き出し「考古学では武力による平定のあとは見つからないとそうよ」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。(考古学上の武力による平定のあとの内容及びその解釈) | 3-(3) | |
| 91 | 43 | 図 | さくらさんの吹き出し中、「見つからないとそうよ」 | 誤記である。 | 3-(2) | |
| 92 | 44 | 2 - 4 | 欽明天皇の治世であった552年、金銅(銅・青銅の金メッキ)の仏像と経典を大和朝廷に献上しました。これを仏教伝来といいます。 | 生徒が誤解するおそれのある表現ある。(仏教伝来の年についての現在の学説状況) | 3-(3) | |
| 93 | 44 | 18 - 19 | 日本書記 | 誤記である。 | 3-(2) | |
| 94 | 44 | 18 - 19 | 聖徳太子は皇族の一人として生まれ、古事記や日本書記では厩戸皇子などとも表記されています。 | 学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。(内容の取扱い(3)のアの「後に「聖徳太子」と称されるようになったことに触れること」) | 2-(1) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------------|------|---------------|--|---|---------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 95 | 44 | 右上図 | 「②隋の中国統一と東アジア」中、対馬 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (塗色) | 3-(3) | |
| 96 | 45 | 左上囲み | 「④聖徳太子と天皇の系図」中、天皇の代を表す数字 (51・59・71・84の各ページも同様) | 生徒にとって理解し難い表現である。 (数字の根拠) | 3-(3) | |
| 97 | 45 | 左上囲み | 「④聖徳太子と天皇の系図」中、聖徳太子の母親 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (赤丸が欠落している。) | 3-(3) | |
| 98 | 46 | 左下表 | 「④聖徳太子事績年表」中、「615 仏教の研究書「三経義疏」成る」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。) | 3-(3) | |
| 99 | 46 | 左下表 | 「④聖徳太子事績年表」中、「官位十二階」 | 誤記である。 | 3-(2) | |
| 100 | 47 | 19 - 20 | 聖徳太子は、内政でも外交でも、8世紀に完成する日本の古代律令国家建設の方向を示した指導者でした。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (聖徳太子と古代律令国家建設との関係についての学説状況) | 3-(3) | |
| 101 | 47 | 図 | 「⑧飛鳥地方の地図」中、「伝板蓋宮跡」 | 不正確である。 (史跡としての現在の正式名称) | 3-(1) | |
| 102 | 48 | 囲み | 「③遣唐使船で遣わされた主要人物」中、「犬上御田鋤」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (このような表記が一般的であるかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| 103 | 50 | 図 | タイトル「③水城の構想」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (図との関連がよくわからない。) | 3-(3) | |
| 104 | 50 | 図 | 「③水城の構想 大宰府の守り「水城」」キャプション中、「濠の幅が約50mあり」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (図中に示された「幅50m」との関連) | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会 (歴史的分野) | | 学年 1-3 | |
|------------|------|--------------------|--|---|-------|---------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 105 | 50 | 側注3 | 大宰府は地方官庁、太宰府は地名。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (混用の例) | 3-(3) | | | | |
| 106 | 51 | 10 | 「浄御原宮」ルビ「きよみはらぐう」 | 不正確である。 | 3-(1) | | | | |
| 107 | 51 | 21 - 22 | 689年には、日本という国号が用いられるようになりました。(52ページ右側8～11行目、裏見返年表「六八九「日本」という国号が定まる」も同様) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。) | 3-(3) | | | | |
| 108 | 52 | | 右側小見出し「1300年の歴史を持つ年号」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (以下1～23行目まで年号の話は出てこない。) | 3-(3) | | | | |
| 109 | 53 | 25 - 26 右 | 日本の皇室は、神話の時代から現代まで続く世界で最も古い王朝です。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (神話を史実であるかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 110 | 54 | 写真 | 「②平城京」キャプション中、「朱雀門から大極殿を望む」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (写真の朱雀門が復元されたものであることがわからない。) | 3-(3) | | | | |
| 111 | 55 | 20 - 22 | ただし、この制度は唐にならったもので、日本の社会になじまない部分もあり、朝廷は743年、墾田永年私財法を出し、農民が開墾した土地を私有地であることを認め開墾を奨励しました。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (「日本の社会になじまない部分」と開墾を奨励することとの関係) | 3-(3) | | | | |
| 112 | 55 | 写真 | 「⑤長安の城壁跡」キャプション中、「長安(現在の西安)は、漢から唐にいたるまで多くの王朝の都となりましたが、10mをこえる城壁がめぐらされていました。」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (写真の城壁の建設時期がわからない。) | 3-(3) | | | | |
| 113 | 56 | 6 - 7 | その後、焼失・再建されてはいますが、金堂は現存する世界最古の木造建築物です。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (法隆寺は金堂のみが現存する世界最古の木造建築物であるかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 114 | 56 | 側注1 | 光明皇后は、悲田院(貧しい人や孤児の保護施設)、や施薬院(病人に薬や治療をほどこす施設)を建て、ご自身も病人の治療につとめました。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (本文中に側注1を示す番号が存在しない。) | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|---------------|--|--|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 115 | 58 | 図 | 「③主な宮都の位置」中、「飛鳥宮」(66ページ右下囲みも同様) | 不正確である。 (名称) | 3-(1) | | | | |
| 116 | 58 | 側注1 | 桓武天皇は、はじめ長岡京を造営しましたが、暗殺事件や皇族の非業の死などがあり、10年後に平安京に遷りました。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (本文中に側注1を示す番号が存在しない。) | 3-(3) | | | | |
| 117 | 59 | 図 | 「⑥藤原一族と皇族の関係図」 | 生徒が誤解するおそれのある図である。 (嬉子と後一条天皇・威子との関係、一条天皇と後一条天皇・後朱雀天皇との関係) | 3-(3) | | | | |
| 118 | 60 | 13 - 15 | 894(寛平6)年、右大臣・菅原道真の建言によって遣唐使が中止されました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (894年当時菅原道真が右大臣であったかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 119 | 60 | 図 | 「②延暦寺と金剛峯寺」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (府県名と市町村名の区別が付き難い。) | 3-(3) | | | | |
| 120 | 60 | 図 | 「②延暦寺と金剛峯寺」中、「比叡山延暦寺」の位置 | 不正確である。 | 3-(1) | | | | |
| 121 | 60 | 図 | 「②延暦寺と金剛峯寺」中、赤い点線 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (凡例がなく、理解し難い。) | 3-(3) | | | | |
| 122 | 60 | 囲み | 「③菅原道真が提唱した遣唐使中止の理由(894年)」中、「③日本と唐の文化は対等で、もはや学ぶべきものはない」・「④いつの間にか朝貢のようにあつかわれており、国の辱である」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (典拠「菅家文草」に対応する記述があるかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 123 | 60 | 囲み | 「④主な文学作品の成立年」中、「枕草子」・「大鏡」の成立年 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。) | 3-(3) | | | | |
| 124 | 63 | 写真 | 「源氏物語絵巻」キャプション中、「国立国会図書館蔵」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (所蔵者) | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|------------------|--|--|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 125 | 64 | タイトル | 「1 調べ学習のページ 比べてみよう！ 修学旅行で行く 奈良と京都」(206ページ, 250ページも同様) | 相互に矛盾している。 (4~6ページの目次の示すところと一致していない。) | 3-(1) | |
| 126 | 65 | 上囲み | 「わかったこと」中、「平等院の建物は、藤原道長の別荘でした。息子の藤原頼通が寺院に改め鳳凰堂としました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「鳳凰堂」が寺院名であるかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| 127 | 65 | 下囲み | 「奈良の東大寺と京都の平等院を比較してわかったこと」中、「京都の平等院…優雅で繊細な趣を持つ寝殿造りの国風文化建築様式」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (平等院と「寝殿造り」との関係) | 3-(3) | |
| 128 | 67 | 5 - 6 右 | 奈緒さんは、書かれている史料、君主の称号、中国の王朝との関係の4つの視点から次のような表をつくりました。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (「奈緒さん」が「4つの視点から」つくった表が存在しない。) | 3-(3) | |
| 129 | 67 | 右 | 【翔太君のノート・①について】(全体) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (天皇を「争いに巻き込まないしくみ」をこの時代につくった、とするのはは断定的に過ぎる。また、南北朝時代などの例。) | 3-(3) | |
| 130 | 68 | | 兄の一段目の吹き出し中、「古代までの日本は、約20万年前のアフリカでの「ホモ・サピエンス」(知恵のあるヒト)の誕生から、11世紀末の摂関政治の終わり頃まで、とても長いね。」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (アフリカにおけるホモ・サピエンス誕生と日本の古代史とを結ぶ意味) | 3-(3) | |
| 131 | 68 | | 弟の三段目の吹き出し中、「わが国強い国家となる必要性を感じさせた。」 | 脱字である。 | 3-(2) | |
| 132 | 68 | | 兄の三段目の吹き出し中、「以後、日本は一度も王朝の交代がなかったんだ。だから、日本は世界でも一番古い歴史をもった国家だといえるんだ。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「王朝」と「国家」との関係) | 3-(3) | |
| 133 | 69 | 表 | 「第2章 日本の中世<予告編>」中、平清盛の下「日宋貿易を始める」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日宋貿易が平清盛の時代に開始されたかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| 134 | 70 | 写真 | ①キャプション中、「警備の武士、僧兵たち」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「武士」) | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会 (歴史的分野) | | 学年 1-3 | |
|------------|------|---------------|--|--|--------|---------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 135 | 70 | 図 | 「②源氏・平氏の系図と武士の争乱」キャプション中、「乱」は中央政府への反乱、「役」は中央政府が乱を鎮めるために出兵することを意味します」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (文永・弘安の役、応仁の乱といった呼称の存在) | 3-(3) | | | | |
| 136 | 71 | 4 - 5 | 院政が始まると、白河上皇は、税の免除などの特権を荘園に与えたので、多くの荘園が上皇のもとに集まりました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (税を免除する主体) | 3-(3) | | | | |
| 137 | 71 | 写真 | 「③平治の乱」キャプション中、「平治物語絵巻 国立国会図書館蔵」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (所蔵者) | 3-(3) | | | | |
| 138 | 71 | 図 | 「④院政時代の天皇の系図」中、安徳天皇の即位の年齢(72ページ13~14行目も同様) | 不正確である。 | 3-(1) | | | | |
| 139 | 72 | 18 - 19 | 源頼朝は、流刑地の鎌倉を拠点として | 誤りである。 (「鎌倉」) | 3-(1) | | | | |
| 140 | 73 | 側注1 | 全国66か国のうち、平氏の領地は30か国あまりにおよびました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である (「領地」) | 3-(3) | | | | |
| 141 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」 | 学習上必要な縮尺が示されていない。 | 2-(10) | | | | |
| 142 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (いつの時点を示す地図かがわからない。) | 3-(3) | | | | |
| 143 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」中、紫色の点 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (凡例がなく、何を示しているのかわからない。) | 3-(3) | | | | |
| 144 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」中、「一ノ谷の戦い」の場所を示す記号の位置と「鎌倉」・「太宰府」の位置 | 不正確である。 | 3-(1) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|--------|--|--|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 145 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」中、「源頼朝の進軍」ルート、「源義経の進軍ルート」 | 不正確である。 | 3-(1) | |
| 146 | 73 | 図 | 「④源平合戦の戦場」中、「源義仲の勢力範囲」 | 不正確である。 (上野・下野までが含まれている。) | 3-(1) | |
| 147 | 73 | 囲み | 「⑥池禅尼に救われた源頼朝」中、「平治の乱で平清盛に敗れた源義朝は捕らえられて殺害されました。」 | 誤りである。 (「捕らえられて」) | 3-(1) | |
| 148 | 73 | 囲み | 「⑥池禅尼に救われた源頼朝」中、「義朝の嫡男で14歳で乱に加わった源頼朝も捕えられ」 | 不正確である。 (「14歳」) | 3-(1) | |
| 149 | 74 | 写真 | 「②空から見た当時の鎌倉」中、「若宮大路」のロゴ | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (右に寄りすぎている。) | 3-(3) | |
| 150 | 74 | 写真 | 「②空から見た当時の鎌倉」中、長谷寺の位置 | 不正確である。 | 3-(1) | |
| 151 | 77 | 写真 | 「一遍上人絵伝」 | 表記が不統一である。 (国宝マークが欠落している。) | 3-(4) | |
| 152 | 78 | 図 | ②モンゴル帝国の版図（13世紀後半の世界） | 生徒が誤解するおそれのある図である。 (「13世紀後半の世界」の状況) | 3-(3) | |
| 153 | 79 | 写真 | 「⑥北条時宗」キャプション中、「時宗はフビライの要求を拒否し、全国の御家人に戦う準備をよびかけました」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「全国の御家人」) | 3-(3) | |
| 154 | 79 | 囲み | 「⑦フビライの国書（1268年）」中、「高麗もわが東の藩属国として、あたかも君臣、父子のようにしている」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (原文との比較) | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|---------------|---|--|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 155 | 81 | 8 - 9 | 幕府は御家人の借金を帳消しにする徳政令を出しました。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ右囲み「⑤永仁の徳政令（一部）」との関係) | 3-(3) | |
| 156 | 81 | 写真 | 「④元寇防塁」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (防塁が復元されたものであることがわからない。) | 3-(3) | |
| 157 | 82 | 写真 | 「①鎌倉新仏教の6大宗派」中、栄西の肖像画のキャプション中、「建人寺蔵」 | 誤記である。 | 3-(2) | |
| 158 | 83 | 写真 | 「③金剛力士像」キャプション中、「運慶・快慶作」 | 不正確である。 (制作者名) | 3-(1) | |
| 159 | 84 | 囲み | 「⑤南北朝時代の天皇の系図」中、「※持明院・大覚寺は両派が拠点とした寺の名前」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「拠点とした寺」) | 3-(3) | |
| 160 | 84 | 図 | 「⑤南北朝時代の天皇の系図」中、「崇光」のルビ「すうこう」 | 不正確である。 | 3-(1) | |
| 161 | 85 | 18 - 20 | 1392（明德3）年、南北朝の合一を実現し、戦乱をおさめました。そして、足利氏と関わりの深い守護大名を、管領という新たな役職につけました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (管領が南北朝の合一後に新設された役職であるかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| 162 | 85 | 写真 | 「⑦花の御所 洛中洛外図屏風」キャプション中、「3代将軍足利義満が内裏北西の京都室町に造営。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (描かれている建物が義満の造営した御所であると誤解する。) | 3-(3) | |
| 163 | 85 | 図 | 「⑨室町幕府のしくみ」中、「門注所」 | 誤記である。 | 3-(2) | |
| 164 | 86 | 図 | 「③勘合」中、「①明は…半分を切り取った券（勘合）100枚を室町幕府に渡します。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (勘合が「半分に切り取った券」であるかのように誤解する。) | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|---------------|---|--|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 165 | 87 | 4 - 16 | 「琉球の中継貿易」（全体） | 学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 （内容の取扱い(3)のイの「琉球の文化についても触れること」） | 2-(1) | |
| 166 | 87 | 17 - 20 | 蝦夷地（北海道）では、アイヌとよばれる人々が、狩猟や漁業を行っていましたが、14世紀ごろに、津軽（青森県）の十三湊を拠点にした交易が始まり | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （アイヌが十三湊を拠点として交易を始めたように誤解する。） | 3-(3) | |
| 167 | 87 | 図 | 「⑤東アジアの海上交易のネットワークと倭寇の経路」中、博多の位置 | 不正確である。 | 3-(1) | |
| 168 | 87 | 図及び 写真 | 「⑧道南十二館と発掘された銭」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 （「道南十二館」の設置主体や役割について説明が欠落しており、発掘された古銭との関連がわからない。） | 3-(3) | |
| 169 | 88 | 写真 | 「②鍛冶職人「職人尽絵」」 | 表記が不統一である。 （重要文化財マークが欠落している。） | 3-(4) | |
| 170 | 89 | 囲み | 「⑤惣の掟の例」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （三ヶ条がそれぞれ出された時期） | 3-(3) | |
| 171 | 90 | 12 - 13 | 他所から入ってきた盗賊による略奪や暴行もさかんに行われました。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 （「①乱暴をはたらく足軽」との関連が理解し難い。） | 3-(3) | |
| 172 | 90 | 図 | 「①乱暴をはたらく足軽」 | 表記が不統一である。 （作品名が欠落している。） | 3-(4) | |
| 173 | 92 | 写真 | 「②銀閣」キャプション中、「銀箔を貼る予定があったので銀閣と称されるようになりました。」 | 不正確である。 （「銀閣」という呼称の由来） | 3-(1) | |
| 174 | 93 | 写真 | 「⑤書院造 東求堂同仁齋」キャプション中、「將軍義政が東山の別荘（銀閣）に設けた書齋。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （銀閣と東求堂が同じ建物であるかのように誤解する。） | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------------|---------------|--------|---|---|---------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 175 | 94 | 左 | 第一段落「鎌倉時代中期から皇室では亀山天皇の子孫の大覚寺統と後深草天皇の子孫の持明院統と呼ばれる2つの血統がありました。そこで鎌倉幕府は…交代で天皇に即位するように仲介し | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「2つの血統」と、鎌倉幕府が仲介することとの関係) | 3-(3) | |
| | | | ました。」 | | | |
| 176 | 94 | 写真 | キャプション「南朝皇居跡 吉野に逃れた後醍醐天皇はこの地を拠点とし、政務を行いました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (写真の建物と「南朝皇居跡」との関係) | 3-(3) | |
| 177 | 96 | 右下囲み | タイトル「わかったこと②佐藤さんのルーツ」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (97ページ上囲みタイトル「わかったこと②鈴木さんのルーツ」との関係) | 3-(3) | |
| 178 | 96 - 97 | 囲み | 「わかったこと②佐藤さんのルーツ」・「わかったこと②鈴木さんのルーツ」・「わかったこと③渡辺さんのルーツ」・「わかったこと④武田さんのルーツ」(全体) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。) | 3-(3) | |
| 179 | 99 | 左囲み | 【さくらさんのノート 足利尊氏】中、「②…1336年室町幕府を創設し」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (84ページ13～14行目「尊氏は、1338年には天皇から征夷大將軍に任命され、幕府を開きました」との関係) | 3-(3) | |
| 180 | 99 | 左囲み | 【さくらさんのノート 足利尊氏】中、「②…日明貿易、南北朝の合一などの事績を残した」及び「③…南北朝の合一を進めたのも尊氏で」 | 誤りである。 (義満の事績と混同している。) | 3-(1) | |
| 181 | 99 | 右囲み | 「「ひとこと」作文」中、「国風文化」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (中世と「国風文化」の関係) | 3-(3) | |
| 182 | 100 | 囲み | 姉の一段目の吹き出し中、「…朝廷は、軍事や治安を軽んじはじめたんだわ。貴族の勢力争いが激しくなり、院(上皇の役所)が武士を重く用いたので、武士の政治的発言力が強まったんだ | 生徒にとって理解し難い表現である。 (軍事や治安を軽んじたことと、武士の政治的発言力が強まることとの関係) | 3-(3) | |
| | | | わ | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|-------------|---|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 183 | 102 | 8 - 9 | いっぽう、7世紀にアラビア半島から広まったイスラム教は、「コーランか剣か」を合い言葉に布教を続け、 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「「コーランか剣か」を合い言葉に布教を続け、」） | 3-(3) | |
| 184 | 102 | 図 | 「②十字軍遠征当時のキリスト教世界とイスラム世界」中、「（塩野七生『十字軍物語』などをもとに作成）」 | 図の典拠は、信頼性のある適切なものが選ばれていない。 | 2-(9) | |
| 185 | 102 | 写真 | ③エルサレム | 表記が不統一である。 （同ページ、写真「①サンピエトロ大聖堂」には世界遺産マークがある。） | 3-(4) | |
| 186 | 103 | 写真 | 「⑤2つの聖母子像」中、「右はルネサンス時代のボッティチェリの作品です。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （作者） | 3-(3) | |
| 187 | 103 | 写真 | 「⑥十字軍」中、「絵は、エルサレムに向けて船出するところです。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （絵のモチーフ） | 3-(3) | |
| 188 | 105 | 図 | 「④地球を二分しようとしたポルトガルとスペイン」中、「16世紀に入ると、東半球でも両国の領土分割線が定められました。」 （同ページ右側欄さくらの吹き出し中、「世界をふたつに分けて支配しようなんてずいぶん勝手ね。」も同様） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （凡例には「スペイン・ポルトガルの勢力分割線」とある。） | 3-(3) | |
| 189 | 105 | 図 | 「④地球を二分しようとしたポルトガルとスペイン」中、「マゼラン」の線 | 生徒が誤解するおそれのある図である。 （同ページ表「⑤ヨーロッパ人による新航路の開拓（ス）はスペイン、（ポ）はポルトガル」中、「1522 マゼラン（ス）」に照らして、マゼランの出港地を誤解する。） | 3-(3) | |
| 190 | 105 | 図 | 「⑤ヨーロッパ人による新航路の開拓」中、「1534年、カトリックのイエズス会創立。」 | 不正確である。 （104ページ、写真①では「イエズス会」とある。） | 3-(1) | |
| 191 | 106 | 写真 | 「③フランシスコ・ザビエル」 | 表記が不統一である。 （重要文化財マークが欠落している。） | 3-(4) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|-----------------|--------|--|--|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 192 | 107 | 写真 | 「④南蛮屏風 狩野内膳筆」 | 表記が不統一である。 (重要文化財マークが欠落している。) | 3-(4) | | | | |
| 193 | 108 - 111 | | 「33 戦国大名」(全体)及び「もっと知りたい 戦国時代最大の激戦川中島の戦い」(全体)(145ページ「歴史用語ミニ辞典の作成」中、「戦国大名」及び146ページの兄と弟の会話と | 学習指導要領の示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のイの「応仁の乱後の社会的な変動」については、戦国の動乱も取り扱うようにすること) | 2-(1) | | | | |
| | | | 「第3章 近世の日本<まとめ図>も同様」) | | | | | | |
| 194 | 108 | 囲み | 「②300年以上命脈を保った毛利氏」中、「輝元の時代には豊臣秀吉政権の重臣となり、関ヶ原の戦いでは西軍の大將格として徳川家康に敗北しました」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (輝元が関ヶ原で実際に戦闘に参加したかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 195 | 112 | 写真 | 「①長篠合戦図屏風」キャプション中、「(愛知県・犬山城白帯文庫蔵)」 | 不正確である。 | 3-(1) | | | | |
| 196 | 113 | 図 | 「④秀吉の天下統一地図」中、「4 四国平定」・「5 九州平定」・「7 奥州平定」からのびる線がさしている地図上の印 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (印のある地点で実際に戦闘があったかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 197 | 114 | 囲み | 「②刀狩令」中、「一、とり集めた刀や短刀などは…かすがいに使え」 | 不正確である。 (「使え」) | 3-(1) | | | | |
| 198 | 115 - 16 | | 秀吉が目指したのは、あくまで大陸の明でしたが、それは、スペインが明を征服する計画があることを耳にし、その機先を制する意図があったともいわれています。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (秀吉の朝鮮出兵の意図についての学説状況) | 3-(3) | | | | |
| 199 | 115 | 17 | 文末についている注番号3 | 誤記である。 (対応する側注3がない。) | 3-(2) | | | | |
| 200 | 115 | 図 | 「⑤朝鮮出兵地図」中、済州島及び「羅州」の東西にある二つの小島の塗色(192ページ左上地図「①日露戦争の戦場」も同様) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (朝鮮半島の着色との差異) | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|-------------|---|--|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 201 | 115 | 図 | 「⑤朝鮮出兵地図」中、「対島」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な表記であるかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 202 | 115 | 図 | さくらさんの吹き出し中、「朝鮮出兵 って16世紀では世界最大規模の戦争だ ったといわれてるわ」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (確立した見解であるかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 203 | 119 | 囲み | 「④出雲阿国と歌舞伎」9～11行目「 元禄時代になって近松門左衛門、鶴屋 南北らの作家や、名優たちが現れ」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。(作家・ 鶴屋南北の活躍時期) | 3-(3) | | | | |
| 204 | 120 | 右上写 真 | 「①徳川家康」キャプション中、「(狩野探幽筆 大阪城天守閣蔵蔵)」 | 誤記である。 | 3-(2) | | | | |
| 205 | 122 | 写真 | 「④山田長政」キャプション中、「ア ユタヤ郊外の日本人町の頭領となり」 (同ページ右上地図「③朱印船の航路 と日本町」中、「マニラ(2000～3000 人が住む最大の日本人町)」も同様) | 生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ6行目「日本町」及び右上地図「③朱印船 の航路と日本町」との関係) | 3-(3) | | | | |
| 206 | 123 | 写真 | 「⑤島原の乱 島原陣図屏風」キャプ ション中、「朝倉市秋月郷土館蔵」 | 不正確である。 (所蔵機関の名称変更) | 3-(1) | | | | |
| 207 | 125 | 3 - 5 | アイヌは松前藩の商人の不正な交易の やり方に反発し、シャクシャインを頭 領として蜂起しましたが、松前藩の反 撃により敗北しました(シャクシャイン の乱) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「シャクシャインの乱」では、アイヌの蜂起の性 格について誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 208 | 125 | 写真 | 「⑦琉球貿易図屏風」キャプション中 、「滋賀大学経済学部付属史料館蔵」 | 不正確である。 | 3-(1) | | | | |
| 209 | 125 | 図 | 「⑧鎖国日本の4つの窓口」(144ペー ジ「地図問題2」も同様) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (塗色) | 3-(3) | | | | |
| 210 | 128 | 写真 | ①タイトル「聖堂講釈図」及びキャプ ション中の「東京大学史料編纂蔵」 | 誤記である。 | 3-(2) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------------|------|-------------------|--|---|---------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 211 | 129 | 18 - 20 | この日本式数学は、町人のみならず、きこりや樽職人までが問題を出し合っ て楽しみ、しかもその内容は当時の世 界的水準をこえていました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。) | 3-(3) | |
| 212 | 129 | 写真 | 「④燕子花図屏風 (右隻)」 | 表記が不統一である。 (国宝マークが欠落している。) | 3-(4) | |
| 213 | 132 | 写真 | 「③緒方洪庵」中, 「橋本佐内」 | 誤記である。 | 3-(2) | |
| 214 | 132 | 写真 | 「④シーボルト」キャプション中, 「 5年間の滞在中に蝦夷・樺太まで踏査 して」 | 誤りである。 | 3-(1) | |
| 215 | 133 | 表 | 「⑤おもな藩校と私塾一覧」中, 「1856 吉田松陰 松下村塾」 | 不正確である。 (松下村塾の設立年) | 3-(1) | |
| 216 | 133 | 写真 | 「⑧平賀源内」キャプション中, 「独 学でエレキテル (摩擦発電機)、寒暖 計などを発明しました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「発明」) | 3-(3) | |
| 217 | 134 | 1 - 17 左 | 「誰も読めなくなっていた『古事記』 」 (全体) | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 | 3-(3) | |
| 218 | 134 | 6 左 | 勅選国史 | 表記が不統一である。 (60ページ表「⑤主な文学作品の成立年」では「905 最初の勅撰和歌集…」) | 3-(4) | |
| 219 | 137 | 右下写 真 | 「⑦大塩平八郎の乱」キャプション中 , 「大坂町奉行所」 | 表記が不統一である。 (120ページ11行目では「大阪城」・「大阪夏の陣」) | 3-(4) | |
| 220 | 137 | 側注1 | 海外との貿易によって政治力をつけ、 藩財政の立て直しに成功した薩長両藩 は | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (長州藩が海外との貿易を行っていたかのように誤 解する。) | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|--------------------|---|--|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 221 | 140 | 14 - 15 右 | どんな不作のときも米価は2倍をこえず | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (基準の問題及び地域差) | 3-(3) | | | | |
| 222 | 142 | 下囲み 右 | 水は地主などの町人が支払っていた。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (「水」を「支払う」) | 3-(3) | | | | |
| 223 | 142 | 写真 | 「長屋の一角」を示す写真と「4畳半」を示す写真 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (写っている「長屋の一角」と「4畳半」が復元されたものであることがわからない。) | 3-(3) | | | | |
| 224 | 144 | 囲み | 「地図問題 1」の選択肢「イ 中山道 江戸～下諏訪」・「ウ 甲州街道 江戸～京都」 | 誤りである。 | 3-(1) | | | | |
| 225 | 144 | 囲み | 「地図問題 1」の選択肢「オ 奥州街道 江戸～白河」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (131ページ上地図「④江戸時代の交通路と都市および各地の特産品」に示す奥州街道との関連) | 3-(3) | | | | |
| 226 | 145 | 囲み | 【さくらさんのノート ①について】中、「刀狩によって農民は耕作に専念する代わりに、武器を独占する武士たちがその安全を保障する制度が確立し」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (114ページ左囲み「知っ得ポイント 秀吉の刀狩の実態」との関連) | 3-(3) | | | | |
| 227 | 145 | 右囲み | 【翔太君のノート ①について】中、「家光は政教分離を徹底するため、キリスト教の禁止強化と鎖国に踏み切ったのだと思う。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「政教分離」と家光時代に寺請制が形成されていくこととの関係) | 3-(3) | | | | |
| 228 | 146 | 囲み | 兄の二段目の吹き出し中、「役割身分制」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (このような用語が一般的であるかのように誤解する。) | 3-(3) | | | | |
| 229 | 146 | 囲み | 兄の五段目の吹き出し中、「次の西欧との接触は250年後の幕末なんだよ」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (オランダとの関係) | 3-(3) | | | | |
| 230 | 150 | 写真 | 「①代表的な3人の啓蒙思想家」中、「モンテスキュー・・・著書『民法の精神』」 | 不正確である。 (著書のタイトル) | 3-(1) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|---------------|---|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 231 | 150 | 囲み | 「②フランスの絶対王政」中、「フランスの絶対王政の隆盛を極めたのはルイ14世（1638～1715）で、・・・豪勢なヴェルサイユ宮殿を建設するなど太陽王と呼ばれました。しかしその後 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（ルイ14世の治績） | 3-(3) | |
| | | | アメリカの独立戦争を支持したこともあり、財政赤字を招きました。」 | | | |
| 232 | 152 | 表 | 「④産業革命期の発明年表」中、「1825 ストックトン＝ダ＝リントン間に鉄道開通」 | 誤植である。 | 3-(2) | |
| 233 | 153 | 21 - 23 | それでも、マルクスの理論と思想は、マルクス主義として19世紀から20世紀にかけて広い影響力を持ちました。しかし、それは理想とは逆の悲惨な結果をもたらしました。 | 生徒にとって理解し難い表現である。（19世紀から20世紀にかけてマルクス主義がもたらした結果について、一面的に過ぎる。） | 3-(3) | |
| 234 | 153 | 右囲み | 「ドイツの発展」中、「ドイツはそれまで神聖ローマ帝国としてゆるやかな連邦国家を形成していましたが、」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（神聖ローマ帝国の性質） | 3-(3) | |
| 235 | 153 | 囲み | 「⑥資本主義社会を批判したマルクス」中、「その最初の1行目には、「すべての歴史は階級闘争の歴史である」と書かれていました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（当該文が、『共産党宣言』全体の1行目にあるかのように誤解する。） | 3-(3) | |
| 236 | 154 | 6 | イギリスが最初に進出したのは、インドで、 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（アジアでイギリスが最初に進出した地域がインドであるかのように誤解する。） | 3-(3) | |
| 237 | 154 | 図 | 「①19世紀後半のヨーロッパ列強のアジア進出地図」中、マレー半島の塗色 | 生徒が誤解するおそれのある図である。（19世紀後半におけるイギリス領） | 3-(3) | |
| 238 | 155 | 3 - 4 | この時期のヨーロッパ人は、軍艦から大砲を撃って、植民地を征服し続けました（砲艦外交）。 | 生徒にとって理解し難い表現である。（「砲艦外交」の定義） | 3-(3) | |
| 239 | 155 | 9 - 13 | イギリスは、植民地のインド人にアヘンをつくらせ、・・・1840年、アヘン戦争が始まりました。 | 生徒にとって理解し難い表現である。（154ページ、11-14行目「1857年、・・・全国的な反乱となりました（インド大反乱）。これを武力で鎮圧したイギリスは、インド全土を支配下におさめ、植民地としました。」に照らして生徒が理解し難 | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|-----------------|---------------|--|--|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| | | | | い。) | | | | | |
| 240 | 156 - 157 | | 「49 欧米諸国の日本接近」（全体） | 学習指導要領に示す内容に照らして、扱いが不適切である。 （内容B(3)のアの（エ）の「社会の変動や欧米諸国の接近、幕府の政治改革、新しい学問・思想の動きなどを基に、幕府の政治が次第に行き詰まりをみせ | 2-(1) | | | | |
| | | | | たことを理解すること）」 | | | | | |
| 241 | 156 | 10 - 12 | 1804（文化元）年にはレザノフが派遣されて幕府に通商を求めました。幕府が鎖国を理由に拒否すると、彼らは樺太や択捉島にある日本人の居留地を襲撃し日本人を殺傷しました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （幕府の通商拒否と日本人居留地襲撃との時間的關係） | 3-(3) | | | | |
| 242 | 156 | 16 - 18 | 間宮林蔵は蝦夷地から樺太にかけて踏査し、従来大陸の陸続きであると思われていた樺太が島であることを世界で初めて発見しました（間宮海峡）。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「世界で初めて発見」） | 3-(3) | | | | |
| 243 | 156 | 図 | 「①欧米諸国の船が目撃された件数」中、久米島の位置 | 不正確である。 | 3-(1) | | | | |
| 244 | 157 | 1 - 4 | 1808（文化5）年、イギリスの軍艦フェートン号は…出迎えたオランダの商館員をとらえ、湾内を探索し、薪水（薪と水）や食料を強奪しました（フェートン号事件）。（156ページ表「② | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （フェートン号事件当時のイギリスとオランダの關係） | 3-(3) | | | | |
| | | | 主な外国船の接近」中、フェートン号事件の「目的等」欄の「薪水強奪」も同様） | | | | | | |
| 245 | 157 | 4 - 6 | この事件に怒った幕府は、1825（文政8）年、異国船打払令を出し、外国船が来たら直ちに打ち払えと命じました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （フェートン号事件と異国船打払令との關係） | 3-(3) | | | | |
| 246 | 157 | 7 - 10 | 1837（天保8）年、アメリカの商船モリソン号が、通商を求めるとともに…やって来ました。幕府はこれをイギリス船と誤認し、砲撃して追い払いました（モリソン号事件）。 | 不正確である。 （「幕府はこれをイギリス船と誤認し」） | 3-(1) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|-----------------|---------------|---|---|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 247 | 157 | 側注2 | 高野長英は永牢（無期懲役）罪となりました。 | 不正確である。 （「無期懲役」） | 3-(1) | | | | |
| 248 | 159 | 15 - 16 | 幕府は1858（安政5）年、独断で日米修好通商条約を結び、箱館、神奈川、新潟、兵庫、長崎の5港を開きました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （修好通商条約締結と兵庫開港との関係） | 3-(3) | | | | |
| 249 | 159 | 写真 | ⑤タイトル「ペリー神奈川上陸図」 | 不正確である。 | 3-(1) | | | | |
| 250 | 160 - 161 | 19 - 3 | 吉田松陰は…松下村塾という私塾で、門下生の若い藩士たちに尊王攘夷を説き、大きな感化をおよぼしていました。その松陰が安政の大獄で処刑されると、門下生の…桂小五郎（木戸孝允） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （吉田松陰・松下村塾と木戸孝允との関係） | 3-(3) | | | | |
| | | | らは | | | | | | |
| 251 | 162 | 18 - 19 | こうして尊王攘夷運動は尊皇倒幕運動へと転化していきました。 | 表記が不統一である。 （「尊王」と「尊皇」） | 3-(4) | | | | |
| 252 | 162 | 写真 | 「⑤坂本龍馬」キャプション中、「土佐藩を通じて徳川慶喜に大政奉還をはたらきかけたともいわれます。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （龍馬の実際の行動） | 3-(3) | | | | |
| 253 | 164 | 写真 | 「③錦の御旗」キャプション中、「かつて、承久の乱の後鳥羽上皇や…がかかげました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （承久の乱で後鳥羽上皇がかかげたとするのは断定的に過ぎる。） | 3-(3) | | | | |
| 254 | 166 | 11 - 12 | 1871（明治4）年からは太政大臣、右大臣、参議による閣議が政治を指導する仕組みとなりました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （左大臣の存在） | 3-(3) | | | | |
| 255 | 166 | 12 - 13 | しかし地方では版籍奉還後も藩主は藩知事として残り | 生徒が誤解するおそれのある表現である （「藩知事」が正式名称であるかのように誤解する。） | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|-----------------|------------------|--|--|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 256 | 166 | 囲み | 「③太政官（新政府）を構成する要人」中、「※「太政官」の読み方 日本の律令制では「だじょうかん」、明治維新政府は「だじょうかん」と読みます」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（断定的に過ぎる。） | 3-(3) | |
| 257 | 172 - 173 | | 「56 近隣諸国との国境画定」（全体） | 学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして扱いが不適切である。（内容の取扱い（4）のアの「その際、……竹島、尖閣諸島の編入についても触れること」） | 2-(1) | |
| 258 | 172 | 囲み | 「④「蛍の光」と国境」中、「これは、国境が画定したのを受けて、千島から沖縄までが日本（やしま）だということを国民に教える意味も込められており」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（断定的に過ぎる。） | 3-(3) | |
| 259 | 173 | 囲み | 「知っ得ポイント」中、「明治政府が国境画定を急いだのは、そうした情報を得ていたからでした。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（確立した見解であるかのように誤解する。また、172ページ1～6行目との関係） | 3-(3) | |
| 260 | 174 | 9 左 | 「按司」のルビ「あんじ」 | 生徒にとって理解し難い表現である。（87ページ8行目「按司」ルビと不統一） | 3-(3) | |
| 261 | 174 | 20 左 | 徳川家康から琉球征伐の許しをもらった薩摩藩は | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（「征伐」） | 3-(3) | |
| 262 | 174 | 1 - 4 右 | 沖縄学の父といわれる伊波普猷は「琉球処分は一種の奴隷解放だ」と表現しました。身分差別を撤廃した近代的な法制度が導入されたからです。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（伊波普猷のいう「奴隷」状態） | 3-(3) | |
| 263 | 177 | 19 | 西郷が戦死して戦いは終わりました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（「戦死」） | 3-(3) | |
| 264 | 179 | 3 - 5 | いっぽう、幕府のもつて特権をもっていた仏教勢力への反発が起こり、各地で寺院や仏像を破壊する過激な動きがおきました（廃仏毀釈）。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（廃仏毀釈の原因の説明として一面的である。） | 3-(3) | |
| 265 | 179 | 囲み | 「⑥太陰暦から太陽暦に」中、「旧暦の明治5年12月3日が、新暦の1月1日となりました。2回の閏月もなくなりました。財政難の政府は官吏にはらっていた月給の3回分を節約できて、大助 | 生徒にとって理解し難い表現である。（閏月と月給支払いの回数との関係） | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会 (歴史的分野) | | 学年 1-3 | |
|------------|------|--------|---|---|-------|---------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| | | | かりでした。」 | | | | | | |
| 266 | 182 | 左下囲み | 「④立志社と自由民権運動」中、「このため初期の立志社の中から植木枝盛、河野広中といった後の自由民権運動を支えた運動家たちが育っていきました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (立志社と河野広中との関係) | 3-(3) | | | | |
| 267 | 183 | 側注1 | 1990年の国会開設まで20年間つづき、 | 誤りである。 (「1990年」) | 3-(1) | | | | |
| 268 | 183 | 側注2 | 藩閥とは、薩摩藩や長州藩の出身者が自藩の出身者で政府の要職を占めようとしたことをさします。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (藩閥の定義) | 3-(3) | | | | |
| 269 | 183 | 側注3 | 10月11日夜、御前会議で、10年後の国会開設などとともに、筆頭参議、大隈重信の罷免を決めました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「御前会議」) | 3-(3) | | | | |
| 270 | 183 | 囲み | 「⑤民間の憲法草案」中、「各地で私擬憲法といわれる民間の憲法草案が作成されました。その総数は全国で3000件にも及びました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「3000件」とするのは断定的に過ぎる。) | 3-(3) | | | | |
| 271 | 185 | 左上図 | 「④大日本帝国憲法による立憲国家のしくみ」中、囲み「衆議院 直接選挙」から下にのびる矢印の向き | 生徒にとって理解し難い表現である。 (前ページ11～12行目「国民は選挙権をもち衆議院議員を選ぶことになりました」との関係) | 3-(3) | | | | |
| 272 | 185 | 右上囲み | 「⑤大日本帝国憲法の主な条文」中、「第55条 ①国務各大臣は天皇を補弼しその責に任ず」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (「補弼」は184ページ7行目の「輔弼」との関係が理解し難い。) | 3-(3) | | | | |
| 273 | 188 | 2-4 | 1882(明治15)年には、一部の朝鮮軍人が日本に反発して暴動を起こしました(壬午事変)。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (壬午事変の原因) | 3-(3) | | | | |
| 274 | 189 | 図 | 「⑤列強による清国分割」の台湾の塗色及びキャプション中、「朝鮮、台湾と、台湾に近い福建省が日本の勢力圏でした。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「勢力圏」) | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|-------------------|--|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 275 | 189 | 側注3 | 臥薪嘗胆 戦いに負けた王やその子が、薪の上に寝て痛みにたえたり、胆を嘗めて苦みを味わったりすることで、仕返しを忘れまいとしたという中国・春秋時代の故事です。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（「戦いに負けた王やその子」） | 3-(3) | |
| 276 | 192 | 図 | 「①日露戦争の戦場」中、「ロシアは開通したシベリア鉄道と支線となる南満州鉄道を使って」 | 生徒にとって理解し難い表現である。（229ページ12～14行目「ロシアから長春より南の鉄道の営業権を譲り受け、南満州鉄道（満鉄）を設立しました」との関係） | 3-(3) | |
| 277 | 193 | 右上図 | 「⑤日露戦争後の日本の領土と権益」中、「韓国における日本の支配権」 | 生徒にとって理解し難い表現である。（同ページ5行目には「朝鮮半島の指導権」） | 3-(3) | |
| 278 | 193 | 写真 | 「⑥戦艦「三笠」」キャプション中、「現在は横須賀港に係留されています」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（「三笠」の現状） | 3-(3) | |
| 279 | 194 | 右下地図 | 「バルチック艦隊の宮古島東海域通過と久松五勇士の進路」 | 誤りである。（経線・緯線） | 3-(1) | |
| 280 | 195 | 3 - 15 右 | 「不眠不休で戦艦を修復」（全体） | 取り上げられている事項は、典拠に信頼性のある適切なものが選ばれていない。 | 2-(9) | |
| 281 | 197 | 写真 | 「ベルリンで憲法調査の時期の伊藤博文」キャプション中、「伊東公資料館蔵」 | 誤記である。 | 3-(2) | |
| 282 | 198 | 1 - 2 | 米、露、仏等の西欧列強 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（「西欧」） | 3-(3) | |
| 283 | 198 | 8 - 20 | 「韓国併合」（全体） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（韓国併合の実態） | 3-(3) | |
| 284 | 198 | 14 - 15 | 1910（明治43）年、日本は、親日派の勢力を背景に日韓議定書を結び、韓国併合を断行しました。 | 誤りである。（「日韓議定書」） | 3-(1) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|---------------|---|--|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 285 | 198 | 左上囲み | 「①保護国から併合へ」中、「皇帝はオランダのハーグで開かれていた万国平和会議に密使を送り、日本の非を訴えました。しかし、会議の議題とは違ったため伊藤ら日本側の反発を招き」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (密使の運動の実態及び伊藤らの反発の理由) | 3-(3) | |
| 286 | 198 | 右上写真 | 「②日本語と朝鮮語（ハングル）を併用する教科書」中、「李朝時代は普及していなかった文字ハングル」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ハングル普及の程度) | 3-(3) | |
| 287 | 198 | 右上写真 | 「②日本語と朝鮮語（ハングル）を併用する教科書」中、「李朝時代」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (86ページ18行目「朝鮮（李氏朝鮮）」との関係) | 3-(3) | |
| 288 | 199 | 20 - 21 | 清朝滅亡後の中国は、軍閥の割拠する無法地帯と化しました。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (「無法地帯と化しました。」) | 3-(3) | |
| 289 | 199 | 20 | 「軍閥」のルビ「ぐんぱつ」 (228ページ16行目も同様) | 誤記である。 | 3-(2) | |
| 290 | 199 | 左上囲み | 「④孫文と日本」中、「東京同盟会」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ8～9行目では「東京で中国同盟会を組織しました。」) | 3-(3) | |
| 291 | 199 | 囲み | 「⑥近代中国をつくった日本文化」中、「1300年の間、優秀な人材を漢籍の世界にしぼり付けていた科挙の制度は廃止され、毎年平均5000人、総数で10万人を超える留学生が日本にやってきました。」 | 不正確である。 (「総数で10万人を超える」) | 3-(1) | |
| | | | ました。」 | | | |
| 292 | 199 | 囲み | 「⑥近代中国をつくった日本文化」中、「現代中国語の辞書に掲載された語彙の70パーセントは日本語に由来するとされています。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (数字の根拠) | 3-(3) | |
| 293 | 200 | 写真 | 「②建設中の八幡製鉄所」キャプション中、「(新日鉄住金株式会社八幡製鉄所蔵)」 | 不正確である。 (所蔵者) | 3-(1) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------------|------|--------------|---|---|---------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 294 | 202 | 囲み | 「①日露戦争と長岡半太郎」中、「日露戦争中も旅順攻略戦をまるで物理学のように研究していたことがわかっています。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「研究していた」) | 3-(3) | |
| 295 | 209 | 囲み | 「【さくらさんが作った①の表】」中、「統治者 幕府に認知された藩主 (大名)」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (「認知」) | 3-(3) | |
| 296 | 210 | 囲み | 姉の一段目の吹き出し中、「最後に日本にやって来たのが、アメリカのペリー提督だったというわけね。」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (「最後に」が何の最後なのか理解し難い。) | 3-(3) | |
| 297 | 210 | 囲み | 妹の三段目の吹き出し中、「憲法ができたころ、東アジアにロシアの脅威が迫ってきたのね。これを打ち破ったのが、日清・日露の二つの戦争だったんだわ。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日清戦争と「ロシアの脅威」との関係) | 3-(3) | |
| 298 | 212 | 図 | 「①三国同盟と三国協商」中、「同盟とは、条約のように文書で結ばれる国家関係のこと。協商とは、文書での取り決めはしないが強いつながりを示す外交用語です。」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (「協商」の定義) | 3-(3) | |
| 299 | 213 | 8 - 10 | 日本は、中国に対し、ドイツが山東省にもっていた権益を日本に譲ることなどを要求しました (二十一か条要求)。…大総統の袁世凱は、日本の要求の大部分を正当なものと認めつつ | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「大部分を正当なものと認めつつ」) | 3-(3) | |
| 300 | 215 | 写真 | 「⑦工場ではたらく女性」中、「多くの男性が出兵したことで、女性の社会進出をうながすことになりました。」 | 誤記である。 (「出兵」) | 3-(2) | |
| 301 | 216 | 図 | ②第一次世界大戦後のヨーロッパ地図 | 生徒が誤解するおそれのある図である。 (アイルランドが「ベルサイユ条約の民族自決の原則で独立した国」であるかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| 302 | 216 | 囲み | 「③日本の人種平等案はなぜ否決されたのか」中、「この対立がのちの日米戦争の一因となったという見方もあります。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (確立された学問的見解であるかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| 303 | 219 | 表 | 「⑥藩閥内閣から政党内閣へ」中、伊藤博文の首相代数を示す数字「10」 | 表記が不統一である。 (★マークが欠落している。) | 3-(4) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|---------------|--|--|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 304 | 221 | 7 | 門戸解放 | 誤記である。 | 3-(2) | | | | |
| 305 | 221 | 7 - 9 | 中国における権益問題では、領土保全、門戸解放が「九か国条約」として成文化されました。ただ、中国はこの条約を守りませんでした。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 （「九か国条約」と中国との関係） | 3-(3) | | | | |
| 306 | 221 | 17 - 18 | 死者は10万5000人に達しました（関東大震災）。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「死者」） | 3-(3) | | | | |
| 307 | 222 | 上囲み | 「①大正期の代表的作家・研究者」中、志賀直哉の説明文 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （志賀直哉が文化勲章を受章していないかのように誤解する。） | 3-(3) | | | | |
| 308 | 223 | 写真 | 「⑤三越開店のポスター」キャプション中、「とうい言葉」 | 誤記である。 | 3-(2) | | | | |
| 309 | 225 | 囲み | ⑧軍縮の時代」7～8行目「米英日の補助艦の比率が10：10：7に定められ」 | 不正確である。 （日本の比率） | 3-(1) | | | | |
| 310 | 226 | 側注 | 側注1全体 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （コミンテルンの性質） | 3-(3) | | | | |
| 311 | 226 | 写真 | 「②ヒトラー（1889～1945）」中、「ミュンヘンに出てナチスを創設しました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ヒトラーとナチ党との関係） | 3-(3) | | | | |
| 312 | 227 | 4 - 6 | 各国の共産党は、コミンテルンの支部と位置づけられ、モスクワの本部の指令に従って、それぞれの国の政府を転覆するなど、破壊活動を行いました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （各国の共産党の一般的な活動） | 3-(3) | | | | |
| 313 | 228 | 5 - 10 | レーニンとは…欧米諸国のアジアの植民地や従属国を革命運動の主要な舞台とし、間接的に宗主国に打撃を与える「アジア迂回政策」をとるようになりました。この戦略のもとで主要な活動拠 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「アジア迂回政策」の存在の根拠及び当時の日本と中国との関係） | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|---------------|--|---|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| | | | 点に選ばれたのは中国で、イギリス、次いで日本を標的としたテロ活動が組織されました。 | | | | | | |
| 314 | 228 | 17 - 19 | 同時に中国では、不平等条約によって中国に権益をもつ日本や欧米諸国を排撃する動きが高まりました。それは列強の支配に対する中国人の民族的反発とも見えますが、 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「中国人の民族的反発とも見えますが」） | 3-(3) | | | | |
| 315 | 228 | 左上図 | 「①北伐の経路図」中、「1927.9 国民政府」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （国民政府樹立の時期） | 3-(3) | | | | |
| 316 | 228 | 囲み | 「③コミンテルンの世界戦略と中国」中、「北伐の中国革命軍に潜り込んだ共産党員は、1927年、南京で日本を含む各国の大使館を襲い、略奪、暴行、殺人の限りを尽くしました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （断定的に過ぎる。） | 3-(3) | | | | |
| 317 | 229 | 8 - 9 | しかし、それを日本の弱みと見てつけ込む中国の排日運動は一層激しくなり、協調外交は行きづまりました。（同ページ右側のさくらさんの吹き出し中のせりふも同様） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （協調外交と排日運動との関係） | 3-(3) | | | | |
| 318 | 229 | 17 - 18 | 1928（昭和3）年、満州の軍閥・張作霖は列車で移動中、何者かに爆殺されました。これは日本軍の仕業ともいわれ、 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （張作霖爆殺事件についての学説状況） | 3-(3) | | | | |
| 319 | 229 | 図 | 「⑦日露協約（1912年）によって定められた日露の勢力範囲」中、「116° 27°」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 | 3-(3) | | | | |
| 320 | 230 | 上囲み | 「②満州はなぜ建国されたのか」中、「満州はもとは「満洲」（州にさんずい）という狩猟民の故郷だった土地で」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 （「満洲」（州にさんずい））」 | 3-(3) | | | | |
| 321 | 230 | 上囲み | 「②満州はなぜ建国されたのか」中、「満州事変後、満州国が建国されたのは、日本が満州の土地を守り、治安を安定させ、ソ連に対処するためでした。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （満州国建国の理由として一面的である。） | 3-(3) | | | | |
| 322 | 231 | 右上写真 | 「⑦二・二六事件」キャプション中、「侍従長として天皇の信頼があつかった鈴木貫太郎（写真左側中段）は」 | 誤りである。 （「写真左側中段」の人物は鈴木貫太郎ではない。） | 3-(1) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|-----------------|---------------|--|---|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 323 | 232 - 233 | 14 - 15 | 「日中戦争の始まり」（全体） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （第二次上海事変及び日中戦争の実態） | 3-(3) | |
| 324 | 232 | 上囲み | 「②日本と中国はなぜ和平を実現できなかったのか」（全体） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （日中間の和平が実現しなかった原因として一面的である。） | 3-(3) | |
| 325 | 233 | 右囲み | 「⑥通州事件」中、「通州事件は、2年も前から計画されていました」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （断定的に過ぎる。） | 3-(3) | |
| 326 | 233 | 右囲み | 「⑥通州事件」中、「これだけの仕打ちを受けながら、日本はその被害を効果的に世界に訴えることをしませんでした」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 （同囲み中の「北京東方の城壁都市・通州には親日的な地方政権がありました」との関係が理解し難い。） | 3-(3) | |
| 327 | 235 | 図 | 「⑤日中戦争の展開」中、「満州事変」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 （日中戦争の展開と満州事変との関係） | 3-(3) | |
| 328 | 235 | 写真 | 「⑥フライング・タイガーズの戦闘機」キャプション中、「この時、アメリカは対日戦争を実質的に始めました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （実際の日米戦争開始との関係） | 3-(3) | |
| 329 | 235 | 囲み | 「⑦北進・南進論とゾルゲ事件」中、「北方のソ連の脅威…に対処しようとするのが「北進論」、東南アジアなどの南方に進出して…石油資源などを入手しようとするのが「南進論」です。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （武力をともなう「南進論」が伝統的な考え方であるかのように誤解する。） | 3-(3) | |
| | | | 日本には伝統的に二つの考え方がある | | | |
| 330 | 235 | 囲み | 「⑦北進・南進論とゾルゲ事件」中、「コミンテルンはソ連国籍のドイツ人リヒャルト・ゾルゲをスパイとして1933年9月、日本に派遣しました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ゾルゲの所属） | 3-(3) | |
| 331 | 236 | 図 | 「②第二次世界大戦開始後・日米開戦直前の国際関係」中、ドイツから中国へのびる青い矢印 | 生徒が誤解するおそれのある図である。 （当時の中独関係） | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|-----------------|---------------|---|--|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 332 | 236 | 表 | 「③第二次世界大戦の経過（年表）」中、「1937.8 日中戦争始まるア」 | 生徒が誤解するおそれのある表である。（日中戦争の開始時期） | 3-(3) | | | | |
| 333 | 237 | | 下欄外「チャレンジ」中、「ABCD包網」 | 脱字である。 | 3-(2) | | | | |
| 334 | 237 | | 下欄外「チャレンジ」中、「ABCD包網を敷いた4つの国」 | 生徒にとって理解し難い表現である。（同ページ2～3行目「日本の新聞はこれを国名の頭文字から「ABCD包網」とよびました。」との関連） | 3-(3) | | | | |
| 335 | 238 | 側注3 | 攻撃開始前に日米交渉の打ち切りを通告する予定だったのですが、ワシントンの日本大使館の不幸で、攻撃後の通告となりました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（攻撃後の通告となった理由） | 3-(3) | | | | |
| 336 | 239 | 囲み | 「⑥開戦を聞いた文化人の声」中、坂口安吾の声（全体） | 史料の扱いが公正でない。（引用された史料は小説である。） | 2-(9) | | | | |
| 337 | 239 | 囲み | 「⑥開戦を聞いた文化人の声」中、坂口安吾の声（全体） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（中略部分の存在が示されていない。） | 3-(3) | | | | |
| 338 | 239 | 側注5 | 1943年にドイツ軍はソ連のスターリングラードに攻め込みましたが、敗退しました。 | 誤りである。（年次） | 3-(1) | | | | |
| 339 | 239 | 図 | 「④大東亜戦争（太平洋戦争）の展開」中、「最大進出戦線」の外側の塗色（252ページ下「地図問題」の地図も同様） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（「最大進出戦線」の外側に「日本の領土・勢力範囲」が存在しているように見える。） | 3-(3) | | | | |
| 340 | 240 - 241 | 18 - 16 | 「アジア諸国と日本」（全体） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（日本の戦争目的及び占領の実態及び262ページ8～9行目との関係） | 3-(3) | | | | |
| 341 | 240 | 囲み | ③タイトル「大東亜会議におけるアジア諸国代表の発言（1943年11月15～16日）」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（大東亜会議の開催日程） | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|-------------|--|---|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 342 | 240 | 写真 | 「①大東亜会議の出席者たち」キャプション中、「中華民国南京政府（南京に設立された日本に協力的な政府）」 | 生徒にとって理解し難い表現である。（重慶政府との関係） | 3-(3) | | | | |
| 343 | 240 | 写真 | 「①大東亜会議の出席者たち」キャプション中、「日本は1943年、ビルマ、フィリピンを独立させ…1945年には、ベトナム、カンボジア、ラオスの独立を実現させました」（254ページ下「 | 生徒にとって理解し難い表現である。（249ページ右下表「アジア諸国の独立」との関係） | 3-(3) | | | | |
| | | | 第5章 2つの世界大戦と日本・まとめ図」中の「大東亜会議・アジアの独立」も同様) | | | | | | |
| 344 | 241 | 囲み | 「⑤日本を解放軍としてむかえたインドネシアの人々」（全体） | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（日本のインドネシア占領の実態） | 3-(3) | | | | |
| 345 | 241 | 囲み | 「⑤日本を解放軍としてむかえたインドネシアの人々」中、「郷土防衛隊（略称=PETA）」及び「⑥インドネシア独立戦争に加わった日本兵」中、「PETA（郷土防衛隊）」 | 生徒にとって理解し難い表現である。（249ページ左25行目では「PETA（郷土防衛義勇軍）」） | 3-(3) | | | | |
| 346 | 242 | 囲み | 「④創氏改名とは何か」中、「当時の朝鮮の姓は約250ほどで、同姓の人が多いため、朝鮮総督府は住民に「氏」を決めさせ、戸籍に登録させました。これが「創氏」です。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（「創氏」が実行された理由） | 3-(3) | | | | |
| 347 | 242 | 囲み | 「④創氏改名とは何か」中、「日本風の氏を強制することはありませんでしたが、多くの朝鮮人がそれを希望しました。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（「創氏」に対する朝鮮人の反応） | 3-(3) | | | | |
| 348 | 243 | 1 - 2 | 戦争末期には朝鮮・台湾の人々にも徴兵や徴用が適用され、また日本の鉱山などで日本人とともに働きました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（戦争末期における朝鮮・台湾の人々の労働の実態） | 3-(3) | | | | |
| 349 | 244 | 側注1 | 日本軍の死者約9万4000人を出す激戦の末 | 不正確である。（「日本軍の死者」） | 3-(1) | | | | |
| 350 | 245 | 2 - 7 | 鈴木貫太郎首相や主要な閣僚は、ポツダム宣言が条件付きの降伏要求であることに着目し、これを受諾する方向に傾きました。しかし、阿南惟幾陸軍大臣は…反対し、本土決戦を主張して譲 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。（ポツダム宣言受諾論と反対論の対立と原爆投下との時系列） | 3-(3) | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|--------------------|---|--|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| | | | りませんでした。 8月6日、アメリカは世界最初の原子爆弾（原爆）を広島に投下しました。 | | | |
| 351 | 246 | 8 - 9 左 | 札幌農学校を卒業後、農政学を学ぶため渡米します。アメリカで新渡戸はキリスト教徒となり | 不正確である。 (入信時期) | 3-(1) | |
| 352 | 246 | 11 - 13 左 | 日本人の真の姿を世界に知ってもらおうと、1899（明治32）年、英語で『武士道』という本を書きました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『武士道』の出版年) | 3-(3) | |
| 353 | 246 | 15 - 17 右 | 新渡戸は官職のほかにも京都帝国大学教授…などもつとめ | 生徒にとって理解し難い表現である。 (「官職」と「京都帝国大学教授」・「第一高等学校校長」・「東京帝国大学教授」との関係) | 3-(3) | |
| 354 | 247 | | 「日本軍の戦争犯罪」（全体） | 生徒にとって理解し難い表現である。 (日本軍の戦争犯罪の実態) | 3-(3) | |
| 355 | 248 | 12 - 13 左 | また中国でも、多くの死傷者が出ました。 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (中国で多くの死傷者が出た経緯) | 3-(3) | |
| 356 | 249 | 19 - 21 左 | 西暦の1945年を使わず、独立の機縁となった日本に敬意を表して、独立記念日を日本の皇紀で表現したのです。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (インドネシア独立宣言文で皇紀を使った理由について、断定的に過ぎる。) | 3-(3) | |
| 357 | 249 | 26 - 30 左 | スディルマン将軍は・・・独立戦争が始まると志願兵となり、選挙で最高司令官に選ばれました。独立戦争では残留日本兵もともに戦いました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「独立戦争」開始時におけるスディルマン将軍の地位) | 3-(3) | |
| 358 | 250 | 5 - 7 | 「原爆の破壊力はどのようなものか」下「両市の死者は21万人以上となりました。」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (251ページ囲み「戦後アメリカの原爆論の展開」の「フーバー大統領回顧録」中、「両市あわせて30万人以上の市民」との関係) | 3-(3) | |
| 359 | 252 | | 「復習問題」⑬中、「上海事件」及び⑭中、「アジア開放」 | 誤記である。 | 3-(2) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------------|------|--------------------|---|---|---------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 360 | 253 | 右上囲み | 【課題②について書いたさくらのノート】中、「③ワシントン会議でアメリカは日英同盟の破棄に動いた。」 | 不正確である。 (「破棄」) | 3-(1) | |
| 361 | 253 | 右上囲み | 【課題②について書いたさくらのノート】中、「⑤日本と中国の紛争においてアメリカは中国を支援し、日中戦争が始まってからも援蒋ルートによる支援を続けたので、日中戦争は泥沼 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日中戦争長期化の原因) | 3-(3) | |
| | | | 化した。」 | | | |
| 362 | 253 | 右上囲み | 【課題②について書いたさくらのノート】中、「⑥アメリカが石油輸出禁止など経済封鎖をしたため、日本は資源を求めて東南アジアに進出した。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (アメリカの石油輸出禁止と日本の東南アジア進出との時系列的関係) | 3-(3) | |
| 363 | 253 | 右下囲み | 【「戦争」を選んださくらのノート】中、「さらに、敗戦によって日本の歴史上初めて外国の占領統治下に置かれ」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (第5章には占領統治が出てこない。) | 3-(3) | |
| 364 | 254 | 囲み | 兄の一段目の吹き出し中、「レーニン は世界に革命を広げるためにコミンテル ンを組織し、各国でスパイとテロによ る破壊活動を始めたんだ。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (コミンテルンの活動内容) | 3-(3) | |
| 365 | 254 | 囲み | 兄の二段目の吹き出し中、「これに脅 威を感じたスターリンは中国に反日活 動をけしかけ、日本を挑発して日中戦 争に引きずり込むことに成功したんだ ね。同時に、日本はアメリカとの戦争 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (日中戦争・太平洋戦争の原因と経緯) | 3-(3) | |
| | | | にも引きずり込まれたわけだ。」 | | | |
| 366 | 258 | 22 - 24 右 | こうしたGHQの見方をもとに、1946 (昭和21)年5月から2年半にわたって開かれたのが、東京裁判です。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (東京裁判が開かれる経緯及び東京裁判とGHQとの関係) | 3-(3) | |
| 367 | 262 | 13 - 16 | ソ連は講和会議には参加しましたが… 調印を拒否しました。この結果、日本 とソ連との平和条約は締結されず、終 戦直後、ソ連が不法に占拠した北方4 島の返還は先送りされました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ソ連の調印拒否と平和条約締結・北方4島返還との関係) | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------------|------|---------------|--|--|---------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 368 | 263 | 囲み | 「⑥北方領土」中、「北方領土は…千島列島のうち択捉島、国後島、歯舞群島、色丹島の北方4島の範囲を指しません」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (同囲み2~4行目「しかし国後島、択捉島、色丹島、歯舞群島の北方4島は、その千島列島には含まれず」との関連が理解し難い。) | 3-(3) | |
| 369 | 264 | 表 | 「①冷戦の経過」中、「1949・・・中華人民共和国 (共産党政権) 成立」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (成立時の中華人民共和国の性格) | 3-(3) | |
| 370 | 264 | 表 | 「②戦後から1960年代までの主要な内閣の総理大臣と主な仕事」中、「1948 吉田茂 (第2次) サンフランシスコ講和条約 (1951)」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (条約締結・発効時の吉田内閣) | 3-(3) | |
| 371 | 265 | 5 - 6 | 吉田茂政権など自由党政権も、経済政策を優先させたため、改憲論議は遠のいていきました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「吉田茂など自由党政権」と自民政権との時系列的関係) | 3-(3) | |
| 372 | 265 | 囲み | 「⑥岸信介首相と安保改定」中、「日米安保条約を改正するため」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (「改正」はタイトルの「安保改定」と不一致) | 3-(3) | |
| 373 | 267 | 9 - 10 | 奄美諸島 | 表記が不統一である。 (262ページ17行目では「奄美群島」) | 3-(4) | |
| 374 | 269 | 10 右 | オリンピックには93か国5588人が参加しました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (93か国) | 3-(3) | |
| 375 | 270 | 16 - 18 | 中国では共産党をひきいる毛沢東国家主席が「大躍進」と呼ばれた農業政策に失敗し、 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「大躍進」の性格) | 3-(3) | |
| 376 | 271 | | 小見出し「米の政策転換と日中国交回復」(286ページ⑩及び288ページ下「第6章 現代の日本と世界・まとめ図」も同様) | 不正確である。 (「日中国交回復」) | 3-(1) | |
| 377 | 273 | 18 - 19 | また現代では日本の和食が世界的に注目され、2013 (平成25) 年、世界無形文化遺産に選ばれました。(同ページ上写真「⑥「和食」が世界無形文化遺産に」も同様) | 不正確である。 (「世界無形文化遺産」) | 3-(1) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------------|------|-----------|---|---|---------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 378 | 273 | 表 | 「㊟日本人のノーベル賞受賞者 (一覧表)」中, 「江崎玲於奈」のルビ「えざきれおな」 | 不正確である。 | 3-(1) | |
| 379 | 273 | 表 | 「㊟日本人のノーベル賞受賞者 (一覧表)」中, 「カズオ・イシグロ」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国籍) | 3-(3) | |
| 380 | 275 | 写真 | 「㊤天安門事件」キャプション中, 「民主化運動を弾圧するために出動した中国人民解放軍の戦車に立ち向かう学生。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (写真の人物の性格について断定的に過ぎる。) | 3-(3) | |
| 381 | 275 | 囲み | 囲み㊦全体 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (犠牲者数について断定的に過ぎる。) | 3-(3) | |
| 382 | 276 | 図 | ㊢中東を中心とした主な地域紛争の地図 | 地図に, 学習上必要な年次が示されていない。 | 2-(10) | |
| 383 | 277 | 8 | 津波による原子力発電所の事故で | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (事故原因) | 3-(3) | |
| 384 | 277 | 側注2 | 「ともだち作戦」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一般的な表記であるかのように誤解する。) | 3-(3) | |
| 385 | 278 | 図 | ㊢中国による民族弾圧と周辺地域との紛争 | 生徒が誤解するおそれのある図である。 (当該地域の現況) | 3-(3) | |
| 386 | 279 | 右下囲み | 「㊦憲法改正の動き」中, 「1990 (平成2) 年の湾岸戦争などを機に」 (286 ページ㊦も同様) | 不正確である。 (「1990 (平成2) 年」) | 3-(1) | |
| 387 | 280 | 23 - 24 右 | 灯台守は持っていた国旗からトルコ人であることを知りました。 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (トルコ人であることを知った経緯) | 3-(3) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会 (歴史的分野) | 学年 1-3 |
|------------|------|--------------------|---|--|---------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 388 | 287 | 囲み | 【さくらさんのノート 朝鮮戦争】中、「②…北緯38度の軍事境界線を境にする停戦協定が結ばれて」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (北緯38度線がそのまま軍事境界線であると誤解する。) | 3-(3) | |
| 389 | 289 | 右 | 「課題4 神話に見られる古代人の思想や、一揆、武士道などを通して、日本人の社会や組織がどのような特徴を持っているのか、意見を出し合いましたよ」中、「武士道」 | 生徒にとって理解し難い表現である。 (「武士道」について本文中に説明がない。) | 3-(3) | |
| 390 | 290 | 13 - 15 中 | 「共和制 (共和政)」中、「ローマの共和制では貴族や元老など限られた人々に国政の権限が委ねられました。」 | 誤記である。 (「元老」) | 3-(2) | |
| 391 | 290 | 26 - 31 中 | 「皇帝」中、「これに対し、西欧の皇帝 (エンペラー) の起源は古代ローマのユリウス・カエサルです。しかし、彼の正式の称号はアウグストゥスで、これは元老院の筆頭議員を意味する称 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (初期の「西欧の皇帝」をめぐる状況に関して誤解する。) | 3-(3) | |
| | | | 号であり、」 | | | |
| 392 | 290 | 38 - 41 右 | 「帝国」中、「王国は王様のいる国という意味ですが、帝国 (エンパイア) は他の民族をその統治下におく国をさします。」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「帝国」の定義について一面的に過ぎる。) | 3-(3) | |
| 393 | 292 | | 「事項さくいん」中、「運金」 | 誤植である。 | 3-(2) | |
| 394 | 294 | | 「事項さくいん」中、「祖」 | 誤記である。 | 3-(2) | |
| 395 | 295 | | 「事項さくいん」中、「土三湊」 | 誤記である。 | 3-(2) | |
| 396 | 300 | | 「人名さくいん」中、「渡辺華山」 | 誤記である。 | 3-(2) | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

| 受理番号 31-31 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|------|--------|--|--|--------------|--------|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | |
| | ページ | 行 | | | | |
| 397 | 裏見返 | 表 | 「世界各国・王朝の興亡一覧」中、「大和朝廷」 | 生徒にとって理解し難い表である。 （「大和朝廷」と「日本」との関係） | 3-(3) | |
| 398 | 裏見返 | 表 | 「世界各国・王朝の興亡一覧」中、2つの「新羅」 | 生徒にとって理解し難い表である。 （2つの「新羅」の関係） | 3-(3) | |
| 399 | 裏見返 | 表 | 「世界各国・王朝の興亡一覧」中、「六期」 | 生徒が誤解するおそれのある表現である。 （勢力名） | 3-(3) | |
| 400 | 裏見返 | 表 | 「世界各国・王朝の興亡一覧」中、「ローマ帝国」と「西ローマ帝国」と「東ローマ帝国」の境界 | 生徒が誤解するおそれのある表である。 （同図中、「フランク王国」、「西フランク王国」、「東フランク王国」の表記に照らして、「ローマ帝国」「西ローマ帝国」「東ローマ帝国」の関係について誤解する。） | 3-(3) | |
| 401 | 裏見返 | 表 | 「世界各国・王朝の興亡一覧」中、「イギリス領」 | 不正確である。 （同図中、すぐ上の「イングランド王国（プランタジネット朝）」に照らして、国名が不正確である。） | 3-(1) | |
| 402 | 裏見返 | 表 | 「世界各国・王朝の興亡一覧」中、「ロンバルト王国」 | 誤記である。 | 3-(2) | |
| 403 | 裏見返 | 表 | 「世界各国・王朝の興亡一覧」中、「（ローマ教皇領） イタリア王国」 | 生徒が誤解するおそれのある表である。 （「ローマ教皇領」と「イタリア王国」との関係） | 3-(3) | |
| 404 | 裏見返 | 表 | 「世界各国・王朝の興亡一覧」中、「ギリシア王国」、「ギリシア共」 | 表記が不統一である。 （26ページ見出しには「ギリシャ」とある。） | 3-(4) | |
| 405 | 裏見返 | 表 | 「世界各国・王朝の興亡一覧」中、2つの「イスラエル共」 | 生徒にとって理解し難い表である。 | 3-(3) | |
| | | | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定審査不合格となるべき理由書

| | | | | |
|------------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 31-33 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|--------|-------|--------------|--------|

1. 検定審査不合格理由

本申請図書は、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成29年8月10日文部科学省告示第105号）に照らして、以下の理由と「2. 欠陥箇所」に示すとおり、中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号。以下、学習指導要領という。）の社会科の目標、社会科の歴史的分野の目標、内容及び内容の取扱いに照らして、教科用図書としての基本的な構成について重大な欠陥が見られ、教科用図書として適切性を欠いている。

学習指導要領の社会科の目標においては、「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動」を通して、主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎の育成を目指すことを掲げている。また、社会科の歴史的分野の目標においても、「社会的事象の歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動」を通して同様の資質・能力の基礎の育成を目指すことを掲げている。これらに照らして本申請図書は、学習する上で必要な課題の設定がなされていないため、社会的な見方・考え方や社会的事象の歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を行うことが非常に困難な構成となっている。

また、特定の時代や題材に偏った構成となっており、全体として調和がとれていない。

さらに、学習上必要と考えられる諸資料が少なく、年表を活用した読み取りやまとめ、文献、図版などの多様な資料、地図などを活用して、調査や諸資料から歴史に関わる事象についての様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付けさせるには不十分である。

また、身近な地域の歴史の学習にあたって、人々の生活や生活に根ざした伝統や文化に着目した取扱いがなされておらず、自らが生活する地域や受け継がれてきた伝統や文化に関心をもたせるには不十分である。

| 受理番号 31-33 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|--------|------|---|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 1 | 全体 | | 全体 | 学習指導要領に示す社会科の目標に一致していない。 （「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」） | 1-(2) | | | | |
| 2 | 全体 | | 全体 | 学習指導要領に示す歴史的分野の目標に従っていない。 （「社会的事象の歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」） | 1-(3) | | | | |
| 3 | 全体 | | 全体 | 学習指導要領の内容に示す事項を取り上げていない。 （内容A(2)ア(ア)の「自らが生活する地域や受け継がれてきた伝統や文化への関心をもって、」） | 1-(3) | | | | |
| 4 | 全体 | | 全体 | 学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 （内容の取扱い(2)イの「人々の生活や生活に根ざした伝統や文化に着目した取扱いを工夫すること。」） | 1-(3) | | | | |
| 5 | 全体 | | 全体 | 学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 （内容の取扱い(1)イの「調査や諸資料から歴史に関わる事象についての様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習を重視す | 1-(3) | | | | |
| | | | | ること。その際、年表を活用した読み取りやまとめ、文献、図版などの多様な資料、地図などの活用を十分に行うこと。）」 | | | | | |
| 6 | 全体 | | 全体 | 題材の扱いが、全体として調和がとれていない。 | 2-(5) | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定審査不合格理由書

| | | | | |
|------------|--------|-------|--------------|--------|
| 受理番号 31-33 | 学校 中学校 | 教科 社会 | 種目 社会（歴史的分野） | 学年 1-3 |
|------------|--------|-------|--------------|--------|

1. 検定審査不合格理由

本申請図書は、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成29年8月10日文部科学省告示第105号）に照らして、以下の理由と「2. 欠陥箇所」に示すとおり、中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号。以下、学習指導要領という。）の社会科の目標、社会科の歴史的分野の目標、内容及び内容の取扱いに照らして、教科用図書としての基本的な構成について重大な欠陥が見られ、教科用図書として適切性を欠いている。

学習指導要領の社会科の目標においては、「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動」を通して、主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎の育成を目指すことを掲げている。また、社会科の歴史的分野の目標においても、「社会的事象の歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動」を通して同様の資質・能力の基礎の育成を目指すことを掲げている。これらに照らして本申請図書は、学習する上で必要な課題の設定がなされていないため、社会的な見方・考え方や社会的事象の歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を行うことが非常に困難な構成となっている。

また、特定の時代や題材に偏った構成となっており、全体として調和がとれていない。

さらに、学習上必要と考えられる諸資料が少なく、年表を活用した読み取りやまとめ、文献、図版などの多様な資料、地図などを活用して、調査や諸資料から歴史に関わる事象についての様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付けさせるには不十分である。

また、身近な地域の歴史の学習にあたって、人々の生活や生活に根ざした伝統や文化に着目した取扱いがなされておらず、自らが生活する地域や受け継がれてきた伝統や文化に関心をもたせるには不十分である。

| 受理番号 31-33 | | 学校 中学校 | | 教科 社会 | | 種目 社会（歴史的分野） | | 学年 1-3 | |
|------------|------|--------|------|---|-------|--------------|--|--------|--|
| 番号 | 指摘箇所 | | 指摘事項 | 指摘事由 | 検定基準 | | | | |
| | ページ | 行 | | | | | | | |
| 1 | 全体 | | 全体 | 学習指導要領に示す社会科の目標に一致していない。 （「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」） | 1-(2) | | | | |
| 2 | 全体 | | 全体 | 学習指導要領に示す歴史的分野の目標に従っていない。 （「社会的事象の歴史的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、」） | 1-(3) | | | | |
| 3 | 全体 | | 全体 | 学習指導要領の内容に示す事項を取り上げていない。 （内容A(2)ア(ア)の「自らが生活する地域や受け継がれてきた伝統や文化への関心をもって、」） | 1-(3) | | | | |
| 4 | 全体 | | 全体 | 学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 （内容の取扱い(2)イの「人々の生活や生活に根ざした伝統や文化に着目した取扱いを工夫すること。」） | 1-(3) | | | | |
| 5 | 全体 | | 全体 | 学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 （内容の取扱い(1)イの「調査や諸資料から歴史に関わる事象についての様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習を重視す | 1-(3) | | | | |
| | | | | ること。その際、年表を活用した読み取りやまとめ、文献、図版などの多様な資料、地図などの活用を十分に行うこと。）」 | | | | | |
| 6 | 全体 | | 全体 | 題材の扱いが、全体として調和がとれていない。 | 2-(5) | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。